

石炭対策特別委員会議録 第十六号

昭和三十一年五月二十一日(火曜日)

午前十時二十二分開議

出席委員

委員長 上林山榮吉君

理事 有田 喜一郎君 理事 神田 博君

理事 始関 伊平君 理事 岡田 利春君

理事 多賀谷 貞君 理事 中村 重光君

有馬 英治君 木村 守江君

倉成 正君 藏内 修治君

齋藤 邦吉君 藏内 直藏君

白濱 仁吉君 中村 幸八君

井手 以誠君 滝井 義高君

細迫 兼光君 伊藤卯四郎君

出席國務大臣 福田 一君

出席産業大臣 福田 一君

出席政府委員

厚生 技官 五十嵐義明君

(環境衛生局長)

通商産業政務次官 廣瀬 正雄君

通商産業事務官 渡邊彌榮司君

(大臣官房長)

通商産業事務官 中野 正一君

(石炭局長)

通商産業事務官 八谷 芳裕君

監督官

(鉱山保安局長)

委員外の出席者

大蔵事務官 船後 正道君

(主計官)

大蔵事務官 田代 一正君

(主計官)

厚生 技官 石橋 多聞君

(環境衛生局長)

農林事務官 大河原 太一郎君

(農地局管理部長)

農地課長

通商産業事務官 矢野俊比古君

(石炭局鉱害課長)

自治事務官 茨木 広君
(財政局財政課長)

五月二十一日

委員稲富稜人君辭任につき、その補欠として伊藤卯四郎君が議長の名指で委員に選任された。

本日の会議に付した案件

石炭鉱害賠償担保等臨時措置法案
(内閣提出第九四号)

臨時石炭鉱害復旧法の一部を改正する法律案(内閣提出第二二〇号)

石炭対策に関する件(大浜炭鉱の出水災害に関する問題)

派遣委員からの報告聴取

○上林山委員長 これより会議を開きます。

この際、先般山口県小野田市の大浜炭鉱における出水災害の実情を調査してまいりました派遣委員から、その報告を聴取することといたします。藏内修治君。

○藏内委員 去る五月七日、山口県小野田市の大浜炭鉱において起こりました炭鉱内出水災害につきまして、私、藏内修治、岡田利春、稲富稜人の三名は、石炭対策特別委員会から派遣され、現地調査を行なつてまいりましたので、ここに調査の結果を御報告申し上げます。

まずわれわれは、十五日午後六時半東京を出発し、十六日午前六時半広島に到着、広島から荒居広島通商産業局長及び相田広島保安監督部長が乗

車、以後現地小野田市までの車中約三時間、局長及び部長から災害の説明及び意見を聴取し、午前十時三十分大浜炭鉱に到着いたしました。

大浜炭鉱においては、災害箇所等を視察調査する予定でありましたが、現在坑内に入ることは非常に危険であるとのこと、予定を変え、上野大浜炭鉱社長から出水事故の詳細な模様や、事故以来十日間の困難な救助作業の実情を聞いた後、派遣委員から質問が行なわれまして、その後同鉱会館において、遭難者の家族を見舞ひ、激励してまいりました。その際、遭難者家族の方から炭鉱夫の実情を説明された後、遭難者家族の今後の生活補償について御努力願いたいという強い希望がありましたので報告いたしておきます。

次に、鉱山保安監督部長及び会社側から聴取いたしました今回の災害の概要を、取りまとめ簡単に申し上げます。お手元に配付してあります見取り図をごらんいただきたいと存じます。

出水のあった地点は、一卸左一坑道右七片小川で、右七片岩盤坑道より約五十五度の上り傾斜で約二メートル繰り上がって七片層に着炭しており、この繰り上げは五月五日一番方より採炭したばかりの新しい切り羽で、六日一番方で切り羽は約四メートル進行していたが、その後切り羽の深側に重正がかり、高さ約二メートルの天盤が部分的に崩落し、この天盤から約四立方メートルの湧水がありました。その後六日、二番方の二十二時三十分ごろ、切り羽の深側の半分は、重正のた

め天盤が押えられ、ギロと称する水を含んだ泥土砂が流出してきたが、湧水は同じでありました。七日一番方でゲート坑道の器材を撤収中、突然ナンバー九の繰り上がり立坑下に泥土の流出が起きました。

当日、この方面で作業していた従業員の配置は、右七片奥の右二坑道掘進、左二坑道掘進にそれぞれ三名、またその手前の坑道仕繰りに三名、右七片小川いゲートの撤収作業に八名、右七片小川いエンジンの撤収に二名、右五片切り羽の器材撤収作業に四名、右八片切り羽に二名、その他右七片から右九片の道中等に人の配置があるが、七片及び一卸のダムより奥部に係員を含めて八十八名が作業についておりました。この小川い出水により、直ちに退避警報が発せられ、全員退避をいたしました。右七片奥部の九名及び小川いの二名並びに右五片の四名、計十五名は逃げおくれたのであります。

出水災害の発生を報告を受けた田島保安管理者は直ちに退避命令を発し、事故現場奥部の作業者十五名は退避未確認であるが、防水ダム位置まで水と泥土が押し出してきたため、十時ごろ七片ダムを閉塞しました。そしてさらに一卸方面に水が流出してきたので、十時三十分一卸ダムを閉塞し、十二時三十分左七片ダム手前の馬の背手前まで出水が一部オーバーして停止していることを確認し、また一卸方面は十三時、ダム上部五十メートルの位置まで増水停止していることを確認したとのことであります。

次に、災害の原因について申し上げます。現在調査中ではありますが、出水した水質分析及び現在の出水量等から判断して、海水の浸入とは考えられないとのこと、この付近の深度は海底下約百五十メートルであつて、炭層上部の含水層が天盤の軟弱部から崩落して出水したものと考えられ、なお今後引き続き原因の究明に当たっております。

次に、救出作業の経過についてであります。十五名の遭難者中、右七片坑道の九名の就業者を除き、他の六名は事故後の最大水位より高いところで作業していたので、そのまま避難していると考えられ、山では何よりも排水作業にすべてをかけておりますので、その経過について申し上げます。

出水後、増水経過を見守つた後、増水傾向もないので直ちに排水器材の準備、人員配置等を編成し、一卸坑道より七日十六時五十分ごろ三十馬力ポンプで排水に着手、その後五十馬力のタービンポンプ等で排水する一方、七片は八日五馬力自給ポンプで排水し、九日四時五十分、一卸ダム板二枚をあけたところ、溜り水のみのように見えましたが、六時全開したところ、坑道下に泥土砂約三十センチ溜り、排水をしながら一方泥土砂を坑道側壁に片づけて、排水ポンプを漸次下げ、さらに排水施設を増強するため、五月十二日サンドポンプを設置して排水排土を行ない、五月十三日、一卸は左一坑道口まで不眠不休によりとりあげました。また一方、七片方面は五月十二日

四時ダムを全開したところ、土砂が全面にあるため排土作業にかかって坑道とけを急いでおります。

五月十五日三時現在、一卸方面は満水位置から百五十六・七メートル進行し、排土量四百九箱となっており、また七片方面はダムから先三十六メートル進行、排土量は四百七十箱を出し、両箇所ともガスは現在安全な状況であるとなっているものの、流水とともにガス湧出の危険性もあるので、これらに対する警戒を行なうとともに、再出水についても水質分析、水質等その他科学的調査を行なって測定しております。

なお、現在全山を休業して救出作業に集中しております。今後の対策及び見通しについては、現在のところ原因究明と並行して検討中なので、いましばらくかかる見込みのこととあります。

以上が災害の概要、原因、救出作業経過であります。

次に、現在行なわれております石炭鉱業合理化計画のうち、ビルド鉱に指定される海底炭鉱の占めるウェイトは非常に大きく、宇部地区もその一つであります。このたび災害事故のありました大浜炭鉱は昭和十二年の創業で、現在月一萬五千トン、五千七百カラリの優良鉱で、石炭鉱業合理化事業団の昨年の調査では、ビルド鉱に指定され、中小炭鉱の中でも優良炭鉱であるとされております。このような炭鉱において他にあまり類のない事故が起きたということは、今後の石炭産業構造及び保安の上からも大きな問題であります。

そこで、今回の出水災害の調査の結果考えられる問題点といたしまして、まず第一に、海底炭鉱においては十分なる海底ボーリングによる地質の調査研究に力を入れ、切り羽を開く場合特に慎重に行なう必要があり、ボーリング船の建造を早急に具体化すべきである。

第二に、保安設備及び機械等の充実のため、合理化融資の範囲の拡大及びその増額を考慮すべきであり、貸し付け業務の迅速をはかるべきである。

第三に、鉱山保安監督官の監督業務をさらに強化する必要がある。以上三点であります。

なお、中小炭鉱においては賃金の切り下げが行なわれ、低賃金で合理化に協力しておる実状であるが、一たび災害死亡が起ると、その労災補償がきわめて低く、遺家族の更生にも支障があることは十分検討されなければならぬことを遺族との話し合いの中で痛感されました。

終わりに、政府においては今後の石炭政策、すなわち石炭鉱業合理化計画を行なう上に、特に保安関係の行政指導及びその予算措置等を講ずるよう要望しておきます。

以上をもって報告を終わりたいと存じます。

○上林山委員長 石炭対策に関する件について、調査を進めます。

ただいま派遣委員より報告を聴取いたしました。大浜炭鉱の出水災害に關しまして質疑の通告がありますので、これを許します。細迫兼光君。

○細迫委員 いまの御報告に關してちょっとお尋ねしたいのですが、大浜

炭鉱の隣に本山炭鉱というのがあります。この本山炭鉱はすでに閉山をしておる。したがって、坑道には水が充満しておるのであります。しろうと考えるに、水圧関係に何らかの変化があるだろうということが予想されます。現に本山炭鉱労働組合の幹部と地方選挙の当時話したのでありますが、大浜炭鉱あふないぞということがあるておりました。この本山炭鉱閉鎖によつて本山の坑道に水が充満したというところについての対策、これに対する考慮というものが、何らか大浜に對して講じられたかどうか、御調査の結果いかがでございますでしょうか。

○八谷政府委員 この点につきまして、私どももいたしまして一応調査を進めてまいつたわけでございます。今後いろいろ調査する点もまだあるかと思ひますけれども、現況におきましては、本山炭鉱とは深度におきまして、地質的にも異なっておりますので、この断面図等をとりましたも、全く無関係ではないか、かように考えられるわけでございます。本山炭鉱に對して過去に出水もいたしておりますが、しかし、この出水状況と同一視することとできないのではないかと、かように考えるのでございまして、こういう状態をいろいろ総合いたしますと、本山が陥し、そうしてここが水没されていったということと現在の出水災害というところは無関係であらう、かように考えておるわけでございます。

○細迫委員 御調査の結果もそこに及んでおると思いますが、あそこの雇用関係ですが、下請組夫が非常に多いのです。大浜の社長は大倉の労働関係を經上つてきた人でありまして、その經

営の基本方針というものが労働組合に閉鎖したときに全員解雇して、再採用という形で新しい鉱員を組織したのであります。その際組合活動者は全部採用しないということによつて、彼が豪語しておりますように、いま大浜の鉱員はみなおとなしい優秀な人だ、つまり文句を言わない労働者だという状況になっておるのです。労働組合の強いところは災害が少ないということ、元の大倉教授の向坂さんが統計によつて立証しておるところであります。あそこの大浜炭鉱には組合がでない、つぶされるのです。そういう労働組合のみずからの生命の危険に對するいろいろな主張というものが経営者のほうに伝わらないというやうなことが、基本的な一つの原因をなしておるのじゃないかと私は思ふのであります。朝日新聞の現地からの報告によりまして、ほかの災害のケースでは、家族の者が事務所へ押しかけてわいわいめき、要求するやうな状況がどこでもあつたものが、大浜では家族は住宅の奥で泣いておる、事務所へ押しかけてわいわい騒ぐやうなことが見受けられないやうなことを報告しておるのであります。そういう炭鉱における労働組合のぶつぶし、こういうことは保安上まことに私は憂うべきことだと思ふのでありますけれども、一体御当局においては、このような労働関係についてのことも指導勧告等を從來なされておりますかどうか、御注意なさっておりますか、お伺いします。

○八谷政府委員 大浜炭鉱におきましては、御承知のとおり、大浜炭鉱自体は海底下ではございまして、しかも坑道あるいは作業場が水が回つてまいりまして盤ぶくれその他非常に重圧の激しいところでございまして、現在石炭鉱業は合理化されましたが、鉄柱カッベというものも大浜炭鉱で初めて始まつたやうな状況であるわけでございまして、過去におきます災害は、私どもから見ますと、これは統計的な判断でございまして、これは統計的な判断で見ますと、全国あるいは宇部地方に比べて決して多いほうではないのじゃないか、かように考えておるやうな統計面からいいますと、災害の少ない炭鉱に属する、かように考えておるわけでございまして。一応統計的に申しますと、私どもは災害率を稼働延べ百萬人当たりであらわしておるわけでございまして、三十七年の一年間のものを見てみましても、全国が百萬人当たり九百七十七人、ところが宇部地方は非常に少なくて、その六割弱でございまして四百八十七、こういうふうになっておるわけでございまして。ところが大浜炭鉱ではさらにその半分以下に下がりまして二百三人、こういうふうな順序でございまして、全国の半分程度が宇部地方の平均である、その宇部地方のさらに平均を下回つておるやうなことでございまして、從來の災害の状況は、今回のやうな非常に遺憾な大災害を除きますと、非常に死傷者が少なかったのじゃないか、かように考えておるわけでございまして。労働組合等に對しましては、ただ

いま御指摘のあったとおりでございます。して、労働協議会でございますか、そういうものが結成されております、その委員長は元の組合長だったとも聞いておりますけれども、今回のような災害に直面いたしますと、労働者を統率し、いろいろな会社と話し合いをしていくというような中心が、他の炭鉱等と比較いたしますとやや欠けておられるのではないかと、いろいろな点も考えられる節もございまして、過去の災害状況からいたしますと、ただいまのようなことでございます。

○細田委員 これは炭鉱一般のことですが、監督官を寄せつけたがらないのです。これは一般の傾向としてお認めになると思うのですが、あらゆる手段を講じて、はなはだしきに至っては、見てもいたくないところはばらしてしまおうというようなことも、小さい炭鉱なんかには行なわれておる。将来、監督官を忌避するとうような炭鉱側の工作に対して、十分現地を調査するという点について、より強硬な慎重な方針が必要だと思ふのですが、何かお考えのところがあれば承りたいと思います。

○八谷政府委員 ただいま御指摘がございました、中小炭鉱のうちでも特に小さな炭鉱においては、保安監督官が来たいろいろな工作を行なうとかいふようなこともかつてございましたけれども、結局、保安をやつていかなければ生産が順調に進まない、合理化もできない、こういうことで、最近におきましては、特に宇部地方はそういう情勢がいろいろと思ひますけれども、非常に監督官にも協力いたしまして、監督官が来たからいろいろな工作をする

ということが決してないような状態になつてゐるということに非常に幸ひに存じておりますが、今後さらに労使と協力いたしまして、監督の面、また指導の面の実をあげて参りたい、かように考えております。

○岡田(利)委員 閣下連してこの際、石炭局長にお伺ひしておきます。

大浜炭鉱といへば、実は災害復旧をしておるわけですが、しかし炭鉱は、危険であるという判断で就業拒否をするという傾向も、私も帰つた以後起きておるうちに実は聞いておるわけですが、問題は、大浜炭鉱は、調査団のこれからの炭鉱近代化計画の中でも、一応ビルドアップの山に指定をされておるわけですが、しかし中小炭鉱でありますから、この災害の復旧に相当の資金を要し、相当の日数を要するものと考へるわけですが、したがつて、このまま放置しておく、即閉山という事態も起きるのではないかと、こう判断されるわけですが、そういったこと、年産約二十万トンの山が突如として閉山されるということになるのでありますから、現行計画にさらに二十万トンの閉山というものがプラスされる。しか、大浜炭鉱には実に千名の人員が稼働しておる。そういったこと、この労働者に対する対策も非常に重要な問題になつてくるのではないかと、こう判断をされるわけですが、いまここで、これが閉山になるかどうか云々すること、それは若干早計かもしれないけれども、一応炭脈からいうと十年間の採掘量があるのではありませんか、そういう面ではやはり何らかの対策を立てて、この山が再建できる方途を講ずるということ

とが第一義的に考えられなければならぬのではないかと、こう私は考へるわけですが、大手の場合でも、今日炭鉱は資金繰りが悪くて、災害がありますと、その復旧には非常に困難を来すのでありますから、そういう意味で、当面もうそろそろ資金対策その他の問題が出てまいらぬと思ひますので、局側として、特にビルドアップに指定されている大浜炭鉱の再建についてはどういふふうにお考えられておるか、お伺ひしておきたいと思ひます。

○中野政府委員 ただいま大浜炭鉱の今後の再建の問題について、現地を調査された結果について、岡田先生から御指摘があったのであります。通産省といたしましては、大浜炭鉱は中小炭鉱のうちでは比較的安定をした経営を今後でもできる、いわばビルドアップという考え方に立つておいたわけでありまして、今回の非常な不幸な災害によりまして、いま災害救助に全力を尽くさせるようにやられておりますが、今後の大浜炭鉱の再建につきましても、資金面等についていろいろ問題がある、すでにそういう話もわれわれ聞いております。特に大浜炭鉱は、従来関係の会社あるいは銀行というところからあまり援助を受けてなくて、独立で——これは先ほど細田先生からも御指摘がございました、昔の大倉組ですが、そういう関係で、こういう問題が起きますと、資金の手当てその他について、いままですうまくやっておつた、あまり借金もないというふうなところのために、かえつて資金調達が非常にむずかしいというふうなこともある

ようでございます。実は今度災害が起つた新しい炭鉱のほうを掘ることにつぎまして、今後近代化資金あるいは開採の資金等々、政府の資金で応援をせねばいかぬのじゃないかということ、いま計画を立てておつたこと、さしあたりの再建あるいは今後の炭山の掘進等にあたりまして、政府としてあるいは関係の金融機関等にあつせんをする等、いろいろな方法を講じまして、できるだけこの再建についてはわれわれとしては協力してやつていきたい、こういう考え方でございまして、

○岡田(利)委員 いまの説明で一応理解はできますけれども、私は、大浜炭鉱の場合には最悪の事態がきつめて早期時期にくるのではないかと、こう判断をするわけですが、たとえば山を放棄するということになりまして——すでに保安要員ですら現在なかなか就業しない、こういう事態が発生しておるわけですが、そういったこと、復旧の前にまず遺体搬出に対する努力がどの程度払われるか、こういう問題が出てまいりますと、炭鉱と会社の関係、これは労働組合がありませんし、そういう面でもまたここに問題があるわけですが、ですから、従来であれば時間の経過を待つて、その結果に基づいて今後の再建策はどうかという問題について一応の結論といたしますか、そういうことが行なわれておるのであります、今日の事情ではどういふことか、私にはよくおられないのではないかと、私はこういふ気がするわけですが、たとえば豊州炭鉱をはじめその他の水没事故で、遺

体搬出ができない、それでも一年ぐらいは一応その努力をする。ところが大浜炭鉱の場合には、そう長期間そういう努力が継続されるとはどういふ理解できないわけですか。そういったこと、実際にこの山が再建できるかどうかという面については、従来の考え方を改めて、ある時期に調査団を派遣をして、一応この山の再建問題について早期時期に見きわめをする必要があるのではないかと、従来の考え方ではもう現状には合わないのではないかと、こう私は考へるわけですが、この点特に私は、今日の大浜炭鉱の実態から考へて、この面を十分配慮をして、適切な措置をとられることを強く要望しておきたいと思ひます。

○上林山委員長 次に内閣提出、石炭監督賠償担保等臨時措置法案及び臨時石炭監督復旧法の一部を改正する法律案を議題として、前会に引き続き質疑を行ないます。

質疑の通告がございまして、これを許します。滝井義高君。

○滝井委員 臨時石炭監督復旧法の一部を改正する法律案並びに石炭監督賠償担保等臨時措置法について、二、三質問をいたしたいと思います。

まず第一に、この合理化における新しいスクラップ方式がだんだん推進をされてまいりますと、炭業者の負担を伴う炭害の復旧というものは、おのずから整理促進交付金の範囲内であるという傾向が非常に強くなるわけですが、その結果、交付金の限度内では全部の炭害の復旧ができない、こういう事態の起こる可能性が多いわけですが、すなわち究極的には無資力炭害ですか、そ

ういうものが非常に多くなつてくることになるわけだ。そうしますと一体どういふことになるかという、まず第一に、県なりあるいは地元の市町村の支出が非常に増加をするということになります。たとえてみるならば、この無資力鉱害で三億四千万円くらい予算が、福岡通産局で調べてみるとあるそうですが、それで県の支出が五千二百七十三万円になるわけだ。これだけば大きなものを県が支出することになるわけだ。五千二百七十三万の純県費があれば、相当な県政の推進ができるわけだ。ところが鉱業権者が無過失賠償責任を負うべきものが、無資力になったために、全く自分の責任でなかった県にかかってくる、それだけ県政の他の部分における力がそがれていくという、こういう形が出てくるわけだ。そういうものは最後のところは、何でもかかわれるかという、ほとんどが交付税か特別交付税でまかなわれていく、こういうことになるわけだ。

今度地方財政法の一部が改正をされております。それによりますと、鉱害復旧事業団など地方公共団体以外の者が実施する鉱害復旧事業につき、臨時石炭鉱害復旧法の規定により地方公共団体が負担をし支弁し、または補助するために要する経費については、当分の間地方債をもってその財源とするということができるものとする、という、こういう要綱ですが、地方債を財源にしておるわけだ。それから、地方公共団体が施行する鉱害復旧事業に要する経費に充てるため起した地方債、及び前項の地方債の元利償還費の一部については、これは一部です。一部については、地方交付税の額の算定に用

いる基準財政需要額に算入することとすることという、これは先日衆議院を通過して、いま参議院に上つておるわけだ。これを見ましても地方債か、そうでなかったらそのあと始末を交付税でやる。こういう形にしかなくていいわけだ。これでは非常に事務的に複雑になるし、金のくるのはおそい、こういう形が出てくるわけだ。そうしますと、財政がだんだん苦しくなる。筑豊における自治体というのは、特に県は右から左に金を出すという気持にならぬわけだ。この問題に対する解決というものをわれわれはあれだけ議論をしたけれども、先日地方行政委員会、本会議を通つた改正というものはこういう状態だ、ということだ。われわれがここで幾ら言つたって、実現をしていない、ということだ。やはり、事務的にめんどくさい地方債をやらなければならぬ。今度にはさらに年度末になって、交付税、特別交付税をむずかしい計算をしてもらわなければならぬ。こういう形にしか処理されていかない、ということだ。ここに、一つ、今後の鉱害対策上における負担が非常に増加する傾向にあるにもかかわらず、地方財政の軽減に対するものと簡単な、しかも敏速な方法で処置されていかない、ということだ。それからいま一つは、事業団の復旧の事務経費、こういうものが非常に増加をしていく、ということ、これに対する対策が、わずかに事務費の中に何かまぎれ込んでおるといふ形、将来復旧事業団の事務費がふえることはわかつておるのですから、新しい項目を設けて堂々と計上する必要がある、そういうことがされていらない。

それから、こういう形になると、暫定補償というものがぐんぐんふえてくる、こういうものも十ばかりから入られておるといふことではないか、と思う。こういう根本的な問題について、非常にこそくな前進しか見られていない。これではこし五百五十三万トンのスクラップ化をやる、とする政府は、いたずらに山をつぶすことに急にして、そのあと始末について積極性がないう、ということ、根本的なところを一体どうするか、ということ。私たちは、こういうちやちやな、こそくなことでは、率直に言つて五百五十三万トンの山をつぶすことについて了承できない。まず山をつぶすならば、あと始末をきちんとやるという方針を確立しておいて、それから山をつぶしてもらわなければ、いづれ雇用対策の問題その他についても議論をします。が、一番大事な雇用の面とあと始末の鉱害復旧の面が非常におどろろである、ということ、そして山をつぶすことだけ非常に行つて、急である、こういう合理化方式というものは私は納得いかない。地方債をもってし、交付税をもつてしたのでは、事務が複雑だからだめです。率直に言えば、ずばり補助金を出していくこと。同じ金を出すのですから、朝令暮改的なことをやらずに、簡明率直にできる補助金を一番わかりやすい。一番早く金がかかるわけだ。事務もめんどくさいくない。なぜそういう方式がとれなかったか、ということだ。それから事業団等について、どうせこれは出さなければならぬ、というものですから、こういうものについて、なぜ出さなかったか。これについて通産当局の、大臣見解です。からできれば政務次官に御答弁願います。

○廣瀬(正)政府委員 石炭政策を進めてまいりつぎまして、それに関係いたしております各種の国家資金を伴います措置につぎまして、十分やるべきことは御指摘のとおりでありまして、今度の法律の改正にあたりました。もう、そういう点十分努力をいたしたつもりでございまして、ただいまお話しのような、いろいろ遺憾な点がある、しも残っていないではないと思つております。第一番に御指摘になりました、今後だんだん多くなつてくることを予想されます無資力の鉱害問題にいたしましても、無資力の鉱害がふえれば、ええ、ただ、地方公共団体の負担が増高していく、ということになりますので、これにつぎましては、ただいまお話しのように、あるいは地方債でありますとか、あるいは地方交付税でありますとか、あるいはいろいろなことによつて一応救済することにはなつておりますけれども、そのものずばりという簡素簡明な方法が講ぜられていないことは、まことに遺憾に思います。それで国家財政等の関係もございまして、各種の意見もございまして、そういうことになったわけでございますが、しかし、ただいま御指摘の点はまことにごもっともな点だと思いますので、大臣からも前回お答えを申したかと思つて、御期待に沿うべく努力してまいりたいと思つております。

それから第二にお話でございます。事業団の復旧経費の増高に伴つて資金を必要とするが、そんなのを一括して、全体の事業量の一五%というふう

に想定したおったわけでござい
すが、これはまた来年の問題になりま
す、現在私どもとしては、現在の無
資力の実情というものを九州の局を通
じて事前調査を進めておりまして、こ
れを早急に確定して、来年の無資力鉅
害の対策について基礎のしっかりした
データを得たい。この点の全体のパー
センテージが一五％というのは、この
前の説明の際にも、これは上回って
るのであるというようない見通しで、確
定的な数字を申し上げるところまで、
いま事前調査のすべてが済んでおりま
せんので、量か幾らかという具体的
なものについては、いまのところは答
えできないわけでありまして。

○滝井委員 一五％程度どころじゃな
いと思うのです。今後はおそらく中小
はほとんど全部無資力になると思うの
です。しかもあな方は、大手を第二
会社に移すことをどんなお認めにな
った。なおけしからぬことには、第
二会社は認めぬと言っておった有沢調
査団が、先頭に立って第二会社を認め
るという方向に向いておる。こうなり
ますと、第二会社がまた斤先を出せば
いいのですから、これはもうばらばら
です。全部無資力になってしまふ。専
門家の意見によると、どんなに少なく
見積もったって、五割は無資力にな
る。どうかすると、六割か七割は無資
力になるだろうと専門家は言っておる
のです。そうなりますと、これだけの
山が無資力になると、いまの三億や四
億の無資力の金では、これはちょっと
間に合いません。おそらく三倍も四倍
もの金、十億とか十五億とかの予算を
組まなければと間に合わないとい
う状態が出てくる。これは明らかな

です。三十七年度でいまあなたのお
っしゃるように、三百二十万トンのう
ち一五％ぐらいいだというので、三億
ちょっとの金をおきめになったのだろ
うと思いますが、もちろん実際はこれ
よりはるかに多くなる。しかも、傾向
としては多くなりつつあるこれはもう
明らかなんです。そうしますと、その
ときは当然、今年度で三百二十万ト
ンをおやりにならなければならぬわけ
ですが、これは当然補正予算なり予備費
の流用をどんどんおやりになって、無
資力のほうにお出しになるのではし
ょうね。

○廣瀬(正)政府委員 無資力鉅害の把
握がまだ十分にできておりませんの
で、私もどなたもいたしましては、現在の
予算でやっていけるとは思いませんけれ
ど、非常に食い違った多額の経費を必
要とするということになりまますな
らば、その節また考えてみたいと思いま
す。

○滝井委員 これは現実にもう出てお
るのです。私がここで私自身の知って
おるところを述べてみても、たとえば
一億の鉅害がある、ところがこれをや
るのに五年も十年もかかれば別です。
いまのところではやれるのです。この前
の多賀谷君等の質問で大臣が明らかに
したように、やはり三年か四年のう
ちにやっしまおう、こういうことにな
れば、三年か四年でも被害地の住民
はたいへんですよ。買い上げになるま
でに、どうかすると一年も一年半も二
年もかかってくる。鉅害は、それより
も三年も四年も前に出ておる。です
から、鉅害を受けてから、いよいよ認定
を受けて、復旧してやるぞと言われる
のに五年くらいかかる。復旧してやる

ぞというその復旧計画に乗って、復旧
に着手されるのがまた五年もかかる
いうことで、十年かかったら、そのう
ちに家は倒れてしまうのです。これ
はいかぬと思うのです。やはり、認定
をしてもらってから二年ぐらいいでや
ってもらわなければいかぬ。ところが
いま、それを五年ぐらいいでやろうとい
うのです。一億ぐらいいの鉅害を千万
か二千万かの金を出して五カ年計画で
やります、こういうことなんです。そ
れでは納得ができないのです。したが
って、いま言うように、三億やそこら
はとも間に合わない。だから予備費
を出すなり、この前も言ったよう
に、警察職員をふやすのに、東京の警
視庁、大阪の警視庁は予備費を出して
おるのですから、交通のおまわりさん
にさき予備費を使うのだから、人間の
命にかかわるような、鉅害の復旧を
やらなかつたら、陥没して家が倒れて
死ぬる場合があるのです。ちょうど交
通事故と同じです。だから予算がな
ければ、予備費を出すのは当然なんです。

これは、鉅害の復旧の量がわからぬか
らわかつたときというものでなく
て、原則論を尋ねておるのです。それ
が四年とか五年でやるのならば足りま
すよ。それまで待たせればいいのです
から。しかし、それまでは待てない。
だから少なくとも予備費を出してでも
やってくれませんか。ことしの三百
二十万トンについて言っておるわけ
です。三百二十万トンの山をつぶす、つ
ぶすのは緊急につぶすけれども、家の
復旧は五年計画で、五年の後にやると
いうのならば、つぶすのも五年待つて
くれ、こういうことになる。だから急
いでつぶすのならば、急いで鉅害をお

やりなさい。しりぬぐいもしかりし
て、やってもらわなければ困る。だから
いまのようなあいまいな答弁ではだめ
なんです。これは大蔵省も来ていた
いておる、農林省もおりますが、四年
も五年も水がつくままの農地にしてお
いて、暫定補償を幾らかくれるかわから
ぬような状態では、納得ができないの
です。だからそういう場合には、買い
上げてから少なくとも二年ぐらいいで
復旧してしまおう。そうすると当然、無資
力が多くなるから、三億やそこらの
金では足りない。これは十億とか十五
億ということになる可能性が出てくる
のです。それでは十億ないし十五億の
金を本年一体支出するかどうかとい
うことです。この腹がまえをきいても
らわぬことには、本年の予算の四百七
十万トンは、もし足らぬならば流用し
ても、つぶすのは待ってもらおう。あ
のクラスの先になるというばかなこ
とはない。だから、先のことを先に
やってもらおう。そのためには、ことし
組んだ四百七十万トンの予算を流用し
てもやれる。こういうことをはっきり
してもらわなければ、これは納得がで
きない。どうですか、そこらは。予備
費がだめなら、ことしの予算の流用で
昨年の予算の不足を補ってでもやら
なければ、どうにもならぬ。

りますので、その意味合いにおきま
して、予算上の十分な手当てをして、予
算も請求したつもりでおります。した
が、いままで、無資力認定というよう
なものも急ぎまして、手続を迅速化し
て、これを優先的に取り上げて無資力鉅害
の場合を急がせるというようなことで
やりたいというふうな考えでございま
す。何しろまだ、予算が成立をして、
今後の鉅害復旧を迅速化し適正に処理
していくための必要な法律改正をいま
御審議願っておるわけでありまして。私
どもが前からお願いしておりましたよ
うに、この法律をできるだけ早く通し
ていただく、そうして実施を早くや
りたい。実施をやった上で予算が足り
ないというようにならない、それは
そのときにわれわれとして当然考
べきことで、いま予備費をどうせ
い、予算を流用せよという議論はする必要
はないのじゃないかと、私は考えてお
ります。

○中野政府委員 今後の石炭政策を進
めていく上に鉅害処理ということが非
常に大事である、またそれは急がな
ければならないという先生の御指摘は、
そのとおりだと思います。その意味合
いにおきまして、われわれとしても、
鉅害の認定を事前調査によって急ぐ、
同時に、無資力の鉅害というものが非
常に問題がふえてくることも確かであ

りますので、その意味合いにおきま
して、予算上の十分な手当てをして、予
算も請求したつもりでおります。した
が、いままで、無資力認定というよう
なものも急ぎまして、手続を迅速化し
て、これを優先的に取り上げて無資力鉅害
の場合を急がせるというようなことで
やりたいというふうな考えでございま
す。何しろまだ、予算が成立をして、
今後の鉅害復旧を迅速化し適正に処理
していくための必要な法律改正をいま
御審議願っておるわけでありまして。私
どもが前からお願いしておりましたよ
うに、この法律をできるだけ早く通し
ていただく、そうして実施を早くや
りたい。実施をやった上で予算が足り
ないというようにならない、それは
そのときにわれわれとして当然考
べきことで、いま予備費をどうせ
い、予算を流用せよという議論はする必要
はないのじゃないかと、私は考えてお
ります。

○滝井委員 いまするのじゃなくて、
三十七年度三百二十万トンつぶすこ
とになって、その中で現実の問題とし
て出てきているということなんです。
私の知っているところも、君の付近の
家はこれから五年しなければできま
せん、こういうことになってきてい
る。幾ぶん早くしましよというこ
とはなりつつあるが、しかし二年で
縮めるだけのことなんです。現実には
二百二十万トンと出ているのだから、今
度、来年度予算で四百七十万トン、さ
らにそれを五百五十三万トンにおふ
やしになっているでしょう。無資力の予
算はことしは五億かそこらです。こ
れはとてまただというんです。三十

りますので、その意味合いにおきま
して、予算上の十分な手当てをして、予
算も請求したつもりでおります。した
が、いままで、無資力認定というよう
なものも急ぎまして、手続を迅速化し
て、これを優先的に取り上げて無資力鉅害
の場合を急がせるというようなことで
やりたいというふうな考えでございま
す。何しろまだ、予算が成立をして、
今後の鉅害復旧を迅速化し適正に処理
していくための必要な法律改正をいま
御審議願っておるわけでありまして。私
どもが前からお願いしておりましたよ
うに、この法律をできるだけ早く通し
ていただく、そうして実施を早くや
りたい。実施をやった上で予算が足り
ないというようにならない、それは
そのときにわれわれとして当然考
べきことで、いま予備費をどうせ
い、予算を流用せよという議論はする必要
はないのじゃないかと、私は考えてお
ります。

りますので、その意味合いにおきま
して、予算上の十分な手当てをして、予
算も請求したつもりでおります。した
が、いままで、無資力認定というよう
なものも急ぎまして、手続を迅速化し
て、これを優先的に取り上げて無資力鉅害
の場合を急がせるというようなことで
やりたいというふうな考えでございま
す。何しろまだ、予算が成立をして、
今後の鉅害復旧を迅速化し適正に処理
していくための必要な法律改正をいま
御審議願っておるわけでありまして。私
どもが前からお願いしておりましたよ
うに、この法律をできるだけ早く通し
ていただく、そうして実施を早くや
りたい。実施をやった上で予算が足り
ないというようにならない、それは
そのときにわれわれとして当然考
べきことで、いま予備費をどうせ
い、予算を流用せよという議論はする必要
はないのじゃないかと、私は考えてお
ります。

七年度でも、三百二十万トンの中に十億や十五億はあるとわれわれは見ている。そうすると、ことしの四百七十万トンになりますと、無資力というものは二十億から三十億になります。それだけ大きな額の負担が出ようとしておるときに、先のことからそれはまだ予備費とか何とか言えませんが、できるだけ十分に優先的に早く復旧をするというだけでは、納得がいかなない。現実にはそれが起こっているのです。そのときには五年でなくて、二年なら二年でやれるように、ことしの予算を使ってでもやりますという言葉をもらわぬことには……われわれは来年のことを言っているんじゃない。去年のことを言っているんですよ。去年ができなくて、どうしてことしができるのか。鉱害の処理はいま進行中なんです。去年のをまだやってない。ですから、そこあたりを予備費でも、補正予算を組んでもやりますという言葉を得ないことには、法案の審議しても意味がない。大蔵省はどういう考えをこれについて持っているかということ。無資力が増加するものについて、予備費の流用その他を認めるかどうかという問題です。

○田代説明員 ただいま滝井先生からいろいろお話がございましたけれども、先ほど石炭局長からお話がありましたように、大勢としましては確かに無資力という分野がふえるということ、調査団の答申にも書いてございまして、われわれもそういうふうにお考えしておるわけでございます。何ぶんにもその処理という問題に關しましては、通産省その他にいろいろ御意見も聞きまして考えなければいかぬ問題で

ございまして、先ほどから短兵急に、予備費を使うとかいろいろなことをおっしゃいます、私はいまの段階といたしましては、すぐ予備費を使うということをご自分で申し上げる段階ではないと思っております。よく石炭局のほうの事情も伺いまして、研究をさせていただきたいと考えております。

○滝井委員 短兵急でなくて、現実には三十七年度の処理で起こっているのです。たとえばわれわれのところ、一億の鉱害がある、家屋と農地を復旧しなければならぬ、ところが金がないから、これは五年かかりますと復旧事業団が言っている。農民は、そんなばかなことではない、買い上げられるために三年も四年もかかっておいて、買い上げてから復旧が五年もかかったら、われわれ農民はどうして生きていけるんだ、われわれの家屋は雨ざらしになつてしまふじゃないかという不平が出ておるのです。二年に繰り上げてくださいというのが、無資力に対する現地の要求です。したがって、政府の石炭政策でことしは予算の四百七十万トンよりさらに百万トン多い五百五十三万トンからつづきようとしておるのだから、そのあと始末の鉱害についても無資力が多くなります。そのことはあなたもお認めになっておる。そうすると、無資力についてたつぷり予算を組んでおかなければ、われわれとしては納得がいかなない。それを短兵急に言つたつて予備費の流用がつかまぜん、いまの予算でつこうです、こう言つたつて、ことしの予算はなるほど五億かそこらかもしれない、しかし去年は三億ちょっとでしよう。それでは足りませんということが現実には

きりしてきているのです。なんなら参事人として次会にでもここに事業団の天日さん呼んで意見を聞かしてもいいじゃない。東京で短兵急に言うやうなところ、現地がそう言うやうなところ、われわれはその意見を代表して言わざるを得ない。当然そういうものについては、ここで、足らなければ予備費を流用しますと言ふべきだ。去年のことを言っている。ことしはまたまだ言っていないんですよ。その去年でさえできないのに、ことしはまた同じくいろいろの額を計上して、去年よりさらに多い山をつぶすというのだから、無理なんです。そういう無理なことをわれわれは納得できませんよ。納得できないことを無理しても先におやりになろうとすれば、まず先のカラスを先に飛び立たしてくださいということなんです。これは無理でないですよ。あなた方がどうしても明言できぬというなら、何もこの法案はあつての必要はないのだから、われわれは言明できるまで待つておつてもいいです。どうですか政務次官、私の主張は無理ないでしよう。三十七年度のことを言っているのです。それをいま主計官は、短兵急に言つたつて、通産省の意見を聞かなければだめとおっしゃる。しかし現地は金がないから、五年間くらいかかりますというのを、無理を言うて三年くらいに縮めることはできたが、二年ではやってくれない。家をだんだん復旧し始めて、隣は高く上がったけれども、隣は上がらぬで三年もはたらかしておつたら、水がついてたいへんです。だから、や

るなら一挙に二年くらいの間によつてもらわなければしょうがない。その方が暫定補償の金が少なくて済むわけです。無資力になったら、迷惑料も何ももらえないですよ。家屋の復旧なんか、低地の湿度の多いところに二年も三年もはたらかされておつたら、健康上にも悪い。リューマチが起つたつて、国に賠償を要求したつて取れるものでもないでしよう。そうすると、早くしてもらわなければならぬ。だから、三十七年度についてそういう状態があるならば、予備費を計上してでも、あるいは補正予算を出してでもやりますということの言明をもらわぬことには、われわれは引き下がるわけにはまいらぬでしよう。

○廣瀬(正)政府委員 滝井委員のおっしゃることはまことにこともつともでありまして、また被害者の御難状の立場を考えますと、当然急いでやらなければならぬ問題であるかと考えます。そこでわれわれといたしましては、総合的に在来の予算を十分活用いたしまして、万全の努力を傾注いたしまして、そして金が足らないということになりましては、そこでまた何とかいい知恵を出しまして対処してまいりたい、そういうところできようはひとつごかんべん願いたいと考えます。

○滝井委員 不足した場合に予備費を流用したり補正予算を組むということ、どうして言えないのですか。当然のことでしょう。しかも私は来年のこととを言っているんじゃない、あるいは今年のことを言っているんじゃない。三十七年度分のことを言っている。三十七年度に三億七千五百万円くらいですか、無資力はそのくらいお組みに

なっているわけでしょう。それでは、現地の天日さん、鉱害復旧事業団あたりの意見をお聞きになってごらんない、どうにもならぬと言っている。どこでそう短兵急に言つてもしょうがない、速急にやるだけだというのは、われわれは下がるわけにはいかぬわけです。しかも現実には現地の末端に行つたら、いま言つたように、一億の鉱害があるのに、ことしは二千万かそこらしかできませんよ、これは四年か五年かかりますと言われているのです。現地の農民なり、家屋の被害者が言われているのです。だから、それではたいへんです、そんなことではとてもわれわれは納得ができぬと言つて、下からわれわれのところにつき上げてきているわけですから、それを言っている。あなたの方の現地の責任者も、とても早くできないと言つし、現地の農民なり、家屋の被害者も、いまの状態では不満足だ、こう言っているのに、政府当局が、いや三億七千万円で十分だ、足らぬときにはいつでも十分金を出しますというのでは、おかしいですよ。だから、これはあしたまで待ちましよう。もう一べんよく九州のほうと連絡をしてみて、それで天日さんから、これで十分です、鉱害復旧は二年くらいで無資力はやれます、こういう言明を得るならば、それでつこうです。あしたまで質問を留保しておきます。

○中野政府委員 いま滝井先生のおっしゃつた問題は、具体的な点をあげて言つておられると思いますが、そういう具体的なケースにつきましては、われわれも事情は知っております。また被害者の立場も十分考へて、復旧事業

団をして工事を急がせる、またある程度、できるだけの期間の繰り上げということも考慮しております。ただ現実の問題としては、予算の問題だけでなく、たとえば事業団の設計能力に現在のとこるまだ非常に限界があるとか、工事を繰り上げる点については、いろいろ支障になる点もあるというふうな聞いておりますので、そういう点を総合的に考えてひとつ工事の繰り上げ、あるいは事業の計画の決定を急がせる、そうしてできるだけ被害者の方々の希望に沿うように、われわれとしては現実努力をしておるつもりでございます。

○滝井委員 現実努力をしておるのとはわかるけれども、金がなかったらこれは動かないのです。これは予算がついていなければ、話にならないのです。法律で、予算がなかったら行政はできないんだから。それは中野さん、われわれもよく知っての上の質問ですから、子供だましでは困るのです。これはいまの答弁では満足できませんから、委員長、あすまで留保しておきます。

それからいまのと関連をして、あなたのことばの中にもありました、私ちょっとお尋ねしようと思ったのだが、設計能力その他があるとおっしゃった。いまの熊本農地局、それから福岡の通産局、それから復旧事業団、合理化事業団、これらのものの能力からいって、鉱害復旧というものは、どの程度の合理化のトン数に見合った復旧能力があるのか、これが一番大事なところなんですよ。お金にしたら一体幾らぐらい、トン数にしたら幾らぐらい復旧の能力があるのか、これが大事なところ

です。それを、能力のことがあるから金は計上されぬというならば、まず、そこをひとつやってもらいたいと思う。それは一体どの程度ですか。

○矢野説明員 いまのお尋ねでございますが、トン当たりどうというふうなことは、まだちょっと換算がございせんが、鉱害復旧で特に一番大きいウェイトを占めるのは農地でございまして、これが、大体従来の復旧事業団を通じて実績、年間にできます能力、全国平均四百五十町歩というところであります。しかしことしの予算につきましては、これは各事業団に非常に要請いたしまして五百五十町歩、百町歩増という形で計画を組んでおるわけでございす。家屋につきましても、大体平均千戸というところでございす。この辺につきましても、幾分ふえてはおりますが、その程度の考え方になっておるようでございます。これは先ほどから局長も申し上げましたように、いろいろ設計能力の充実、技術者の拡充というところに何とかつとめなければいかぬ。私どもとして、今後の対策としては、合理化事業団も、弁済計画の作成というものを通じた設計技術者がおります。復旧事業団にももちろんおります。それから農地局あたりにも、いろいろそういう方々もおりますし、いろいろ基金制度もできたり、そういうことを通じて、技術者をプールして使つて、この能力をふやすというところで対策を立てていきたい。したがって、先生が先ほどからおっしゃってありますように、確かに現状では、復旧事業団がいまの体制では処理できないということがあるかと思ひますが、この七月以降、法律を通していただきました後

に、その点をよく考えまして、まず能力の拡充を行なう。それによりまして、秋の農地復旧というものの設計を早急に、従来のテンポではなしに、繰り上げてやる。その結果、鉱害処理というものもふえてまいります。それから、無資力も先ほど五億というお話がございましたが、その辺は、現地のほうでそういう声があることも聞いておりますが、私どもとしてはその内容を、合理化の交付金あるいは補助金の支出の仕方というものをよく検討いたしました。ことしになりまして三億六千から数字でございすけれども、これは予算の基礎として出しておりますので、いわゆる一五%でも頭打ちをしなければいかぬということもございせん。したがって、有資力の部分の中で復旧事業団の事務経費の負担というものも今度ふえましたし、そういうものとおあわせましてこれを高めていく。そういう努力をいたしましたあとでな不足が出るということが、これからの数字で明らかにあります。ば、先ほど政務次官がお答えしたように、いろいろ改善の努力を払う、こういうことに考えております。

○滝井委員 そうしますと、これでどの程度の山をつぶしていかにというところが、逆算して鉱害の面から出てくるのです。私たちがやはり、山をつぶそうとすれば、雇用計画、いわゆる再就職計画と鉱害の復旧計画がそれに見合っていないかなければならぬと思ひます。いままで鉱害の復旧計画が無視されてきておつた。そうすると、いまの逆算をしていくと、農地では五百五十町歩が限界だ、大体四百四十町歩だが、

無理をして、技術者その他をプールして使つと、五百五十町歩ぐらいいいける。家屋ならば千戸だ。まさにそうなんです。そうすると、それ以外の山をつぶすことは、鉱害の復旧をいたすらにおくらせることを意味する。一年にそれを越える以上の山をつぶすことは……。ここですよ。これが一つの限界です。いざこれの能力さえわかれれば、今度は五百五十万トンをつぶすときに、どのくらい残るのたばつたれば、どのくらいの家屋を復旧しなければならぬかというところがはつきり出てくるわけですよ。こういう科学的な最後の締めくくりをやることを基礎にしながら、合理化計画というものは進めていってやらねと、何でもかんでも会社の経理のことばかり考えて、つぶしてしまへば、あと会社は助かる。しかし、あとの住民と労働者は泣いてい

る。そういう片手落ちの政策は、保守党の政策ならばいいですよ、社会党の政策はそういう政策を許さぬ。保守党の政策ならばいい。中央直結の政治ならば、それでいいかもしれない。大企業に奉仕する政治ならば、それでいいかもしれない。社会党の政策は絶対的にそういうことはとりません。だから、やはり私たちとしては、この復旧計画のことをもうちょっと明白にしてもらわなければいかぬ。三億六千万だそうですが、三億六千万ではできないと現地が言っているのですから、できないものをこれどうしてもいいことというところで、予備費もそれから補正予算についても一切口をつぐんで語らぬというならば、それはそれでけっこうです。それでもけっこうですが、それは不親切というものです。現実

に、その点をよく考えまして、まず能力の拡充を行なう。それによりまして、秋の農地復旧というものの設計を早急に、従来のテンポではなしに、繰り上げてやる。その結果、鉱害処理というものもふえてまいります。それから、無資力も先ほど五億というお話がございましたが、その辺は、現地のほうでそういう声があることも聞いておりますが、私どもとしてはその内容を、合理化の交付金あるいは補助金の支出の仕方というものをよく検討いたしました。ことしになりまして三億六千から数字でございすけれども、これは予算の基礎として出しておりますので、いわゆる一五%でも頭打ちをしなければいかぬということもございせん。したがって、有資力の部分の中で復旧事業団の事務経費の負担というものも今度ふえましたし、そういうものとおあわせましてこれを高めていく。そういう努力をいたしましたあとでな不足が出るということが、これからの数字で明らかにあります。ば、先ほど政務次官がお答えしたように、いろいろ改善の努力を払う、こういうことに考えております。

できないと言つてきていますのですからね。だから、それはケース・バイ・ケースと言うけれども、ケース・バイ・ケースで、陳情したところにはやるけれども、陳情しないところにはやらぬというわけにはいかぬです。こういうものは、全部陳情政治を廃止して、平等にやる形を私はとるべきだと思ひます。これはどうもいまの答弁では納得がいかぬですから、もうちょっと留保しておきましょう。

次は、たくさんありますから重要なところから先にいきますが、第二会社です。今度有沢さんの答申大綱の中に、政府の石炭対策大綱の中にも、石炭鉱業の第二会社化は原則として認めないこととする。ただし、雇用対策上真にやむを得ない場合において、労使双方が必要と認めるときは、この限りでない。こういうことになっておる。「このため所要の規制措置を講じ、不当な第二会社化を抑制するものとする。」こうなっているわけですね。いまのは有沢さんのほうの答申大綱。石炭対策大綱も大体同じようなことを書いております。そうしますと、この場合にお尋ねしたいのは、まず第二会社に移行するためには、保安の臨時措置法で坑口の使用の許可が要るわけですね。附則で書いておる。これは第一会社が閉山をするのです。閉山をすることは間違いないのです。閉山をして、今度そこに第二会社が生まれて、その第一会社の坑口を使用することになるわけですね。そこで閉山という現実には立ちまして、閉山をしたら鉱害の復旧はきちとやってもならぬかならぬことは当然です。だから、まず第一にお尋ねをしたいのは、その第一会社の鉱区内

に、その点をよく考えまして、まず能力の拡充を行なう。それによりまして、秋の農地復旧というものの設計を早急に、従来のテンポではなしに、繰り上げてやる。その結果、鉱害処理というものもふえてまいります。それから、無資力も先ほど五億というお話がございましたが、その辺は、現地のほうでそういう声があることも聞いておりますが、私どもとしてはその内容を、合理化の交付金あるいは補助金の支出の仕方というものをよく検討いたしました。ことしになりまして三億六千から数字でございすけれども、これは予算の基礎として出しておりますので、いわゆる一五%でも頭打ちをしなければいかぬということもございせん。したがって、有資力の部分の中で復旧事業団の事務経費の負担というものも今度ふえましたし、そういうものとおあわせましてこれを高めていく。そういう努力をいたしましたあとでな不足が出るということが、これからの数字で明らかにあります。ば、先ほど政務次官がお答えしたように、いろいろ改善の努力を払う、こういうことに考えております。

の住民に対して、ニュー・スクラップ方式における同じように、鉱害の届け出をまずさせるかどうかということ。第一会社が閉山の方針を決定した。そうしたら、まだ閉山するまでに期間はありますから、そこで六カ月なら六カ月の期間を限って、政府は速急に全鉱区の住民に対して、鉱害被害の申告をさせてもらいたい。ちょうどニュー・スクラップをやるときには、全部させますからね。鉱害があるかどうか申し出なさいと、申し出をさせるでしょう。あれと同じようにやらしてもらえるかどうかということ。

○中野政府委員 第二会社、これはもちろん石炭対策大綱でも、有沢さんの答申でも、好ましいものじゃないということがあります。しかし雇用対策上真にやむを得ない場合で、労使双方が合意した場合に限って例外として認めるということを書いておいて、その通りにわれわれとしては実施していきたいつもりです。ただ、いま先生が御指摘になったように第二会社というのは閉山ではなくて、山としては残る形になるわけでございます。もちろんそのときも、鉱害処理等については十分行政指導によりまして実情を把握して、その鉱害処理が適正に行なわれるようにやることはもちろんでございます。ただ、そういう場合に全部鉱害の被害者から届け出をとるといふようなことは、制度的にもございませうし、これは別途の方法で実情把握ということとは並行して実施していきたいというふうなことを考えております。

から。われわれはこれは継続しておるものとは思っていないです。全く別な会社ができるのですから、閉山であることは間違いない。だからみんな、いまの合理化審議会でも、たとえば三井三山は閉山だ、こう言っている。そうして今度第二会社が生まれる、こういう議論でしょう。これが継続しておるならかまわぬです。三井鉱山が全部責任を持つ、三菱なら三菱が全部責任を持つ、古河なら古河が全部責任を持つ、これならかまわぬ。そうじゃない。これは鉱業法上そうじゃない。原因というのは作者が責任を持つのですから、第一会社のもので第二会社が責任を持たない。だから明らかに違ふのです。したがって第一会社のもので、第二会社のもので明確に区別するために、第一会社が閉山を宣言する前に、少なくともそういう決定を政府がする前に、ちょうどニュー・スクラップと同じですから、いわば合理化政策をやるのですから、やはり届け出をさせることは当然だと思ふ。もしあなた方がこれができないというなら、ぼくは一人でもがんばりますよ、そういうことにしないように。政府がかつてに坑口を使用させるというなら、私はこの前も反対したのですが、これは反対します。絶対にそういうことをしてもらいたいかね。第一会社の鉱害といふものはどの程度あるかということを確認してもらわなければ、住民はたいへんです。なぜ私がこういうことを言うかというと、私自身の経験がある。私の家があるところは、かつては鈴木商店のものだったのです。ところが鈴木商店が台湾銀行から金を借りておいて、そうして経済恐慌で倒れた。

そうしたらこれがその次に今度はどうになったかという、麻生鉱業になった。中間に何かちょっとありましたが、麻生鉱業になった。そうして今度は水が入ってだめになった。いわゆるたぎりに突き当たったということになった。そこで今度は、次に野上が来た。ところが今度野上の鉱区を親井が盗掘したということになってしまった。四代かわった。そうしてわれわれの家を一体だれが復旧してくれただか、やっとなつた。それも二年かかって、盗掘だ、盗掘でないということ二年間通産局を中心に論議をして、ようやくきまった。しかもそれは、私という衆議院の議員がおったからこきまわった、こういう実態ですよ。だからこれも第一会社から第二会社に私の家の付近がなる、そうすると第二会社は、今度は租鉱権に出す、租鉱権者がまた何かわからぬところにやらしてしまつた、こういうことになってしまつたら、これは最後は無資力になつてしまつて、何が何だかわからぬ、だめになつてしまふ。こういう強硬な、われわれからいへばドラスチックな政策をおとりになるわけだ。第一会社が急に小さな第二会社に変化していくんですから、これは遺伝学的にいへば突然変異みたいなものです。そういう突然変異的な政策、いわばドラスチックな政策、これは社会党が天下をとつてもこゝろはできないという政策を保守党の権で、資本主義下でおやりになる。資本主義下ですから、住民の権利は守ってもらわなければならぬ。だから第二会社に渡るときには、ニュー・スクラップにかかった会社に対して全住民

が鉱害がありますという申告をさせるように、すべきだと私は思う。当然これはやらせるべきだと思ふ。法律になくても、行政指導上やらせるのが当然です。これはどうですか、政務次官、当然やらせるべきだと思ふ。法律にないからそんなものは私のほうは適当に処理しますということになれば、これは納得できない。

○廣瀬(正)政府委員 何らかの方法によりまして、別途確認手続をとりたいと思つております。一々届け出制ということになりますとたいへんなことになるので、事務的に何か確認のできる方途をとりたいと思ひます。

○滝井委員 たいへんでも何でもない、全部ニュー・スクラップでやっているのですから。矢野さん、やっているのです。全部届け出させるのでしょ。被害住民に対して届け出を一筆ごととさせる。農地は農地、家屋は家屋と一筆ごととやらせるのです。これはたいへんでも何でもありません。全部やっているのです。やっているでしよう。

○矢野説明員 お説の通り、交付金を受けて閉山する場合には、閉山決定後公示いたしまして全部申し出をさせる、こういうことになっております。

○滝井委員 その通りやっています。したがって、第二会社に移行することを政府が決定する前に、少なくともこれは二カ月あったらできます。それはみな目の色を変えて一生懸命にやりまゐります。それは自分の祖先伝来の家屋が生きてるか死ぬかの大問題ですから。したがって、これは当然やらせることが普通で、もしここであなた方がそんなことさせやらせ切らぬということなら、第二会社は待たせかけざるを得ない

のです。有沢さんにここに来てもらつて待たせかけざるを得ないのです。どうですか、そこで言明できないければ、あす大臣と相談してもかまわぬです。これは政治的な判断で、法律にはないのですから……。

○中野政府委員 いまの御指摘の点は、閉山で、しかも政府で買い上げる、これは旧方式と新方式とありますが、いわゆる交付金を渡すという場合に、被害者の届け出を待って、しかもその交付金を適正に未払い賃金あるいは鉱害処理、優先債権、一般の中小企業の売り掛け金等に配分するわけですから、そのときには当然これは鉱害については被害者から届け出をとって、しかも買い上げを申請した会社に鉱害処理計画というものをきちんと出させる、そうしてそれを合理化事業団が確認をして、しかも被害者に合理化事業団が直接金を渡すような仕組みにしているわけだ。これは当然、私はそのくらい慎重なやり方をするのはあたりまえのことだと思ふ。しかしいまの御指摘の場合は、閉山ではなくて第二会社がある、残るのですから、その場合とは違つて当然だと思ひます。しかしこれは御指摘があったように、鉱害処理といふことは非常に大事だから、第二会社をつくるときには別途の方法で鉱害がどれくらいあるか、これをどうするかということは、別途の方法でわれわれとしては調査をし、確認をして処理していかなければいかぬと考えております。閉山の場合と第二会社の場合とは事情が違うわけですから、その点は先生もよくおわかりのことじやないかと思つております。

○滝井委員 それは事情は違います

よ。事情は違ふけれども、臨証法で復旧する点については同じです。それから、無過失賠償責任の損害を受けたという点についても同じなんです。違ふところはただ、買い上げられるか、買い上げられないかの違いだけなんです。しかし、これは有権者であるという点については同じです。どちらも金を持っているということについては同じなんです。臨証法にかかるんです。無資力の場合も臨証法にかかる。買い上げられたら、金のある限度においてやらなければならぬのだ。それから先は無資力になるかならぬかの問題で前は同じです。だから、同じものをあえて違ふと言う必要はない。損害復旧をやらなければならぬことは、たとえ第二会社になるうとなるまいと同じだ。滝井委員は第二会社をつくる、滝井委員は第二会社の責任を持たない、連帯責任はあっても、第二会社の損害には金は出さぬ。そんな温情ある資本家は日本にいない。第二会社が損害を与えたものにやることはない。損害復旧はその原因をつくった作者でなければ持たない。だから第一会社のやったものについては、第二会社に移行するときに明白にしておく必要がある。第二会社のもはまた第二会社でやったらいんです。私も専門家で、中野さん、間違ひありません。ちゃんと交付金の中には金があるというところは全部知り尽くして質問しているのですから、これをこの期に及んで、住民から申し出させないというばかなことではない。第一、申し出なければ損害はわからないんですから、それを全部通産局に申し出させる。これはもしあなた方がやらぬというなら、ぼくらは国民運動としてやらなければならぬと思うんです。あなた方がやらぬというなら、全部閉山すると同時に、滝井委員は閉山すれば滝井委員の鉱区内の住民に向かって、われわれは党の運動としてやらざるを得ない。これは当然政府でやらなければならぬ。そういうことさえやらぬというなら、五百五十万トンという中で新しく追加した第二会社の分については、われわれは認めるわけには参らぬ。あなた方はそういう逃げ腰半分で重大な人命にかかわるような問題を処理することばかりならぬです。どうですか、政務次官、これは当然行政指導として全部の鉱区に出させることがほんとうだ。出させたものの中から、これは損害であるかどうかの認定をやったらい。当然ですよ。それさえもできないというなら、損害復旧は踏まれたりけられたりです。

○廣瀬(正)政府委員 先刻米お答え申し上げておりますように、何らかの行政措置によって十分確認の方途は講じたいと思っておりますが、第二会社のための切りかえというにつきましましては新しい届け出——普通の閉山の場合約の届け出とは違ひますので、さような方法をとりたいと思っております。

○多賀谷委員 関連。これは第一会社のために、第二会社のために、被害者側のためになるんです。なぜかという、第一会社から第二会社に移行するでしょう。第二会社が損害の処理のできない場合には、残った部分については無資力になる。ところがこれは無資力の判定ができないんです。な

ぜかという、もし第一会社の損害であるならば、これは第一会社という鉱業権者がいるんです。そうであるから、第一会社がおれが掘ったのではないと言え、掘ったのではないと言え、はつきりみんなに確認できれば別ですが、これはなかなかうんと言わぬ。これはもとの鉱業権者があるから連帯責任だろうというんです。そうすると、無資力でもやれないわけですが、逆にいうと、ですから第一会社から第二会社に移った際にはつきりしておいてやれば、これは第一会社分だ、それからこういうことはまあないのですが、第二会社が隆々としたという場合なんですが、こういう場合には連帯責任という問題も起こるでしょう。しかし第二会社が没落をしていった。そうすると、これは第一会社の損害のときに発生をしてはなかつたけれども、あるいはその後発生したものであるとか、あるいはすでに発生してそれが未確認であったとか、こういう問題が起こった場合には、無資力にも追いやれないという状態になる。現実にはそういう例が起こっている。だからこれははつきりしてやったほうがみなのためにはいい。無資力にもなれない。そして第一会社に行けば、これはおれの知ったことじゃないと言ふ、こういう場合はどうしますか。ですから、これは何らかの形ではつきり確認してやらなく、無資力にもできないという状態になります。

○中野政府委員 いまの御指摘のような場合に、さきから私がお答えしておきますように、交付金交付のときの損害被害者の届け出制度というふうなことは、私はとる必要はないのではな

いかということをはつきり申し上げます。しかし、いま多賀谷先生も御指摘になったように、損害の責任をはつきりさせるということが、実際の損害処理についてはいいわけです。確認の方法は別途とりますというのを私は申し上げておるわけでありまして、ただ誤解のないようにしていただきたいと思ひますのは、それが第二会社へ移行の条件ではないということをはつきりしておいていただきたい。これは閣議決定においても、先ほど滝井先生が読み上げられたように、真に雇用対策上やむを得ない場合で、しかも労使双方が同意した場合に、政府としてはやむを得ずこれを例外として認める、こういうことになっておるわけですから、これはこれでわれわれとしては閣議決定の趣旨に沿ひ、また有沢調査団もはつきりそういうことを言っておるわけですから、だから今度五百五十万トンの場合、筑豊が百万トン削減したときの審議会の結論もそういうふうになっておるわけで、これはそういう話がついておるわけですから……(そんなことは聞いてないよ)と呼ぶ者あり)例で申し上げたのでありますが、言い過ぎであれば取り消しますが、そういうことではありますので、損害の処理を円滑にするための確認の方法は別途とるのが私は妥当であるというふうに考えておるわけでありまして。

○滝井委員 いまの御答弁で、届け出制度をとる必要はない、確認は別途やりますということだけれども、そんなことをしておいたら、鉱業権者の言う通りになってしまふ。私はこれは経験ののちで言うのです。会社が第二会社になったら、責任者はみな東京に来て、現地にいなくなる。大手の炭鉱でもないなくなつて、現地に残っているのはだれかという、大てい責任のないう者が残っている。そして、私にはそういう権限はありません、こういうことになる。第二会社に行つても、いや、第一会社のほうのことは私たちが知りません、私たちのほうは私たちがやります、こういうことになる。そして、だんだん先にもなつたら、目も当てられない。多賀谷君の言うように、みんな無資力になる。無資力になつたら、そればれんです。だから少なくとも政府の政策で雇用対策上ということとは、政府がつぶそうとしたけれども、それだけの雇用をうまくやれないということでしょう。いまの炭鉱に働くよりはもういいところ、世話してくれんといふことになれば、いまの状態ならみやめるでしょう。それができないから、やむを得ず置いておくということになる。したがって、雇用対策問題と損害復旧の問題は、事後処理の二大支柱です。その二大支柱の一つの問題である損害の問題については、第二会社に行くのだからこれはまだ生きていけるというが、それは大間違いです。もとの会社はそこでは死んでいけるんです。損害復旧の責任だけが残っている。だから、その責任が残っている範囲を明確にしておいてもらわなければならない。は、通産局の役人だけが来てやるのは困る。住民から届け出を受けて、そして認定をしていく、こういう民主的な方法をとってもらわなければいかぬと思うのです。そういうことをやらぬから、もめが起こるのです。それが一体どうしてできないのですか。ニュー・スクラップでできて、これができない

は、閉山するのですから。だからそういう届け出をさせて、その届け出を採用するかは認定の問題ですから、その上で認定をしたらいい。何らかの方法で認定をされたい。それをここで届け出は必要ないから絶対にやしません、しかし認定は別途方法を考えます、こういうことでは住民は絶対納得しないですよ。いまでも鉱害があるのに、あとで私は触れまされども、うんとあるのに、ないと言っている。そして和解の仲介等にかけてもなかなかきまらない。私のところに大きなお寺がありますが、門徒が全部で三百万円出してこのお寺の復旧をやった。ところが合理化にかけるときに、そのお寺のところがだいたい切り離して、小さな炭鉱にやっちゃった。そうしてこの小さな炭鉱が掘ってあったけれども、そのお寺の下をますます掘って悪くしちゃった。この掘ってあった人間は、どこかへ行くえ不明になった。そうしましたところが、今度はもとの炭鉱に言いましたところが、通産局はどういう結論を出したか。それは破産角の外だからだめだ。門徒が三百万円出してやったらけれども、この鉱害復旧の金はだれもくれない。そういう形になるのです。これは大手が第二会社になったところで、大手だつて第二会社になつてばらばらと今度は斤先に出してしまつたら、それまでです。ですから、われわれそういう長い苦しみと桎梏の中に育ってきた筑豊の人間ですから、身をもって体験しておるのです。その苦難の道を体験しておるから、言うのです。あなた方みたいののんきなことは、第二会社に移行することをどうしても許すわけには

参らぬのです。われわれ祖先伝来の受けた、踏まれたり、けられたりした、その鉱害に対しての叫びですよ。だから簡単に、届け出なんか必要ない、われわれが確認をしますというだけで、私も下がるわけには参らぬ。それなら池田総理を次会に呼んでもらうて、大臣も呼んでもらうて、ここでやりましょ。そして池田総理がなおその必要がないと言ふならば、それはそれでまいたいいですよ。そういうことはわれわれは絶対、地域の住民として納得できない。国会議員としても納得できない。大きなもののためにはそういうずさんな方法をとって、小さなもののためには何もやらぬということでは、私は許されぬと思う。だから、これは絶対届け出させなければいけません。あなたが届け出させなければいけません。よって、次の質問が始まるのです。そうしないと、次の質問に入れないのです。どうですか、政務次官、あなたのほうで御答弁ができませんければ、届け出をさせないということになれば、私は次会にこれは総理を呼んでいただきます。

○廣瀬(正)政府委員 届け出のこともさることながら、滝井委員のおっしゃることは十分私もいたしまして、わかるわけでございますから、第二会社に移行する場合には、第一会社は第二会社と連帯いたしまして鉱害処理の責任を負つて、被害者に対して、従前より不利とならないように十分配慮するということが、ひとつ御納得いただきたいと思ひます。

○滝井委員 その連帯責任を負うといつても、現実に、ここで私は炭鉱の名前を言うとき、悪いから言わぬだけですが、大手の炭鉱が第二会社になったのは、たとえば田川の炭田、それから飯塚の炭田でも、幾らもありまゝ。行つて現地を見てもらはない、どういふことになつておるか。あとで私は水道の問題を出しますけれども、どういふことになつておるか。あつて、全部鉱害復旧を引き受けてやっておりますか。第一会社のやつた鉱害と第二会社のやつた鉱害は、これは明白に区別しなければいけません。第二会社の鉱害まで、連帯責任といつても、第一会社は見やしない。そんな石炭資本家は日本にはいないですよ。第一会社の分まで見るから、それで第二会社に移行させてくれという資本家は、第一会社は第一会社、第二会社は第二会社で、石炭は層が幾らもあるのですから、第一会社の掘つた下を第二会社が掘るのです。そうすると、そこはあなたが掘つたのじゃないという。先日井手さんが質問しておつたけれども、通産局へ行つても、施業案や坑道のことなんかについて見せやしない。水かけ論です。いよいよとなれば、通産局は知つておつても知らぬ顔をしておるのです。それだけの不信感というものがあつたのですから、この際やはり第一会社から第二会社に移行させるときは、届け出をさせて、そしてこれを判定したらいいのです。今度は新しい、鉱害調査員の制度ですが、そういうものができるのですから。だから連帯責任といつたって、第二の掘つた分までは責任を持たない、第二の掘つたもの全部持つというならば話は

別です。滝井委員が第二会社の井手鉱山をつくつた場合に、滝井委員が井手鉱山まで全部見てしまふというふうなことになるれば、これはまた話は別です。

○中野政府委員 先ほど来私が申し上げておりますように、第一会社から第二会社に移行するに、第一会社から第一会社にやむを得ず移るといふような場合には、その鉱害処理というものを円滑にするために確認の方法はとりまゝ。ただ確認の具体的な方法については、先ほど来言つておられるのは、交付金をもちよるときは届け出、これは全然性格が違つておるから、確認の一つの方法として届け出というふうなことで、いろいろ調査をするわけなんです。その具体的な点は、石炭局でもうちよつと研究をして、いい方法を講じたい、こういうことを申し上げておるわけがあります。先ほど来先生が言つておられるのは、交付金を交付する際の届け出、これは届け出をしてもらつて、交付金を事業団がきめて、相手に一人々々確認してお金を渡しておるのです。今度の第一会社から第二会社に移る場合は山は残るのですから、いま政務次官が言われたように、第一会社、第二会社が連帯して鉱害の処理の責任を負つて、被害者に従来より不利にならぬように十分配慮をするというところを申し上げたわけでありまゝ。

○滝井委員 いまニュー・スクラップ方式で被害者に届け出させるといふのは、なぜかういふことをやるのかといふと、それが一番確実な方法だからなんです。その確実な方法をどうしてとらないかというわけですよ。これから滝井委員が閉山して、いよいよ第二会社をつくらうとするときに、滝井委員分をひとつ確認をしてくださ。一番役所の事務を省くのは、住民から届けさせることです。そうすると、これは漏れなく出てくるのです。そうして漏れなく出てきたものを、実態調査をすればいいのです。それが確認の方法ですよ。それがどうしてできないのかといふことです。私はこたはるようだけれども、われわれはあつていふ方法が一番いいという経験を持つておるのです。つけ出させることが一番いいのです。つけ出してもいいといつてつけ出さなかつたら、その者の責任なんですから。あなた方が何らかの方法で認定したのでは、おれのほうでも鉱害があるのになぜ認定しないのだという問題が必ず起こつてくるのです。つけ出さしておいて、それから先は切り捨てようとして切り込もうと、これはあなたの方の御自由です。科学的な根拠に基づいておやりになりさへすれば、それで納得するわけです。だから、どうして第二会社に移行するときに届け出をしないのか、われわれの経験でもこれが一番確実な方法です。だからあなた方がどうしてもできないというならば、そういう政策をおとりになつた張本人の池田さんに来てもらわぬことにはお話にならぬですよ。だから、これも留保しておきます。

○中野政府委員 再々申し上げておりますように、制度としてそういうものをつくるということになれば、私は法律改正が何かを要すると思ひます。(滝井委員「そんなことはない、行政指導でいい」と呼ぶ)したがって行政指導として、確認の方法として届け出なり何なりという具体的な問題は、私はやる

ということを申し上げておるわけであり
ます。制度としてやるということでは
ないわけであり。法律改正なり
何なりでということになると思いま
す。したがって確認の方法として、い
ま先生の御指摘になったようないろ
んな方法があるのですから、これは
十分研究いたします。

○滝井委員 法律改正をするならば、
一項つけ加えてもらいましょう。いま
審議しておるのですから、私は法制局
と相談をしてつけ加えます。そうでな
ければ、われわれはこれを通すわけに
は参らぬですよ。法律改正をするなら
ば、これは一行で済むわけですから
ね。事務手続として、第二会社に移行
する場合に、必ず当該鉱業権者の所
有する鉱区内の被害住民に対して届け
出の義務を負わせるということを一、
二行入れたらいいのです。わかりまし
た。

○廣瀬(正)政府委員 先刻来お答え申
し上げておりましたように、また、多賀
谷委員からも御指摘がありましたよう
に、何らかの方法によって確認するこ
うなことは考えておるわけですが、い
まその確認方法といたしまして、
届け出をさせるというようにも、
一つの方法として十分検討いたして
みたいと思っております。そういうこ
ろでひとつ御了承いただきたいと思
います。

○井手委員 ちょっと関連して。

いま政務次官からせっかくの御答弁
がございましたが、その点はこの法律
案の審議に非常に大事な点だと思
うのです。先般来問題になっておる上水道
のことこの点が、私は一番重点じゃ
ないかと思っております。私は当

局の答弁、説明を聞いておりますと、第
二会社に移させるために、そのことに
目が行くんで鉱害のほうがどうもなお
ざりになっておるような気がいたして
なりません。あまりそんなに言われる
と第二会社に移すことができぬじやな
いか、そういう気が先についておると
私は思うのです。前の人が借金があっ
た場合、すなわち鉱害を与えたよう
な場合には、その人が鉱業権という財
産を移す場合には、譲渡の場合には、や
りその借金を清算してから移すのが、
これは世間的な常識じゃないですか。
しかしそうかといって、いまの経済情
勢からいって借金を親会社が、従来の
会社が払う力を持ちませんから、そこ
で今回のいわゆる整備資金などという
ものや、鉱害対策で特別の措置をして
やるうじやないかというのが、今回の
鉱害対策だと思っております。そう
であるなら前のものが、譲ろうとする
親会社が、その鉱害の処理をやろうと
するならば、そこに一応のけじめをつけ
ておく必要があると思いませんか。あ
うの人が、たとえば非常に鉱害がふく
まうというところから、六つ、七つの
坑道があるのに、その半分があるいは
二つを譲るような場合に非常に複雑に
なってしまうんですよ。後日になって、
この分は前の分の被害だとか、あるいは
この分は第二会社の分だということ
が明確には出てまいりません。現実問
題としては鉱害は、前の親会社になか
なか追及できるものではないのです。

それは石炭局はよくおわかりのはずだ
と思うのです。そうであるなら、鉱害
処理が今回の石炭対策の重要な一部面
であるなら、第二会社に移行する場合
には、前の人の分を一応清算するとい
うたてまえに立つて説明をなさること
が、ほんとうじやございませんか。も
し石炭局長が言われるように、閉山の
ときと同じようにはできませんという
ならば、別途の方法を、みんなが安心
される方法をおの機会にお示しなさる
ことが、私は当然の責任であると思
います。

私はきょうおそく参りましたが、い
まの質疑応答を聞いておりますと、そ
れでは納得できません。私もこの第
二会社や租鉱権の鉱害対策で、お互い
にずいぶん苦労してまいりました。し
たがって現状のまま、いまの答弁のま
までは、私も承知するわけにはま
いりませんから、どうぞ早急に対策を
立てられて、そして納得のいく説明を
この審議中にお示し願いたいことを強
く要望いたしておきます。

○滝井委員 中野さん、いま法律を改
正せいというところから修正したいと
思いますけれども、その前にお尋ねし
たいのは、いまのニュー・スクラップ
方式で届け出は法律の何条ですか。こ
れは法律にないはずですよ。

○中野政府委員 私ちょっと、さっき
滝井先生に申し上げたのは、少し誤解
を招いたんじゃないかと思ひますが、
いま言われたようにニュー・スクラッ
プ方式の場合の届け出は、これは業務
方法書であります。したがって制度的
にそういうものを——制度的にという
ことを言われたので……。私はいま
井手先生もおっしゃいましたよう
に、第一会社から第二会社に移る場合
に、過去の鉱害というものの処理を十
分にやっつけなければならぬという
ことは、これはもう御説のとおりだと
思います。したがってその一つの方法

として、過去の鉱害についての確認と
いうことは、ぜひやりたいというふう
に申し上げておるわけであり。そ
の二つの方法として届け出というよう
なことは、これはもちろん交付金の交
付の際には非常に重要な方法でやって
おりますが、これは実際に鉱害被害者に
金を渡すという問題でございます。第
二会社の場合にはそうではなくて、先
ほど申し上げておるように、鉱害の確
認の一つの方法として届け出というこ
とは十分考えられるということを示し
上げておるわけであり。

○滝井委員 さいせんは法律と言った
のですけれども、法律じゃないので
す。業務方法書なんですよ。私も思
出したから言うわけですよ。そうしま
す。この第二会社に移すのだから、省
令が政令で書きになったらいので
す。これはやってもかまわぬわけ
です。そこでも中野さんは、法律だ
と云ったのが、それは誤解があるとい
かぬというので、業務方法書になっ
てきた。業務方法書でできるなら、あ
なたの方のベースの中でできるのです
から、これはあなたの方のベースの中
でできないはずはない。だから、何らか
の方法で確認をするというなら、届け
出をやらせるという答弁ができない
はずなんです。だからこれは私の勝
ちだ、ですからどうです、やらしてい
でしよ。

○廣瀬(正)政府委員 先刻お答えしま
したように、何らかの方法で確認しな
くてはならぬわけですから、その一つ
の方法として届け出の方法というもの
を十分検討して御趣旨に沿うように
努力いたしたいと思います。(井手委
員「それは審議中に出して下さい」と
呼ぶ)

○滝井委員 いま井手さんがいわれる
ように、これはぜひひとつこの法案を
通すまでに確認の方法を、届け出の方
式もひっくり返して出してもらいたい
と思うのです。

次は、そういうように何らかの方法
で確認されるというのだから、確認さ
れますね。そうすると、当然第一会
社の鉱害復旧計画を立ててもらわな
ければならぬわけですよ。確認するだけ
はたいへんですよ、会社がもうなくな
るのですから。だからまずその次に
は、これに対する復旧計画を被害住民
に明示してもらわなければならぬ。復
旧計画を明示してもらったと同時に、
今度は復旧計画に見合う財政的な裏づけ
をしてもらわなければならぬのです。
それは、私どうしてそういうことを言
うかという、たとえば滝井鉱山とい
うものは調査団が調べたところでは、
これは日本一悪い会社であるという刻
印を押されておる、そういう会社が
あったとします。そうすると、そ
ういふ会社が第二会社になっていって、復
旧計画も何もやらぬで、鉱害を確認した
だけでこの会社がつぶれたら、たいへ
んですからね。したがって、この滝井
鉱山が生きておる間に、大臣が多賀谷
君の質問に答えたように、四年ないし
五年で鉱害復旧をやりますというの
から、その滝井鉱山が与えた鉱害は四
年ないし五年のうちで、たとえば五十
億の鉱害があったら、五十億の鉱害復
旧に見合う鉱業権者の積み立て金は、
きちっとやっておいてもらわなければ
ならぬ。当然、賠償基金の法律もでき
ましたから、国庫から金を借りるなら

第二類第四号 石炭対策特別委員会議録第十六号 昭和三十八年五月二十一日

一

借りて、年度別にこういうふうによりますということを明示してもらわなければならぬ。こゝまでしてもらわないと、住民としては、おいそれとこの滝井鉱山を第二会社に移すわけにはいかぬ。これは逃げてしましますからぬ。逃がすわけにはいかぬのです。これは大きな魚ですからぬ。へまをしておるとしつぱのところにいて、しつぱにはねられて、自分の命がなくなるのですから、被害者からいへば、これはしつかりとらえて、逃げぬように確実に最後のとめを刺さなければいかぬわけです。そこでこれはしつかりにやらなければならぬ。それはやってくれるでしょうね。まさかこれは第二会社だから逃げはしません、全部第二会社が引き受けますというわけには、これはいかぬ。だから確認してもらう。確認してもらったから、確認に基づいて復旧計画、少なくとも四年か五年、その四年か五年かに復旧をする鉱業権者は、負担分の金を積む、これだけの処置を明示していただく、これは第二会社に移行しても安心なんです。これはおやりいただくでしょうね、政務次官。

○廣瀬(正)政府委員 政府といたしましてはそういう方針で十分指導をいたしてまいりたいと思います。

○滝井委員 そうしますと、そういう方向でやっていただけですね。これは実行してもらわぬと、指導だけでは、千万とか二千万の金じゃないんです。これは、たとえば滝井鉱山なら滝井鉱山というのは、鉱害復旧でいえば百五十億とか二億くらいあるんですから、小さい金じゃないんです。一億か二億じゃないんです。

では、ちょっとお尋ねしますが、今度第二会社に移行することを決定した会社があります。その鉱害の総額は一体どの程度とあなた方は見ておられますか。復旧費についてはおおよそどの程度鉱業権者負担分について見ていますか。これはいままでもおおよそ調査があるはずで、もう明治以来掘り続いている炭鉱ですから、おおよそ施業案その他鉱区の地図はみな出てきているわけですから、専門家が見たらおおよそどの程度の鉱害があるということがわかります。だから今度五五三の合理化計画をのぼせる、このうちに相当程度の第二会社があるわけでしょう。名前を言う必要はないですから、第二会社に移行することを予定される山の鉱害総額は、一体どの程度か。鉱業権者の負担はどの程度か、おおよその額でいいです。現状から見たらどのくらいあるか。将来さらにふえることは間違いないですから、減ることはない。

○矢野説明員 予定されておる云々というところで先ほど井手先生からお話がありましたが、非常に答弁がしにくいのですが、滝井先生が質問になられる対象を想像いたしますと、私どもとしては、これは何度も申し上げるようには、会社側のほうから出たヒヤリングの結果の数字でございますので、それをわれわれが最終的な確定はしておりますけれども、昨年の答申のベースのときに会社から聞いた範囲としましては、大体五十億、これは会社負担額でございますから、鉱害量といたしまして、大体倍額、約百億をちょっと少し上回る、こういう程度になると私どもとしては見ております。

○滝井委員 会社から言ったのが百億です。会社というのは低目に、小さいに言うのが常識です。そうすると五十億でしょう。滝井鉱山はたとえば有沢調査団から、これはあぶない、このままにしておいたらつづける会社だ。大体ニュー・スクラップでどんどんやらなければならぬ、第二会社にやらなければならぬ会社は、みな経理が悪いです。だから今後、次の審議のときに聞きますけれども、経理規制の法律を出すわけですね。これではつきりしているわけですね。そういう会社が今度第二会社に移行するような場合は、やはり復旧計画とそれに見合う資金計画として、行政指導しなくては、具体的に積ましておいてもならぬと、これは百年河清を待つことになるのです。たいへんなことです。だから、これは行政指導しなくては、それを確実にやらせまうというようにしておいてもらわぬと、たいへんです。こういうところから、どうも検討が抜けておるんです。こういうのを、ざるというんです。底が抜けてしまっておる。ざるでは困るんです。やはりがっちりとしたセメントの水ためにしておいてもらわぬと、抜けぬようにしておいてもらわぬと、困る。こういうしり抜けでは困るので、これはやらしていただくでしょうね。

○中野政府委員 第二会社に移行することによって、被害者に対して従前より扱いが不利にならないように十分配慮したい。いま鉱害復旧の第一次の責任者は第一会社なり第二会社、企業自体にあるわけでございますから、これに対して、先ほど来政務次官が答えておられますように、行政指導はいたしたいと思ひます。ただ、鉱害の確認をし

て、それに相当する金を強制的に積ませるというようなことは具体的な問題でございますから、どういうような方法でやりたいのか、必ず積ませる、金を積ましてからでなければ第二会社に移ってはいかぬなんていうことは行き過ぎでありまして、そういうことでなくて、企業自体が鉱害処理については責任を持っておるわけでありまして、それに対して十分な行政指導をやっていくというように考えております。

○滝井委員 そうすると、復旧計画なり、裏づけする資金計画については、積極的な行政指導をやっていく、それができないならば、どうせ最後は政府が責任を持たなければならぬことになるでしょうが、そういうところで一応納得しておきましょう。

それから、さいごの石炭炭業合理化臨時措置法の三十五條の二をこらんとすると、ちょっとこれは法律になつておるような感じがするのです。「当該鉱区又は租鉱区に関する鉱害について賠償請求権を有する者は、六十日以上の一定期間内に事業団に対し権利の申出をすべき旨を公示しなければならぬ」と、こうなつておる。これから業務方法書がいつおるのじゃないですか。そうしますと、これは法律になるわけですね。さいごん私もうっかりしておりました。

○中野政府委員 いま三十五條の二を讀み上げられましたが、これはもちろん手続をいつおるわけでございますから、先ほど来申し上げておるようには、第二組合に移る場合の鉱害の確認の方法については、行政措置で十分できるということでありまして。

○滝井委員 そうしますと、業務方法書で、届け出をしない、こうなつておる。届け出をしない人は、今度は鉱害の請求権はなくなる。こゝは問題点ですから、あとで質問する予定の中に入っております。とにかく、業務方法書で具体的に届け出をするということをやいま論議しておるわけですね。したがって、これは業務方法書であることに間違いない。ただしかし、その根拠はこの法律で、六十日以上に届け出る。だから、第二会社は業務方法書がないですけれども、われわれは、それに準じてきちとやってくれ、こういうことなんです。行政指導は必ず届けをやらせる、こういうことですけれども、それをあなた方がなかなかうんと言わぬから、それをひっくり返して確認の方法をこの法案が通るまでにこゝで発表してください、こういうことです。大体これで第二会社になる場合確認をするということは明言を得たのですから、その確認の方法は検討していただく。それから同時に、確認をしたならば、復旧計画と資金計画についても十分、住民に被害の及ばないように、迷惑の及ばないように行政指導をしてまいります、これで大体はつきりしてきました。

次は、無権者、無實力の鉱害復旧と有権者の鉱害復旧との間に、臨鉱法の面からいくと差はないわけですね。しかし、これが迷惑料その他の金銭賠償的な面が鉱害復旧には付随しておりますから、そういう面になると、非常に大きな格差が出てきておる。冒頭に申し上げたように、最近における傾向は、非常に無實力鉱害が増加する傾向にあるわけですね。そうしますと、この格差を

何らかの形において縮めてやる必要が出てきておる。それが復旧事業における事務費の増加あるいはその中における暫定補償を入れるとかいうことで、まず、格差の第一に大きな問題は、調査設計費、これがいまままでないために、復旧事業では、御存じのとおり、われわれが概井炭鉱の処理でやったように、被害者にいく金の中から無理算段をして設計その他の金を持っていったるわけですね。それを

持っていないわけですね。でも事業団はそんな金はないわけですね。いま四・八%くらいとるのですか、四・八%では有権者分であって、無権者分というのは全然ないわけですね。四・八%というのは、いわば有権者分に対する調査設計などの事務費のぎりぎりのところとして三%ないし四・八%おとりになつておると思うのです。これをもう少しふやしていくと、有権者と無権者との間の事務費上の差がますますなるわけですね。それから、暫定補償についても同じです。そこでお尋ねをしたいのは、あなた方がこし三億六千万円程度の無資力を見込んでおられるとすると、これは三%という、千万そこそこしかないわけですね。これでは現地に行つて家を一筆ずつ設計をやると、農地を一筆ずつ設計をやるといふことになる、とてもたいへんなんですね。これは実費弁償ということにして、二%や三%はかかる。安い金では事業団がなかなか行きたがらないのです。さいぜんあなたが御指摘になったように、家屋あたりは千戸が限界だということに、それ以上のものをやってもらおうと無資力が割り込んでくる

わけですから、それではとても復旧事業は動かぬです。こんなことを言つてはなんです、三拜九拜しなければならぬ。三拜九拜しても、手が足りなければ行かぬわけですね。これは現地に行つてみなければどうにもならぬわけですが、あなた方は一体この予算を幾らお見積りになっておるか。こゝしは調査設計費として幾ら、暫定補償として幾ら。

○矢野説明員 先ほど申し上げましたのは無資力三億云々で、まさに先生御指摘のように、大体一千万強を調査設計ということに見込むわけでありまして、それから暫定補償につきましては、いわゆる農地の事業費に對して一五%を予想しまして、大体千七百万くらいが暫定補償、こういうふうになつております。

○滝井委員 そうしますと、この農地の復旧については大体三百二十万トンをやる場合に、どの程度の町歩をおやりになつて一千七百万ということになるのですか。復旧する農地の暫定補償を支払う反別ですね。

○矢野説明員 先ほど大体御説明いたしましたように、全体の事業量を三十八年度予算で五百五十と見ましたので、五百五十の一五%ということになりますから、大体百町歩近く、八十町歩くらいになるのであります。そういうふうに見ていただきましたらよろしいと思います。

す。農地がどの程度無資力になるかというのを農林省はお調べになったことがあります。

○大河原説明員 無資力、有資力に着目いたしまして特に農林省として独自の調査を行なつたことはございませぬ。

○滝井委員 ああいう重政発言があるように、農林省自身が鉱害の農地復旧に對する熱意が非常に少ないので、だめだといふので、通産局にばかり押しかけているわけですね。ところが通産局自身も復旧の計画その他は詳しいけれども、農地は農地、やはり農地のことはわからないけれども、あなたのほうでもう少し積極的な通産省に協力して、あとで関連質問が出てきますが、石炭局と農地局とが一体になつて農地の復旧をやる方針をよくお立てになる必要があると思ふのです。そうしますと、暫定補償は出るけれども、農地に對する休耕補償というものは出ないわけですね。そうすると農林は、無資力がだんだんふえてまいりますと、自分の田がいつくるかわからぬ、おまえの田は来年してやるぞといふので休んでおると、いや、おまえのは来年は休んだ、再来年になつたのだ、こういう場合だつて出てくるわけですね。そうすると、あつてくるの苗しろから余つたものをもらつてきて植えなければならぬといふ場合だつて出てくるわけですね。それから、年々補償がないのです。無資力になつた炭鉱というものは、年々補償も払つておらぬ。それから休耕補償も無資力になるから払わぬ、暫定だけだ、こういうことになる

○滝井委員 そうしますと、五百五十のうちの百町歩、五分の一程度農地は無資力になると見ておるわけですね。それが実際は五分の二とか三くらいに、三以上になる可能性があるわけ

○矢野説明員 二つ問題がございまして、年々賠償につきましても問題でございますが、これはいわゆる臨鉱にかつてくる前の問題、もちろん先ほど先生がおっしゃる通りに、臨鉱に對するテンポを早くしろといふことはございまして、それ以外にも、鉱害の安定といふことの後に手をつけますので、その意味では、要するに臨鉱のベースにはなつてこないといふことでございまして、したがつて、これは当事者でございまして、現に九州あたりでは鉱業権者と被害者の農民組合が交渉をしまして、一応の基準をもつてやっておるといふのが現状でございまして、これについては制度として非常にむずかしい。したがつてその対策としては、今後い

○滝井委員 私がかつてで妥協するとすれば、年々補償の方は交付金の留保のものからやつてもらつてもいいと思ふのです。しかし休耕のはうは、いよいよ鉱害復旧に入つてしまふのです。入るころにはどのくらい休耕になるかわからぬわけですね。先の問題ですから、交付金がある配分されてしまつて、そしてあとになる可能性があるわけですね。したがつて、農民からいへば、農地が臨鉱にかつた、かかつておる間は耕作ができないから、農民としては

○矢野説明員 二つ問題がございまして、年々賠償につきましても問題でございますが、これはいわゆる臨鉱にかつてくる前の問題、もちろん先ほど先生がおっしゃる通りに、臨鉱に對するテンポを早くしろといふことはございまして、それ以外にも、鉱害の安定といふことの後に手をつけますので、その意味では、要するに臨鉱のベースにはなつてこないといふことでございまして、したがつて、これは当事者でございまして、現に九州あたりでは鉱業権者と被害者の農民組合が交渉をしまして、一応の基準をもつてやっておるといふのが現状でございまして、これについては制度として非常にむずかしい。したがつてその対策としては、今後い

くるわけですね。農民は全く自分の責任でなつたのではない、政府の石炭政策と鉱業権者の責任でなつたのにもかかわらず、農民が生きていくかへの源泉である農地の年々補償ももらえなければ、本耕補償ももらえない、こういうように格差が出てきておるわけですね。これはどうして埋められないのでしょうか。また、農林省はどうしてこれを要求しないのかといふことです。

○矢野説明員 二つ問題がございまして、年々賠償につきましても問題でございますが、これはいわゆる臨鉱にかつてくる前の問題、もちろん先ほど先生がおっしゃる通りに、臨鉱に對するテンポを早くしろといふことはございまして、それ以外にも、鉱害の安定といふことの後に手をつけますので、その意味では、要するに臨鉱のベースにはなつてこないといふことでございまして、したがつて、これは当事者でございまして、現に九州あたりでは鉱業権者と被害者の農民組合が交渉をしまして、一応の基準をもつてやっておるといふのが現状でございまして、これについては制度として非常にむずかしい。したがつてその対策としては、今後い

○滝井委員 私がかつてで妥協するとすれば、年々補償の方は交付金の留保のものからやつてもらつてもいいと思ふのです。しかし休耕のはうは、いよいよ鉱害復旧に入つてしまふのです。入るころにはどのくらい休耕になるかわからぬわけですね。先の問題ですから、交付金がある配分されてしまつて、そしてあとになる可能性があるわけですね。したがつて、農民からいへば、農地が臨鉱にかつた、かかつておる間は耕作ができないから、農民としては

○矢野説明員 二つ問題がございまして、年々賠償につきましても問題でございますが、これはいわゆる臨鉱にかつてくる前の問題、もちろん先ほど先生がおっしゃる通りに、臨鉱に對するテンポを早くしろといふことはございまして、それ以外にも、鉱害の安定といふことの後に手をつけますので、その意味では、要するに臨鉱のベースにはなつてこないといふことでございまして、したがつて、これは当事者でございまして、現に九州あたりでは鉱業権者と被害者の農民組合が交渉をしまして、一応の基準をもつてやっておるといふのが現状でございまして、これについては制度として非常にむずかしい。したがつてその対策としては、今後い

○滝井委員 私がかつてで妥協するとすれば、年々補償の方は交付金の留保のものからやつてもらつてもいいと思ふのです。しかし休耕のはうは、いよいよ鉱害復旧に入つてしまふのです。入るころにはどのくらい休耕になるかわからぬわけですね。先の問題ですから、交付金がある配分されてしまつて、そしてあとになる可能性があるわけですね。したがつて、農民からいへば、農地が臨鉱にかつた、かかつておる間は耕作ができないから、農民としては

○矢野説明員 二つ問題がございまして、年々賠償につきましても問題でございますが、これはいわゆる臨鉱にかつてくる前の問題、もちろん先ほど先生がおっしゃる通りに、臨鉱に對するテンポを早くしろといふことはございまして、それ以外にも、鉱害の安定といふことの後に手をつけますので、その意味では、要するに臨鉱のベースにはなつてこないといふことでございまして、したがつて、これは当事者でございまして、現に九州あたりでは鉱業権者と被害者の農民組合が交渉をしまして、一応の基準をもつてやっておるといふのが現状でございまして、これについては制度として非常にむずかしい。したがつてその対策としては、今後い

○滝井委員 私がかつてで妥協するとすれば、年々補償の方は交付金の留保のものからやつてもらつてもいいと思ふのです。しかし休耕のはうは、いよいよ鉱害復旧に入つてしまふのです。入るころにはどのくらい休耕になるかわからぬわけですね。先の問題ですから、交付金がある配分されてしまつて、そしてあとになる可能性があるわけですね。したがつて、農民からいへば、農地が臨鉱にかつた、かかつておる間は耕作ができないから、農民としては

○矢野説明員 二つ問題がございまして、年々賠償につきましても問題でございますが、これはいわゆる臨鉱にかつてくる前の問題、もちろん先ほど先生がおっしゃる通りに、臨鉱に對するテンポを早くしろといふことはございまして、それ以外にも、鉱害の安定といふことの後に手をつけますので、その意味では、要するに臨鉱のベースにはなつてこないといふことでございまして、したがつて、これは当事者でございまして、現に九州あたりでは鉱業権者と被害者の農民組合が交渉をしまして、一応の基準をもつてやっておるといふのが現状でございまして、これについては制度として非常にむずかしい。したがつてその対策としては、今後い

○滝井委員 私がかつてで妥協するとすれば、年々補償の方は交付金の留保のものからやつてもらつてもいいと思ふのです。しかし休耕のはうは、いよいよ鉱害復旧に入つてしまふのです。入るころにはどのくらい休耕になるかわからぬわけですね。先の問題ですから、交付金がある配分されてしまつて、そしてあとになる可能性があるわけですね。したがつて、農民からいへば、農地が臨鉱にかつた、かかつておる間は耕作ができないから、農民としては

○矢野説明員 二つ問題がございまして、年々賠償につきましても問題でございますが、これはいわゆる臨鉱にかつてくる前の問題、もちろん先ほど先生がおっしゃる通りに、臨鉱に對するテンポを早くしろといふことはございまして、それ以外にも、鉱害の安定といふことの後に手をつけますので、その意味では、要するに臨鉱のベースにはなつてこないといふことでございまして、したがつて、これは当事者でございまして、現に九州あたりでは鉱業権者と被害者の農民組合が交渉をしまして、一応の基準をもつてやっておるといふのが現状でございまして、これについては制度として非常にむずかしい。したがつてその対策としては、今後い

○滝井委員 私がかつてで妥協するとすれば、年々補償の方は交付金の留保のものからやつてもらつてもいいと思ふのです。しかし休耕のはうは、いよいよ鉱害復旧に入つてしまふのです。入るころにはどのくらい休耕になるかわからぬわけですね。先の問題ですから、交付金がある配分されてしまつて、そしてあとになる可能性があるわけですね。したがつて、農民からいへば、農地が臨鉱にかつた、かかつておる間は耕作ができないから、農民としては

○矢野説明員 二つ問題がございまして、年々賠償につきましても問題でございますが、これはいわゆる臨鉱にかつてくる前の問題、もちろん先ほど先生がおっしゃる通りに、臨鉱に對するテンポを早くしろといふことはございまして、それ以外にも、鉱害の安定といふことの後に手をつけますので、その意味では、要するに臨鉱のベースにはなつてこないといふことでございまして、したがつて、これは当事者でございまして、現に九州あたりでは鉱業権者と被害者の農民組合が交渉をしまして、一応の基準をもつてやっておるといふのが現状でございまして、これについては制度として非常にむずかしい。したがつてその対策としては、今後い

○滝井委員 私がかつてで妥協するとすれば、年々補償の方は交付金の留保のものからやつてもらつてもいいと思ふのです。しかし休耕のはうは、いよいよ鉱害復旧に入つてしまふのです。入るころにはどのくらい休耕になるかわからぬわけですね。先の問題ですから、交付金がある配分されてしまつて、そしてあとになる可能性があるわけですね。したがつて、農民からいへば、農地が臨鉱にかつた、かかつておる間は耕作ができないから、農民としては

○矢野説明員 二つ問題がございまして、年々賠償につきましても問題でございますが、これはいわゆる臨鉱にかつてくる前の問題、もちろん先ほど先生がおっしゃる通りに、臨鉱に對するテンポを早くしろといふことはございまして、それ以外にも、鉱害の安定といふことの後に手をつけますので、その意味では、要するに臨鉱のベースにはなつてこないといふことでございまして、したがつて、これは当事者でございまして、現に九州あたりでは鉱業権者と被害者の農民組合が交渉をしまして、一応の基準をもつてやっておるといふのが現状でございまして、これについては制度として非常にむずかしい。したがつてその対策としては、今後い

○滝井委員 私がかつてで妥協するとすれば、年々補償の方は交付金の留保のものからやつてもらつてもいいと思ふのです。しかし休耕のはうは、いよいよ鉱害復旧に入つてしまふのです。入るころにはどのくらい休耕になるかわからぬわけですね。先の問題ですから、交付金がある配分されてしまつて、そしてあとになる可能性があるわけですね。したがつて、農民からいへば、農地が臨鉱にかつた、かかつておる間は耕作ができないから、農民としては

○矢野説明員 二つ問題がございまして、年々賠償につきましても問題でございますが、これはいわゆる臨鉱にかつてくる前の問題、もちろん先ほど先生がおっしゃる通りに、臨鉱に對するテンポを早くしろといふことはございまして、それ以外にも、鉱害の安定といふことの後に手をつけますので、その意味では、要するに臨鉱のベースにはなつてこないといふことでございまして、したがつて、これは当事者でございまして、現に九州あたりでは鉱業権者と被害者の農民組合が交渉をしまして、一応の基準をもつてやっておるといふのが現状でございまして、これについては制度として非常にむずかしい。したがつてその対策としては、今後い

○滝井委員 私がかつてで妥協するとすれば、年々補償の方は交付金の留保のものからやつてもらつてもいいと思ふのです。しかし休耕のはうは、いよいよ鉱害復旧に入つてしまふのです。入るころにはどのくらい休耕になるかわからぬわけですね。先の問題ですから、交付金がある配分されてしまつて、そしてあとになる可能性があるわけですね。したがつて、農民からいへば、農地が臨鉱にかつた、かかつておる間は耕作ができないから、農民としては

○矢野説明員 二つ問題がございまして、年々賠償につきましても問題でございますが、これはいわゆる臨鉱にかつてくる前の問題、もちろん先ほど先生がおっしゃる通りに、臨鉱に對するテンポを早くしろといふことはございまして、それ以外にも、鉱害の安定といふことの後に手をつけますので、その意味では、要するに臨鉱のベースにはなつてこないといふことでございまして、したがつて、これは当事者でございまして、現に九州あたりでは鉱業権者と被害者の農民組合が交渉をしまして、一応の基準をもつてやっておるといふのが現状でございまして、これについては制度として非常にむずかしい。したがつてその対策としては、今後い

○滝井委員 私がかつてで妥協するとすれば、年々補償の方は交付金の留保のものからやつてもらつてもいいと思ふのです。しかし休耕のはうは、いよいよ鉱害復旧に入つてしまふのです。入るころにはどのくらい休耕になるかわからぬわけですね。先の問題ですから、交付金がある配分されてしまつて、そしてあとになる可能性があるわけですね。したがつて、農民からいへば、農地が臨鉱にかつた、かかつておる間は耕作ができないから、農民としては

○矢野説明員 二つ問題がございまして、年々賠償につきましても問題でございますが、これはいわゆる臨鉱にかつてくる前の問題、もちろん先ほど先生がおっしゃる通りに、臨鉱に對するテンポを早くしろといふことはございまして、それ以外にも、鉱害の安定といふことの後に手をつけますので、その意味では、要するに臨鉱のベースにはなつてこないといふことでございまして、したがつて、これは当事者でございまして、現に九州あたりでは鉱業権者と被害者の農民組合が交渉をしまして、一応の基準をもつてやっておるといふのが現状でございまして、これについては制度として非常にむずかしい。したがつてその対策としては、今後い

○滝井委員 私がかつてで妥協するとすれば、年々補償の方は交付金の留保のものからやつてもらつてもいいと思ふのです。しかし休耕のはうは、いよいよ鉱害復旧に入つてしまふのです。入るころにはどのくらい休耕になるかわからぬわけですね。先の問題ですから、交付金がある配分されてしまつて、そしてあとになる可能性があるわけですね。したがつて、農民からいへば、農地が臨鉱にかつた、かかつておる間は耕作ができないから、農民としては

たいへんなことなんです。その間、生活保護をやったいいじゃないかとはいえ、農地を持つてゐるから生活保護にはいけな。この問題については、私はやはり暫定補償と同じように見るべきだと思ふのです。そうすると、それだけ有権者と無権者との差が縮まることになる。これは私は無理じゃないと思ふ。年々補償はすでに過去のものなんです。過去は一応あきらめてもらいましょ。しかし臨鉱にかつた後の休耕補償については、これは当然考へてもらなければならぬと思ふのですが、この点は大蔵省の田代さんだつてヒューマニズムはあると思ふのですが、どうですか、田代さん、当然私は暫定補償を事務費で入れたらば、事務費で入れることは来年度以降は問題があると思ふのだが、休耕補償については当然これは私はやつてもらわなければならぬと思ふのです。

○矢野説明員 農林省、大蔵省とも一応まとめてお答えいたしますが、おっしゃるとおり、私も、そういう理由は立ち得るのじゃないかという議論、もつともだと思つております。将来、問題としてよく研究いたしてまいりたい、こういう考へでございす。

○滝井委員 研究してもらふのはいいけれども、もうすぐこれは実施するのですからね。そんなにいい金がかかるものじゃないと思ふのです。早くやつてもらへば、休耕補償はそんなに多くなくても済むわけなんです。したがつて、鉱害復旧のピッチを上げる一つの刺激になる。これは大蔵省はよけいに金を出さなければならぬ。矢野さん、なぜばやばやしているのだ、早く復旧をやれやれということになつて、大蔵省は復旧の金をよけい出すことになるのですよ、休耕補償を出さなければならぬですから。そういう点で暫定と休耕とは、今後の鉱害復旧を促進する意味から速急に結論を出してもらいたいと思ふ。これは来年度とか再来年とかいつたつて間に合わない。いま進行中なんです。農民がこういうことをあまり言つてこないからといって、放置しておくわけにいかないと思ふのですが、この国会でこの法案が通るまでは結論を出してもらへるでしょう。生活の問題につながつてゐるのですから、待たなすです。休んでゐる間はめし食うなというわけにいかぬのです。

○井手委員 関連して。そうむずかしい問題じゃございせんよ。裏作の場合に復旧をやるのです。稲作の場合にはずつと区分して復旧工事をやりますから、裏作の場合に休耕するわけです。表の場合ですね。冬の間に工事をやるわけですから、稲作の補償とはだいぶ金額が違ふわけなんです。もしできるならば、いま打ち合わせて、せっかくならば、質問ですから、いま御答弁ができれば幸いです。そうむずかしい問題じゃございせん。大蔵省もその点は御理解いただけたと思ふのです。

○矢野説明員 ただいまの問題には、私どものいま相談の結果でございすけれども、農林省の立場からいいますと、申しますか、あるいは土地改良と申しますか、そういうような問題もあるようにございまして、いますぐといわれるのは非常にづらいところで、とにかく前向きで研究さしていただく、確かに井手先生の御質問のよう

に、すでに裏作の問題もあるわけでありますから、早急に検討の結果を出すようにいたしたいと思ひます。

○滝井委員 どうも早急に検討するといつても、もう予算が通つてしまつて間に合わない、やはりこれは準備費が何かで出す腹をおきめにならぬといかぬわけなんです。

ついでですから同じことをもう一つやりますが、いわゆる家屋と水道の迷惑料です。無資力の場合に鉱害復旧をしようとする、そうするとこの家をどこかに移転しなければならぬのです。そうすると大きな農家ならば納屋が何かあるわけですから、そこにちよつと行つてもらつておつて、本屋をあげたら今度は納屋をあげる、こういう方法があるわけなんです。ところが店や何かしてゐるところは、どうにもならぬわけなんです。こういう場合に一文も迷惑料をやらすに、無資力だからといつて、おまえの家は復旧だけしてやるからというわけにはなかなかいかなぬ場合が出てきてゐるのです。これは実際にわれわれが当たつてみて、なかなか不満が出てくるのです。こういうところまで、いわばこういう迷惑料のところまで、稲井方式というのですか、稲井の処理をしたのと同じように交付金を留保しておいて、それで全部片づけていくというところまで、鉱害量が多いとなかなかない。そうすると、こういう場合にこれを円滑に処理するために、私、全部と言ひたいの

だが、全部といつてもなかなか田代さんのほうがうんと言わぬでしようから、やはり何ばブルの資金を復旧事業団なりが持つておつて、そうして、どうしても店その他があつて情

状酌量せざるを得ないという場合があるわけなんです。あるいは生活保護者の家庭があつて、どうしてもこれは金がない、わしはやれませんが、市役所その他に行つてもなかなかうまくいかぬ、こういう場合もあると思ふ。そうするとこういう場合について何か情状酌量をして、それをうまく片づける幾分の金を——ほんとうは私は迷惑料を全部やりなさいと言ひたいのだが、そこまではきようは言ひたくない。何ばかそこに自由裁量のできる金を復旧事業団に置いておかぬと片づかぬ場合が起き

てくる。その金は留保した交付金の中から出しなさい。これは使い走りのじようずなのがおれば、そういうことまでやれるときがある。しかし全部が全部そうはいかぬ。佐賀は井手さんが受け持つと言つておるけれども、佐賀全県下になると、なかなかそうはいかぬ場合も出てくる。だからそこあたりの私は、いまの休耕補償の問題と水道の迷惑料までというとなかなか範囲が広がりますから、やはり家屋の迷惑料については非常に特定の場合で、店その他があつてなかなかやれぬ場合がある。店を閉じなければならぬですから、かわりのバック建てを建てていかなければならぬ場合が出てくるのです。そうすると、そのバック建てを建て

る金もないという場合がある。そういう最小限の迷惑料的なもの、そういうものを何ば考慮する必要がある。行政を円滑にやる上から、そういう必要がある。だからそういう点あわせてどうですか、一つ前向きに考慮ができませんか。

○中野政府委員 いま御指摘のあつたような場合は、交付金の中で前向きの

形で十分考へていきたいというふうに考へております。

○滝井委員 交付金の中でやりになる、こゝでもう一ぺん確認をしておきたいのですが、たとえば一億の交付金があつた。ところが鉱害は一億二千万円もある。そのほかに迷惑料とか、休耕補償とか、それから暫定補償とかいふような現金賠償が一億になつちやうた。そうすると、実際鉱害復旧にいく金はちつともない、農地と家屋を復旧する金はない、こういう場合が今後起こり得るわけなんです。その場合は、あなた方がいま言う交付金の中から交付するというのは、一億なら一億の交付金があります、その中から、いま言つたような迷惑料とか休耕とか何々といふようなものを一応ずつと支払つてしまつと、実は金額支払えないのです。こういう炭鉱というのは何年もたまつておるのですから、金額は支払えない。そうしてそれがたとへば六千万になつちやうた。未払い賃金その他も払わなければならぬから、そういうものも全部で六千万なら六千万になつた。鉱害にいく分は四千万しかないんだ、あるいは鉱害にいく分は、債権者と未払い賃金と取られてしまつとゼロになる場合があるわけなんです。そういう方式でやつてもよろしい、こういうことな

んです。そうすると、あと一億二千万の農地と家屋の復旧は、無資力になつて全部国が見る、こういう方式でやつてもよろしい、弾力的な運用はそういう方式でよろしい、こういうことに理解してよろしいです。

○矢野説明員 債務の弁済の公平という原則がありますので、その意味において、いま滝井先生のおっしゃつたよ

うな点についてはいろいろ議論がござい
ます。しかしながら、大局的に見れ
ば、そういうケースもやむを得ないの
ではないか。したがって、そういうもの
を必ずそういう原則でしなければい
かぬという事柄は非常にむずかしいわ
けでございすけれども、まさに先生
がおっしゃいましたような弾力的な運
用ということで、個々の被害につきま
して、そういう差別のない措置を考え
てまいりたいと考えております。

○滝井委員 そうしますと、整理促進
交付金というものは、鉱害が非常に大
きい場合には、まず金銭賠償分につい
て優先的に充当をしていく、そしてあ
と残りがあれば、それは臨鉱に充てる
し、残りがなければそれは無資力に
なっていく、こういうことで一応了承
いたしおきます。

次は未発生鉱害、それから再発生鉱
害、不安定鉱害の復旧です。ニュー・ス
クラブ方式では、さいせん言ったた
うに、一定の期間中に申請をしなけれ
ばだめです。それが二ヵ月間、六十日
となっておるわけです。そうすると、
その申請をするときにはたまたま鉱害
は起こっていないか、ところがしば
らくしたあとに鉱害が起こってきた、
これはあり得ることなんです。神なら
ぬ身ですから、安定をしていると思っ
ておたって、それが安定せずに陥没
が起こる。最初陥没等ではたまたま見
るところですね。こういう場合の鉱害
の復旧はどうするかということです。

その場合が一つ、それから、復旧をし
た後に再発をする。たとえば私のうち
なんか、このごろ復旧してもらいまし
た。蔵だけ復旧した。ところが復旧し
て三ヵ月もたぬうちに、もう蔵が大

きな干割れが入っているのです。最も
典型的なものは、福岡県田川郡糸田町
のたぎりです。これは全部の農地を復
旧したわけです。ところが付近の炭鉱
が全部やめたために、復旧したたんぼ
が今度湿地になっちゃった。水がどん
どんわいてきたわけです。こういう、
復旧をしてしまつて、再び異常な状態
が出てくる。たぎりが鉱害であるかど
うかということは疑問ですけれども、
明らかに鉱害であつて復旧をした。復
旧をして、付近の炭鉱がやめたため
に、欠乏しておつた湧水がさらに再び
あらわれてきて、復旧したたんぼが湿
田になった、こういう状態が出てい
るわけです。こういう未発生鉱害に対す
る場合、もう一つ、届け出はしてお
りけれどもあらわれていないという場合
があるわけです。そうして金は、いま
言ったように、もう全部分けてしまつ
ておる。あらわれていないのですか
ら、配分額はちよびりしかいかな
い、こういう場合もあるわけですね。
こういう三通りの場合に対するあなた
方の見解を御説明しておいてもらいた
い。

○矢野説明員 今回の臨鉱法の改正に
よりまして、先生がおっしゃいまし
た最後のところから申し上げますが、
一応交付決定当時予想されてなくて、
そのあとで鉱害が起きて、しかもその
会社もすでにないというものにつつま
しては、今度の臨鉱法改正ができます
と、復旧対象になるわけです。従来こ
れがそのままで復旧ができなかった。こ
れは無資力鉱害と同様にするというこ
とがはっきりいたしております。それ
からいよいよ二次被害の問題でありま
すが、これは先ほど御説明のありまし

たたぎりのような特殊な地区は、いろ
いろ議論がございすけれども、その
被害が明らかに鉱害の二次被害である
ということであれば、これは当然復旧
対象になってくるわけです。要するに
特鉱でやりましても、結局そのあとに
またいよいよ採掘による影響として出
てくるということであれば、二次被害
としてやっておるわけでありす。し
たがいまして、そういうようなことで
処理できるわけでありす。

もう一つ、一番最初に返りまして、
交付決定の間に、また、交付決定とい
いますか、交付金の決定があつて告示
があり、告示のあとに出てきた場合と
いうのがございす。これは大体私と
もの方の指導でございす。法律とし
て、既発生鉱害につきまして六十日
以内に届け出なければ交付金に対する
請求権は消滅することになっておりま
す。その問題の次に出てくる予想され
なかつた再発生鉱害で、まだ井計計画
を鉱業権者がつくっているものにつつま
ましては、弾力的な運用で鉱業権者の
井計計画に加えていくというようにな
るとで現在指導を行なつております。大
体三点につつまして趣旨を申し上げた
わけでありす。

○滝井委員 そうしますと、未発生鉱
害なり不安定鉱害、それから再発生の
鉱害については、今度の場合だと行政
運営で大体できる、こういうことであ
る。そうすると、たぎりの場合はどう
なんですか。

○矢野説明員 たぎりの地区につつま
しては、この問題は、まず鉱害かどう
かという点、採掘がとまったというこ
とによる被害だということの調査が一
つあるわけでありす。もう一点は、

工事を行つたした場合の工法上
の問題という点も、一つ現地被害者
から話が出ております。そこで、これ
につつましては、私も農林省と共同
いたしまして、農林省はことしの三月
現地調査をされました。私どもの方は
通産局で現地調査を終わりました。そ
の結論は大体今月の末という報告を聞
いております。このときには学識経験
者たる野口先生も行つておりますし、
いろいろ現地の被害者の意見も聞いた
上で、現在報告書の作成にかかつてお
ります。この両方の調査結果を総合し
たしまして、鉱害によるものか、工法
上の問題か分けてこの対策を考えてお
るということでございます。

○滝井委員 方向として、これは何ら
かの形でやるにしても、国がやること
になるのですか、鉱業権者がやること
になるのですか。これは鉱害かどうか
の再認定が必要だとおっしゃっている
けれども、とにかく鉱害であつたこと
は間違いない。だから復旧した。そう
して、復旧する当時はまだ付近の炭鉱
も生きていて操業しておつて、水も揚
げておつた。ところが、その水をあげ
なくなつたために、今度は湧水が起こ
る。これは理論的には当然なんです。
ね。いままでも過去何百年にわたつて湧
水があつて、何百町歩という田をかん
がいでおつたのですが、付近に炭鉱
ができて枯渇してしまつて、特鉱のポ
ンプができてかんがい水を与えておつ
た。ところが、炭鉱がやめてしまつた。
湧水がぼつぼつ始まる。全部やめてし
まつたら、湧水が激しくなり、水口も変
わつたために、いままでも湧水してお
つた以外のところに湧水が起こり、湿
田になるということは、地質学を少し

おやりになり、採掘学をおやりになつ
た人なら、常識的にそういうことはあ
る地区では考えられるわけです。そこ
ろが、鉱業権者はもう交付金を持って
どこかへ行ってしまつたのです。岡山
が何か、どこかに帰つてしまつたわけ
です。そうしてなお、合理化事業団に
八千万円か九千万円の迷惑をかけてお
る。いま合理化事業団は鉱業権者と裁
判中だ、こういうことですね。ところ
がこれは農民としては、決定を待てば
待つほど収穫が少なくなるわけでは
ない。そうして、暫定補償その他もよう
えぬ。こういうことになる、これは
農民は大へんになるわけですね。だか
ら早急に結論を前向きに出していただ
いて、鉱業権者は岡山とかどこかに帰
つてしまつて、付近にはいないのだか
ら、そうすると国なら国が責任を持
つて再復旧をやる。再復旧をやるなら
ば、やはりこれは暫定なり休耕なりを
見てもらわなければならぬ。こういう
ことが私は出てくると思うのですが、
そういう方向でぜひ早急にひとつや
つてもらいたいと思うのです。あまり報
告書その他で議論をしておると、農家
はひびしになりますからね。

○矢野説明員 たぎりの問題につつま
しては、非常に現地民としても大きい
ことで、私もよく理解しております。
したがって、さきさき申しまし
たように、大体調査の結果が今月中に
できますから、早急に結論を出すとい
うことで前向きにすべつて考えておりま
す。鉱業権者も確におっしゃる通り
動いてしまつておりますが、あれは
かつての合理化買収鉱区でございま
すので、その意味で、もし鉱害であると
すれば、それに対する連帯責任という

たたりは、たぎりの地区につつま
しては、この問題は、まず鉱害かどう
かという点、採掘がとまったというこ
とによる被害だということの調査が一
つあるわけでありす。もう一点は、

ことで考えたい。とにかく前向きに早急に結論を出すように、私ももととして、いまま努力をさせていただいておられます。

○上林山委員長 滝井君に伺います。農林省はまだありますか。

○滝井委員 まだあります。これから農林省になるんです。

いまの、連帯責任で復旧事業団がおりやりになる、こういうことになっておるけれども、復旧事業団はなかなか金がないです。特にあの地区については、復旧事業団は鉱害復旧をやるのは、さんざんになっておるのです。もう寄りつかぬです。なぜならば、もう九千万円もよけに出し過ぎて、当時の支部長さんは責任をとらされているわけでしょう。今度の支部長さんはあぶなくて寄りつかぬです。何ぼ出さなければならぬかわからぬのだからね。それは、あそここの鉱区については歴史的な経過があるのです。あの鉱区を買い上げるときに、ほくら反対したのです。これは大へんです。あんまりあわてて交付金を渡すと大へんですよと言ったのだが、あわてて渡してしまつた。そういう歴史的な経過のあるところ。しかも、これは今後われわれが再発生鉱害を処理する上での一つのモデル・ケースにもなるわけでありますから、できるだけ、合理化事業団ばかりに責任を持たせずに、通産局のほうも十分ひとつふんどうしを締め直して、合理化事業団とともにやっていただきたいと思うのです。

次は、特鉱ポンプと農業用のかんがい水ポンプですが、これは福岡県を見てもみますと、三十四カ所くらいの特鉱ポンプがあるのです。それから井手さん

が指摘をしておつた、相対で鉱業権者と農民が契約しておるのが四百五十八カ所あります。そうすると、こういうものが今後急激に合理化が進行するにつれて、維持管理をやらなければならぬ問題が具体的に出てくるわけ。今度特鉱ポンプについては、百十九万円くらいですか計上されておるわけ。ところがこれが三十四カ所くらいになってくると、これはとてもそんな金ではどうにもならぬことになるわけ。この臨鉱法の七十七条ですね、「かんがい排水施設の引渡等」というこの七十七条です。いまこれが動かぬのです。七十七条が動かぬのです。どうして動かないかという、金がな。復旧事業団にこんなものをやる金がないのです。ほくらから復旧事業団に、やってくれんかと言つと、そんなものは先生ためです。農林省と通産省はこの七十七条をはさんで大議論したのです。そうして毎年毎年こういう水の要るものに、毎年毎年それに対応した予算を組んでおつたのでは、これは間に合わないのです。やはり恒久的な施策を講じてもらう必要がある。そういう恒久的な施策というものは何かという、やはり責任を持った基金を積んでやるということ。これはもう全国お調べになれば、特鉱ポンプなり、あるいは相対のかんがい水ポンプというものは多くないです。これは詳細にお調べになると大体すぐ出てくる。これは年間どの程度の維持管理費を要するかということになれば、その基金をどこにお積み立てになって、そしてその基金から出てくる利子でさちさちと恒久的にまかなつてやる方法をひとつ出してもらわ

なければならぬということです。そうすると、農民は安心するのです。そうしないと、特鉱ポンプの予算が国の予算に計上されているかいないかというところを、毎年われわれが心配しなければならぬ。こういう問題がいろいろある。だから、農民が安心して稲作に従事できるように、かんがい排水の問題が円滑にいくように、基金を積み立てる必要がある。毎年の予算では一々大蔵省に頭を下げなければならぬ、現地の農民は一々陳情に行かなければならぬ、こういう煩瑣な陳情政治を排除するために、私は基金が必要であると思う。これはどうですか。ことは予算になっていくのですか。今後これは急激に出てくる。

それから、いま炭鉱の維持管理をやっているのは、毎年ポンプを敷設していくのです。ところが炭鉱が苦しくなると、ポンプを敷設してくれないのです。私たちのところの経験では、もういまごろになりますと、農民はみな集まってその鉱業権者のうちに押しつけるのです。そうしてポンプをやってくれ、ポンプをやってくれと言つと、ところが、ポンプをやるとすると、どこから引くのかという、川から引くわけではない。われわれの地区では多く、ところどころ、坑内水をやっている。付近のたんばに脱水土が落ちてくる。そうすると、この脱水土を一体どうしてくれるかという問題が、連鎖反的の起こってくる。こういう問題が次から次に起こりますので、やはりこれは、基金を積んで恒久的な施設をきちんとしてやっておいて、農民が安心して耕作ができる態勢をつくる必要

があるが、そういうことが確立されていない。さいせん申しましたように三十四カ所、それから相対のものが、井手さんの御指摘になったように、鉱業権者だけでも四百五十八カ所ある。佐賀県それから長崎県、常磐、山口、北海道等を加えると、この数はもっと多くなるかもしれないけれども、これを把握して恒久処置を講じておいても、らう必要があると思うのですが、どうですか。

○廣瀬(正)政府委員 特鉱ポンプにつきましては、終閉山いたしまして責任者がいなくなつたというようなものに對する措置は、御承知のように八三%の助成をいたしまして予算に計上いたしております。そうして地方自治体によつてもらうということにいたしておるのであります。御指摘の基金につきましては、前回は井手委員から同様な御要請の御発言があつたそうでございます。いまして、ごもっともな御趣旨だと思ひますので、十分前向きで検討してみたいと思つております。

○滝井委員 炭鉱がなかなかポンプを敷設してくれないから、いまでも植えてきていくわけ。こういうもののが指導というものは、農林省としては実は全然やっていないのです。もう現地にまかせつきりです。だから、農民はみな泣いておるのです。よそのたんばがどんどん植えられて、自分のたんばに水が来ずに植えられないくらい、農民にとつて悲しいことではないのです。もう夜も寝られないのです。よそのたんばは全部水をたたえて、どんどん田植えが始まる、自分のうちは、すいてはおるけれども、まだ水が足らぬ、田植

えができてぬというところでじりじりしている。この悲惨な状態はもう筆舌に尽くしがたいものがあるのです。こういう点をもう少し早く何とかしてやらなくと、炭鉱はいまのような合理化の問題に頭がいくと、人のたんばに水を充てるどころではないのです。自分の炭鉱の坑内の水も上げられないような状態です。電氣代がたまっていくのです。電力会社に対する電氣代が払えぬという状態で、もうどうにもならぬという状態です。それを、電力をたんばのかんがい排水にまで持つていくなんてことはとてもできない、あと回しになつてしまふ。こういう事態です。それから、ぜひひとつ基金を積んでもらいた

いと思つたわけ。それからもう一つは、こういうポンプが古くなって復旧をする場合は、一体だれが責任を持つてくれるかということ。特鉱ポンプにしても、特鉱ポンプができるときには、たとえばわれわれのところでは、五つくらい

の山が共同して金を出してやつた。ところが、五つの山はあとかたもなくなつてしまつた。ポンプもだんだん調子が悪くなつて、新しいポンプにかえなければならぬ、モーターや何かかえなければならぬという場合に、さあ田植えがきた、やってみたらモーターがだめだ、かえなければならぬというときにはどうしておるかという、町が出てくる。農民は町まで押しかけていく。そうして国がやらぬなら町がやっておくといつて、町がやるわけ。こういうように再建設をするときには、一体だれが責任を持つてかといふことです。ここらあたりが明白になつていない。もうだんだんポンプが

えができてぬというところでじりじりしている。この悲惨な状態はもう筆舌に尽くしがたいものがあるのです。こういう点をもう少し早く何とかしてやらなくと、炭鉱はいまのような合理化の問題に頭がいくと、人のたんばに水を充てるどころではないのです。自分の炭鉱の坑内の水も上げられないような状態です。電氣代がたまっていくのです。電力会社に対する電氣代が払えぬという状態で、もうどうにもならぬという状態です。それを、電力をたんばのかんがい排水にまで持つていくなんてことはとてもできない、あと回しになつてしまふ。こういう事態です。それから、ぜひひとつ基金を積んでもらいた

いと思つたわけ。それからもう一つは、こういうポンプが古くなって復旧をする場合は、一体だれが責任を持つてくれるかということ。特鉱ポンプにしても、特鉱ポンプができるときには、たとえばわれわれのところでは、五つくらい

の山が共同して金を出してやつた。ところが、五つの山はあとかたもなくなつてしまつた。ポンプもだんだん調子が悪くなつて、新しいポンプにかえなければならぬ、モーターや何かかえなければならぬという場合に、さあ田植えがきた、やってみたらモーターがだめだ、かえなければならぬというときにはどうしておるかという、町が出てくる。農民は町まで押しかけていく。そうして国がやらぬなら町がやっておくといつて、町がやるわけ。こういうように再建設をするときには、一体だれが責任を持つてかといふことです。ここらあたりが明白になつていない。もうだんだんポンプが

すから、そういうような時期になります。

ういうことになっておったわけです。

付税を全部認めてくれるのですか。全

しも成り立たぬ場合があるということ

遠賀川の絵をかく場合には、まっ黒に

水を塗るのです。そのまっ黒い水をろ過して水道に送るのでしたら、この水はほんとうの敵重な、いわゆる水じゃない。しばらく置いておくと、においがします。そういう水ですよ。敵重な水質検査をやる、遠賀川の水は飲めるものじゃない。われわれが専門家に聞いた意見では、これは飲める水じゃない、しかし水がないからやむを得ず目をつぶって飲ませるんだという意見です。遠賀川の水道の水でさえそうなんです。井戸の水が幾分金がかかるといって、打ち切りの金を出さう。そうして、あの五十軒は水が出ない。五十軒ではともな水道がつくれません。だからいって、五十軒にも金を相当出しますから打ち切りぬかということになる。ここでトラブルが起こってくるわけ。百軒の住民の中で、五十軒は幾分金をよけにやって、井戸の水が復活したという事で打ち切る。そうすると、あの五十軒で水道をつくるには採算が合わない。だから、これはとてもできませんという事で投げてしまふ。こういう状態が、交付金がよけにあるところに起こってくる。そして鉱業権者はあとの五十軒について、できれば鉱業権者の負担分だけの打ち切りをやって逃げようとするわけ。こういう場合に厚生省は、二十世紀の後半の原子力時代ですから、もう井戸の水よりか、赤痢その他を防止するためには当然水道でやるべきだという指導を積極的にやらなければならぬ。それをやらないのです。

鉱業権者も、金があるけれども、水道だったらよけに負担がかかるからやらない。そしてできれば一万か一万五千円で打ち切りをやった方が安上がりだということになって、水道の問題は停滯しておるのです。こういう実態があるわけ。したがっていまのよう閉山炭鉱における状態はばらばらになってしまつて、やみ水道ができるわけ。だからその五十軒だけについては、いままである水源から細々ととってやる、施設だけは残そう、それでよろしいか、よけいな積立金はできぬけれども、君たちが自主的にこれを管理するというならば幾分の金はやるぞ、こういうことで片づいちゃうのです。だから筑豊地帯に行つてごらん下さい、やみ水道がたくさんある。これが交付金があり余っている鉱業権者のやり方です。一つのモデル・ケースです。ほとんどそういう形です。水道をつくる、水源その他からいって大へんですからね。十分交付金のある人、有資力の者に対する水道の指導をひとつ石橋さんの方で、補助金を幾らにするとかなんとかいう前に、まず基本的な指導方針を立ててもらわなければならぬ、こう思うのです。

あるという場合には、これらを含めて水道を計画するように、私のほうとしては指導するつもりでおります。また一部には、その鉱害の認定を受けました地域に対して、一方にその閉山炭鉱の専用水道があるという場合には、これらの両方をあわせて併合工事を行なうということも検討しております。つまり補助申請書その他を書き分けて、二種類の補助金を合わせまして一つの水道をつくるということも検討いたしております。

〇滝井委員 私全部言つたからちよつとわかりにくかつたと思いますが、まず、交付金がよけにあるのですから、したがってこの人は井戸の分の打ち切りなり水道の布設をみずからの金でやらなければならぬわけですね。現在水道があるのです。あるのが、井戸が復活してくるから、今度は水道を引いておつたら大へんことになるから、やめようとするわけ。あるいはできるだけ水道を小範囲にとどめようとするわけ。そのためには、住民に、目先のくらむ人に幾ぶんよけに金をやればよいのです。すなわちそれはどこに重点を置くかという、井戸の水の復活しておるところです。ところが井戸の水が復活しても、これは金けの水で、十分飲める水ではないわけ。また復活も不十分なんです。ところが井戸の水が何ぼかたまってきますと、もう井戸に水があるのだからということで、無理やりに打ち切つてしまふわけ。そうすると、いま言つたように、百軒あるうち三十軒とか五十軒打ち切つてしまふと、あとの五十軒ではもう水道は簡単な、小さなものでいいことになるわけ。これはいま五十軒の例だけれども、千軒あったとすれば、五百軒打ち切つたらあとの五百軒の水道だから、小さな水道でいいことになるわけ。いままでみないような大々的な水道でなくていいことになる。そうしますと、これを市町村に移す場合には、有資力で、すなわち市町村はどうするかという、全部の鉄管を渡さなければいけません。それから水源地もつづいていって、十年の維持管理費を下さい、こうなるわけ。そうすると、水道になりますと、ばく大な金を有資力の鉱業権者は出さなければならぬ。そこで、そのばく大な金をはじくわけ。水源地をりっぱにして、全部の配管工事をやりかえなければ、市町村は受け取らぬです、改良工事といつた。そういうことになる、これは二千万、三千万すくかかるのです。ところが打ち切りなら、一万か一万五千円で済んでしまふ。三千万金のかかるものが、千万もあれば御の字で打ち切りがでさうわけ。これをやっちゃいませうわけ。そしてできれば、水道はいまの水道を縮小した形で、やみ水道で、住民管理の形で残してしまふわけ。この方が多いのです。それは石橋さんお調べになつてごらん下さい。福岡県はこういうのはざらです。だからこれをあなたの方では、閉山をしたら直ちに現地を調査して、そういうやみ水道というものを防がなければならぬわけ。住民は何ぼか金をもらつていま、八十万とか百万とかもらつておる。ところが実際は、一千万も二千万もかかるのを、百万かそこらで泣き寝入りさせられておるわけ。こういう点

が、今度問題が起こるとどういうぐあいに発展してくるかという、百万かそこらしかもらつていない農民が、何かの変動で水が出なくなる、あるいは雨が降らなくて、湯水期になって水が出なくなると、何とかしてくれと市町村に押しかけてくる。そこで今度は新規まき直して、市町村はそこ何らかの形で水道をつくらなければならぬということ。二重、三重の手間がかかる。それなら初めのうちに、金がかかっても、鉱害で調査してきつちりとしておくほうがいい。それをやらないわけですね。だからやみ水道が非常が多くなつてきておる。こういう実態があるわけ。これは公衆衛生上からいってもよくないことでしょう。こういう指導を今後積極的にやつてもらわなければならぬ。同時に、やみ水道をなくしてもらふ。炭鉱のあと地に行つてごらん下さい。幾らでもあります。やみ水道ばかりです。町に移管せずに、そのままです。われわれの田川市でもあります。市でもあるんだから、いわんや小さな町に行つてごらん下さい。炭鉱のあった町に行つたら、幾らでもあります。住民が管理しておる。五十軒か百軒ずつ、一つの町に二つ、三つくらいあります。こういう点の指導を一体あなたの方はどうやるのか、こういうことなんです。やみ水道をそのまま放置しておくのかどうか。

〇石橋説明員 私のほうでは全国的に農山村地区に對して、簡易水道の普及ということを考えておりました。そういう鉱害その他の特殊な問題がない場合でも、一般的に農村地区に水道を普及させることを考えております。したがって、いま鉱害といった観

点からは、一応賠償その他が終わったところの地区、その他その付近にある場合、これらを含めまして一本の水道として理想的な形態のものに持っていくように考えております。

○滝井委員　まあ、そうやってもらわなければならぬのです。これは矢野さんのほうの指導になるかと思ひますが、いま言ったように、百軒なら百軒ありまして、変形の形で、正常な形ではなくて、異常な形で、たとえばマンガンがあったり、金けです、鉄があったりして、水はあまりよくない。坑内にたがってある水は、夏になると非常にくさいのです。私なんかしょっちゅうその水を飲まされておりますから、経験があります。こういう水が復活してしまふと、炭鉱は打ち切れるのです。絶対に水道は引かない。そして一部は打ち切り、一部はいま言ったように引っぱっていくわけです。大手はそれが多いんです。こういうものについては、一貫して上水道をつくらせるといふ指導方針でやる。あとで農地の問題も出ますけれども、農地にもこれと類似の問題があるのです。なるべく打ち切らせないように、その金で一貫した近代的な水道を引かせるような方法を指導する必要があると思ひます。そうしないと無知な被害者というものは、おまえのほうで何と言つたて、とても水道はできぬぞ、いま金をもらつたほうで得た、会社も東京に行つて、おれぬようになる、こういうことを言われると、そうかなと思つて、何人かの者が一万か一万五千の金をもらつてしまふと、あとは総くずれですよ。そうして大部分の人が悪い水を飲まされ、水がなくて泣いておるわけです。こちら

の指導の一貫性を立ててもらわなければいかぬのじゃないかと思ひます。○矢野説明員　ただいまの滝井先生からのお話、ごもっともであります。私のほうもどちらかといいますと、厚生省から先ほど御答弁申し上げましたように、いわゆる公衆衛生というふうな面から、こういう井戸水に対する飲害補償という問題については、水道が望ましい、こういう考え方で、われわれとしては現地にも指導しておるつもりでございます。しかし、なお総合的にいろいろそういう飲害を含めた範囲の問題については十分厚生省とも連絡をとりまして、そういう方針で進みます。現にそういう指導もしております。もちろん個々の問題で、水源問題とか、先生のおっしゃるいろいろな事態の一部起こつておることは、私もわかつておりますが、基本方針としてはそういう態度でいきたいということをはっきり申し上げておきます。

○滝井委員　できるだけ水道をつくるようにしてもらわなければならぬと思ひます。交付金が非常不足で、最終的に無資力になる場合は、水道ができる前に井戸があつたわけですから、井戸の打ち切りについてももらえないわけですね。そうして無資力で水道をつくらせてもらつても、直ちに料金を払わなければならぬという問題が出てくる。この場合に一体どういう問題が出てくるかという、農家ですよ。たとえばわれわれの地区では果樹を栽培しておる。そうすると、いまごろからそろそろ果樹に対する消毒をやるわけです。ナシやブドウの消毒です。これにはばく大な水が要るわけですよ。そうしますと、いままでだったら井戸に

たっぷり水があつたから、その水で無料で消毒夜をつくらせて消毒することができた。ところが今度は水道の水を使つてやるということになると、高い料金をとられる。ここに不満があるわけですね。無資力で水道をつくらせてもらふのはよいが、ばく大な料金を払わなければならぬのではとてもかかないません、これは何とか補助してくれという問題が出てくる。

同時にもう一つ、市にも不満が出る。たくさん失業者が出、たくさん生活保護者が出ておる市ですから、したがって、水道は二割五分を国が見て七割五分は飲業権者だ、ところが無資力になると七割五分を平分にして、国と地元の市町村が見ることになる。そうすると地元の市町村は三七・五見なければならぬ。そうすると今度は、市会を通すのがなかなかないへんです。一体何でそんなものを見なければならぬのかということになる。どうしてそういう不満が起るかという、無資力のところと有資力のところとが、同じ町の中にある。Aという地区は無資力だから市から金が出るが、Bという地区は炭鉱が有資力で、全部炭鉱は井戸の打ち切りをやつたから水道ができないということ、同じ市内で違つた形が出てくる。そこで市の当局としては、行政をやる上に非常に困難が起つてくる。これを一体どうするかといつて、市会で大問題になるんですよ。A地区には三七・五も市の金をつぎ込んで水道をつくらせてやるのはよいが、こっちは金があつて飲業権者が出さないためにできぬじゃないか、これを一体どうするかといつても、市はいかんともしがたい。こういうように

同じ飲害でも有資力と無資力のある場合に、市の立場からいふと、無資力の場合にはばく大な金を払わなければならぬ、有資力の場合は今度は住民が耐えられないので不平不満が起つてくる、こういう事態が起つてきておるのです。

〔委員長退席、始閣委員長代理着席〕

だから、これらの問題についてやはり調整する必要がある。地方自治体の行政を推進する上において、こういう点は中央であつた方が見ておられると、ちょうど水鳥が静かな水面に浮かんでゐると同じで、何も動かしておらないようであるけれども、しかし水鳥は水の中で足を動かしてゐる。こういうように何も起つていないようであるけれども、平和な市や町にそういう精神的ないざが、やはり目に見えない葛藤の形になつてきておる。これは水の問題ですから、もう少しゆいところに手の届くような政策としてやる必要があるのじゃないかと思ひます。

同じ町、同じ市の中に無資力と有資力とが出て、住民の間にこれだけ違いが出てくるのですから、どうしても無資力と有資力との間に差がないように行政指導をやる、そのためには、こういう水の問題については思ひ切つてやはり国が金を出す必要があるのじゃないかと思ひます。あれこれ金を出させておつて、これはしょうがないと思ひます。石炭政策で国の政策が間違つておつて、いまこれを大きく直そうとしておるわけですから、その責任というものには国にある、池田内閣にあるわけでありまして、そのしりぬぐいはや

はり、池田内閣が財政措置をしてもらわなければいけないと思ひます。こういう自治体内部における不均衡、有資力と無資力との格差、そしてそれが自治体の財政あるいは市議会、町村議会に及ぼす影響という点についても、あなた方は考えてもらわなければならぬと思ひます。

○中野政府委員　いま滝井先生の御指摘のような有資力と無資力の併存の場合の水道の扱いの格差の問題、またやみ水道等がそういう地域に起らないように、そういう点につきましては逓産省といたしまして、厚生省と十分協議をいたしまして御指摘のような事態が起らないような行政指導をしっかりとやっていく方針でございます。

○滝井委員　そうしますと、これからやみ水道が起らないようにすることは当然ですが、一体いまのやみ水道はどうしますか。このまま厚生省はほつておくわけにいかぬでしょう。そこで保健所はこれを摘発したいわけですから、知らぬ顔していただきます。みんな知らぬ顔してゐるのです。ところが、こういうところは今度一たん赤痢が起つたら大へんですよ。赤痢が起つたらどうするかという、これはもとの飲業権者のやることだからけしからぬといつても、実際はけしからぬのは保健所なんですね。いままで知らぬ顔の半兵衛をきめ込んでおるところに問題があるんです。知らぬふりをしておるところに問題があるのです。これは石橋さんのほうで福岡県の衛生部に聞いたら、幾らやみ水道があるかすぐわかりますよ。このやみ水道については速急に大幅な補助金を出して、そうし

てそれを市なり町村なり、自治体に移管する必要があると思うのです。そういう方針をおとりになりますか。鉱業権者がいいかげんの打ち切りの金を地域の住民にやって、そうして自主管理をさせている水道、やみ水道というのはあれだが、自主管理をさせている水道。今後は起らぬようにすることはわかったけれども……

○石橋説明員 先生のたゞいまおっしゃられました水道は、炭鉱が経営していたものではなくて、鉱害補償で、現金で補償をして地元でつくった水道だと思ふのですが、この種の水道は、炭鉱に限らず、これは補償ではございませぬが、部落が自主的につくったというふうな水道は全国にかなり多いわけでございます。そういったものとあわせて十分に対策を考えたいと思ひます。

○滝井委員 水道法ではそういうのは許さぬわけでしょう。そういう水道を許すんですか。特に鉱害地では、炭鉱が閉山をするときには、水の賠償としてきちんとした水道をつくるのが原則なんですよ。水道法はそういうことになっておる。やみ水道をつくっていいとは思ひやないわけですよ。ですから、正規の簡易水道なら簡易水道として申請をし、許可を得なければならぬです。たとえば、あるところは滝の水をとっておりまして。そうしてそこから引いて水道にしているわけですよ。ところが今度これがかんがい時になると、この滝の水をかんがい地にとると、この水道の水がなくなる。一体かんがいにとるか水道にとるか、いつももめておる。ところがあまりこれを大きくもさせると、この水道が正規のものでな

く、世の中にならなくなってしまふからそうもできないというので、うやむやにいつも片づいていくというのがあるのです。こういうものは公衆衛生の立場からいっても、それが全国至るところにそういうものがあれば、なおたいへんなことですよ。水道法違反ですよ。水道というものは、町村が何かにかんがえられないのですからね。それから今言った炭鉱とか会社で専用水道を申請した場合以外には、経営できないわけでしょう。石橋さんの言われるように、そういうふうにならぬと、これはたいへんなことですよ。こういうやみ水道をもしあなたがいまのようなおことばで黙認をしていくということになれば、今後やみ水道がどんどん出てきますよ。これから閉山する炭鉱は、みんなそういう方向をとりますよ。金が要らないのですから。わずかの金でできるのですから。もうすでに炭鉱が古い鉄管をしてつくっておるわけですか。そうすると、それが今度もし復旧をしなければならぬ、全部やりかえなければならぬという、いわゆる鉄管が老朽化して漏水が多くなつて、どうにも水道として役立たなくなつたという場合、大問題ですよ。これは大問題だ。そういうときには必ずその市町村に言うてくることになるわけですよ。だからこういう問題が起こる前にあなた

のほうで何らか、これは全国的にもそういうものが多いとすれば、これはたいへんなことだから、行政指導をしてやりかえなければならぬと思ふのです。いま大都市で水が足りないというので、あなたのほうでは生活環境施設整備緊急措置法ですか、こういうもの

をお出しになつておるけれども、やはり刃渡地、あるいはこういう産炭地における生活環境整備のための水の問題、水道整備というものは、私はやはり都市における水の問題と同様に重大な問題だと思ふのですよ。農村だから、あるいは炭鉱地だからといって、放置するわけにはいかぬのです。この問題は、いまのような石橋さんの答弁では、どうも私満足するわけにはいかないのです。まず、やみ水道は今後通産省としてはつくらないように指導いたしますというところはわかつた。そうすると、一体現在のそういう水道はどうするのだ、この処置がなければ、幾ら行政指導をしたって、現実にモデルがあるわけですから、やはりできるわけですよ。幾らやみ水道をつくるなといつたって、現実のものを何ら処置し切らなくて何を言ふかといわれたら、通産省、それまででしょう。厚生省、それまででしょう。だから、この方針を一体どうするのか、あなたがいまここで答弁できないければ、あとで局長とでも相談されてでもかまわないのですかね。

○石橋説明員 給水人口が百人以上の水道につきましては、必ず水道法によりまして認可を必要といたしております。水道法が改正になりましたのは昭和三十一年でございますが、それ以前にできておりました水道につきましては、百一人をこえたものにつきましては、当時届け出をやりまして、認可をとつたものとみなされておるわけでありまして。それからそれ以後につくりました水道につきましては、全部認可の手続をとっておるわけでありまして。また百人未満の水道につきましては、水

道法の適用外でございまして、全然規制を受けておりません。また一般的にいまして、こういった小規模の水道は、その付近に新たに簡易水道等を新設する際に、パイプをこれとつなぎまして、水源を切りかえる等の措置は全国で指導いたして現在やっております。

○滝井委員 問題は百人未満ですよ。だから炭鉱ではどうするかという、みな小さく分けておるのですよ、部落に管理させるように。ずっと一貫した水道を引くといふへんになるので、いまのように水道法の規定などがあるのを、小分けにしてしまふ。十戸か二十戸の部落に小さくしてしまふ。そうしてわずかの金をやつて管理させるといふ方法をとつておる。こういうように、法律をつくるのもう全部その上を上げてしまふのです。だからこれを、こういうところは行政はお手上げだといへばそれまでですけれども、もとはといえば、そのもとは大手の炭鉱だったのですから、大手のところをきちんと押さなければいかぬと云うのです。私の知つておるところでも、そういうふうに分けて二つ、三つ、四つくらいに、部落々々に分けておる。こういう方式で、あなたの方の行政よりか上手をいく石炭業者がおるといふことですよ。もう少しふんどしを締め直して、この水道の問題といふものは積極的によつてもらわなければいかぬと思ふ。今後の閉山処理の問題で、この水の問題が一番隘路ですよ。しかも補助金がわずかに二割五分、四分の一しかつかないということで、市町村が積極的でない。それは手出しすれば、やけどをするのです。自分

が全部負担をしなければいかぬことになつてしまふ。はなはだしいところは、市が水を配つておる。水道が老朽化して、高台には水がいかないので。だから水を配つておる。炭鉱はつぶれてしまつて無資力になったために、市が水を配つておる。そういうところがあつた。だからこういう点は、もうちょっとと石橋さんのほうで、全国的に特に炭田地帯における水道の実態の調査を精密にしたいので、ひとつ資料をいっぺん出していただきたいと思います。お願いします。

次は、さいぜん問題になつた第二会社の水道です。第一会社が鉱害を起して、町の大部分にずっと水道を引いておるわけですよ。水道をやつておる。ところが、これが今度第二会社になつた。滝井委員が今度第二会社になつたときに、一体この水道をどういう取り扱いをするかといふことです。だれが一体管理の主体になるかといふことです。しかも、その第一会社の鉱区と第二会社の鉱区が全部イコールならいいです。けれども、炭を掘るところは全然水道のある町の中と違つておる。掘るところは、一体この第一会社の水道の管理運営はどうなるのか。しかもその水道は、当然第二会社の従業員も飲まなければならぬという実態があるわけですよ。これは御存じのとおり、大部分の鉱区を第二会社が引き継ぐわけですよ。そして相当な従業員を引き継いでいくわけですから、こういう場合におけるこの水道の管理運営の主体その他の指導のしかたです

ね。

○石橋説明員 たゞいま先生のおっしゃいましたようなケースは、第一会

社が、さいぜん問題になつた第二会

社が、さいぜん問題になつた第二会

社と第二会社がその地区の給水について協議の上、だれが管理の主体になるかをきめて、いずれか一方が代表となつてその管理をするであらうと考えます。

○滝井委員 実は私が心配するのは、そういう水道というのはもう明治以来大手の会社ができて、そして水道を引いておるのですから、その水道の鉄管というのは相当老朽化しているわけです。したがってこれをかえるとすれば、何億という金がかかるわけです。その場合に、両方が話し合つてどちらかが管理するというけれども、この問題は水源の問題もからまってくるし、それから同時に、第二会社になるときは、従業員の数はいがい第一会社の三分の一か五分の一しか使わないのですね。われわれのところで大峰とか方城炭鉱というのがありますが、たとえば千五百人とか千八百人おつたのが、三百人とか五百人になってしまふのです。三分の一か五分の一に従業員はなるのです。いままで千人おるとか一万おるとかいう炭鉱が、第二会社になつたらがたつと人数が少なくなるわけですから、とても町じゅうをまかなうような水道の管理運営はなかなかできないわけですね。第一会社はそこにおる必要がないわけですから、よく大な水道料その他を払うわけにもいかぬ。それからへまをすると、これは全部水道の配管が老朽化してやりかえなければならぬということなら、何億の金を出してやりかえなければならぬし、打ち切りも見なければならぬ、水道料金も見なければならぬ、こういう問題も起こってくるわけですね。だから、早いところ逃げようということに

なるのです。できれば第二会社に全部まかしてしまいたい、こういうことになるのです。今後これが鉱害の問題と関連をして、重要な問題になるわけですね。そこで第一会社から第二会社に移行する場合における水道の処理を、今後どういふ基本方針で指導していくかということ、第二会社がやめた場合住民に迷惑をかけないようきちんとしておいてもらわなければいかぬわけですね。そうしないといふと、市が全部かぶらなければならぬことになってしまふ。なぜならば、水の問題ですから、水道がとまつたときには一刻も住民は許さぬですよ。もう市に押しつけてしまふ。いわんや水源が期限つきできめられていふようなところなら、なおさうです。たとえば水源は十年間だけは水をとらせまふということになっておつて、炭鉱が十年目にやめたといふようなことになったら、目も当てられぬことになってしまふ。こういう複雑な問題が、第一会社から第二会社に移行する場合に、今度の五三三における第二会社の可能性のあるところにおいては、そういう問題をやらんとおつて、ひとつ見落とさないように、十分調査研究をしてもらいたいと思ふのです。そうしてわれわれが質問をした場合には、打てば響くがごとく方針を出し、それに対応した対策が立てられるようにしておいてもらわなければ困ると思ふのです。それは、たとえば第一会社が第二会社に移行するときに、この水道を市に移管をしたい、あるいは町に移管をしたいという問題が出てくるわけですね。そのときに、一体その負担金はどうするかという問題が起こるわけ

です。どの程度のものを鉱業権者が負担をするのかという問題が出てくる。こういう問題はなかなか簡単に片づかない。それは第一会社から第二会社に移すといふときには、財政が火の車ですから、石炭業者としては一文だつて金を出さないほうがいいのです。だから話がまとまらないで、重大な政治問題として発展してくる可能性がある。そういうときにこの四分の一の改良費といふものをどうと出すようにすると、問題は解決しやすい。ところが七割五分は鉱業権者負担なんですから、なかなか簡単にいかない。それは人口が五万とか十万の市の水道といふのは、千五万とか二千万で片づく問題じゃない、何億とかかるのです。水源地を含めると何億とかかる。こういう問題がある。これは問題が具体化すればまた質問をしますけれども、ひとつ五三三の新しい合理化の中にもそういう問題が十分あるということをお考えにいたしたいと思ふのです。

次は、このニュー・スクラップの申請をして、交付金の決定をして、鉱害の被害者から申請が出て、そこでいよいよ鉱害の復旧にかかることになるわけですが、さいせん申しましたように、いよいよその山が閉山してから鉱害の復旧が具体的に個々の家にやられるまでには、早くも三、四年はかかるのです。そんなに長くかかったのでは大へんなんです。そこで交付金の決定をする前でも、もう明白にこれはその炭鉱の鉱害だとわかつておるものについて、鉱害の復旧をやってももらえぬかということですね。これは私は当然のことだと思ふのです。いまの各山の突

態を見ますと、どういうことになるかという、鉱業権者が、ニュー・スクラップに申請しようという腹をきめたから、もう絶対に鉱害復旧はやらぬですよ。絶対にやらぬです。そして、交付金がくるまで引き延ばしてしまふのです。もったつたら、これはやっておつた。ところがやらない。全部やらぬです。だから、住民はあわれなものですね。したがってその決定が早くなればいいのだが、決定するまでには、どんなにスピードをやつても、これは事務処理だけで半年はかかる。私の経験から言うと、最も早いもので二年はかかる。そうしますと、この被害を受けた住民といふものは大へんですよ。だから、明らかにその鉱業権者の鉱害であるということが明白で、しかも安定しておるものがあつたら、やはりやつてもらわなくちゃならないのじゃないか。ところが、それが全然行なわれない。もう鉱業権者はできるだけあとに延ばそうとする。できるだけあとに延ばせば、どういふことになるかと。もうあつちこつちから金は取られて、鉱害は私にはできませんと手をおげたらいいのです。したがってこれは、前にやれる方策をとる必要があるのじゃないか。どうせ交付金を留保するのであれば、もちろん交付決定がでるまでには、早くも三、四年はかかるのです。しかしその場合だって、これはどうせそういうところは無資力になるのですから、国がやらなければならぬのです。だから、迷惑料その他はとにかくとして、復旧だけはやつてみたらどうか、そこまでの合理化政策をおやりにならうとするならば、やはり鉱害復旧

については先手々々を打つてちょうどいくらいな感じがするのです。その勇断がありますか。

○矢野説明員 交付金制度ができました賠償の遅延する傾向が一般にあるのじゃないか、概括的には、そういうことのないように、私は特に無資力部分については石炭局といふものを通じまして、そういう傾向を持たぬように十分指導はしております。

それから第二にお話しになりました、将来無資力になりそうだというようなものに対しては、これは確かにむしる民生安定上の問題、それからまた被害を緊急に復旧しなければならぬという要請がある場合、私どもは現在事前調査を進めておりまして、いわゆる交付決定前でも現行法の弾力的運用によりましてこれを処理するという方針をすでにきめておりまして、具体的に通産局にも指示しておりますので、この臨鉱法でできると思ひます。ただ私どもが非常に心配なのは、あまりそういう制度を乱用することは、逆に鉱業権者の賠償の義務というものを非常に安易に考えるといふことがあつてはなりませんので、この辺はそれがないように、具体的なケースでそういう交付決定も繰り上げるし、その間の工事も進めるようにしよう、こういうような方針も出してあります。

○滝井委員 そうしますと、交付金の決定前でも臨鉱法の弾力的な運用でやる、こういうことでございしますが、ぜひひとつやっていたきたいと思ふんです。あなた方が中央からほとんど強力な行政指導をやらぬと、復旧事業団はともやりきれぬですね。だからそう

いう点は、積極的な指導をやっていた
だいたいと思うんです。

それから無資力の認定手続その他に
ついては、これは合理化法に譲りま
す。

それからもう一つは、鉱害家屋の復
旧にあたっては土盛りを経費、これは
国庫補助の対象になるわけです。とこ
ろが家屋の復旧そのものについては対
象にならぬわけです。そこでどうい
う場合が出てきたかという、低地
の場合、低いところに家が建って
おる場合には、低いに金をもらえ
るわけです。ところが家が狂って
おるのとは、これはあまり金が要
らないのだというので、戸額を非
常に安く見積もるわけですね。し
たがって、家の起
こし方そのほかよくないわけ
です。こういう問題が起こって
きておるわけ
です。だからこの家屋の復旧に
ついては、私は出す必要があるの
じゃないか
と思う。それは低地と高地と非
常に差
が出てきておるのですからね。

○矢野説明員 家屋自体の復旧補助
の御要望は、この委員会では先般
たびたび御指摘がございました。こ
れは前にも御説明いたしましたよ
うに、いわゆる私有財産に対する
国庫補助という考え方については、
補助体系的に非常に問題があり
まして、この前も多賀谷先生から、
すでに臨飯復旧というように狭
い考え方では、非常に御指摘もあ
ると思います。したがって、いま
の態勢からはなかなか解決が困
難なんですけれども、私ども今後
の無資力鉱害対策というものは、こ
としはさらに

相当に充実したつもりでございます
けれども、もう一歩前進して、いろ
んな考え方からそういうものに対
しても進められる考え方は、極力
進めていきたいというふうに、私
ども事務局として考えております。
現状でお話があります限りは、ま
ずそれをやることは非常にむずか
しいというお答えしかできないと
思います。

○滝井委員 いまの答えでは、国土保
全的な見地からいって、できない
けれども、いま日本は御存じのと
おり、住宅が非常に不足している
わけですね。したがって、やはり
家を長く持たせたいというこ
とは、国家経済からいって、民生
安定からいって、非常に重要な
ことなんです。あまりそういうふう
に私有財産の国庫補助とかん
とかなんとか言わずに、たとえば最
近では、災害のときは、私鉄でも
補助金を出しますよ。二十八年の
災害のときは、われわれは松野
頼三君と一緒に、熊本の私鉄にも
出すようにした。私鉄にも、出す
んです。ところがいま政府は第一
種、第二種の公営住宅を建てるの
に非常にけちくさい金しかつぎ
込まない。したがって、低所得階
層に対する家屋は行き詰まってい
るわけですね。不足して困ってい
る。そういう見地に立って、鉱害
地の住宅を整備してやる上に、ち
ょっと金を加えたい。莫大な金を
加える必要はない。いまだ土盛り
という名のものとやはり壁も塗
ってやるの、それから、その点を
もう少し弾力的に考えてやって、
高地における家屋について、も
う少し積極的にやってあげて、い
いのじゃないかという感じがする
んです。

それからいま一つは、家屋の移転で
す。特鉱法のときは割合移転が自
由になつていたけれども、臨飯は
なかなか移転させない。ところが
農家その他がこの機会に自分の
金を幾ぶん出して、増改築は、最
近では幾ぶん認めている。う
うだけれども、移転についてはな
かなか認めない。たとえば豊州
炭鉱のあの陥没したところでも、
わざわざ陥没した上に家を建て
る。土台をがっちりコンクリート
にして、うんと金をかけてやる
のだ、こういうことをおっしゃ
るわけですね。やはりそういう
ことをおっしゃるわけですね。や
はりそういうことをおっしゃる
わけですね。ケース・バイ・ケ
ースで、万やむを得ないときは
弾力的に、移転してもよろしい、
農家で畑のまんなかに家が
あるが、これを畑の端に持
つていったほうが農業経営から
合理的である、それがよくわか
るときには、その家屋の移転を
許可する、弾力的な法律の運用
と申しますか、そういう点をやる
必要がある。ところが、会計検
査院に見つけられたら、いへん
です、なかなかうんと言わな
い。こういう場合、もう少し考
えて運用する必要があるのじゃ
ないですか、どうですか。

○矢野説明員 ただいまお話しになり
ました豊州の例は、私自身人間と
いう立場からいえば、そういう
ものを認めてやらなければ、墓
の上に眠るといふことがあ
る。莫大な金を加える必要は
ない。いまだ土盛りという名の
ものとやはり壁も塗ってやるの
、それから、その点をもう少し
弾力的に考えてやって、高地に
おける家屋について、もう少し
積極的にやってあげて、いいの
じゃないかという感じがするん
です。

要だという形であれば、鉱害復旧とい
うことに幾らかでもひかかるもので
あれば、そういうことを認めること
にやぶさかではありません。単純な
移転というところになりますと、こ
れは法律の運用及び範囲をこえて
しまいます。そういう点については
今後の検討問題で、いまのところ
何ともできない。今後終閉山とい
うことが大事なことであること
は事実でありまして、多賀谷先生
から鉱害対策審議会でも検討し
るということがあります。検討を
続けるということは私も進めて
いきたいと思います。

○滝井委員 この家屋の復旧を、現
位置から、たとえば畑のまんな
かにある農家を畑の端に移した
ほうが農業経営上非常に合理的
である、という場合に、その中
央から畑の端のほうに移す経費
は私が負担をいたします、あと
はひとつ土盛りその他の金は法
律の規定どおりでもよろしいで
す、こういうことになつてもな
かなかだめなんです。一体、こ
れはどこに隘路があるのです。移
してどこに隘路があるのです。か
ら、これはより合理的な保全にな
るわけですね。畑のまんなかにあ
るの、端のほうにあって、農
業経営上増産ができ、合理的な
移転の費用は自分で出しますとい
うならば、私有財産の侵害にも
ならない。国が私有財産につ
いてやるということにならないか
ら、一体これはどこに不合理があ
るのか。法律の運用上やれない
という点があるのか。私はこの
点がどうもわからないのです。

○矢野説明員 いま先生がおっしゃ
いました具体的な例であります
が、建物のはうも鉱害復旧の際に、
その地盤の中で合法的に考える
ほうが民生安定的に、たとえば
家が庭の東のすみにあつた、し
かし庭が全部陥没した、それに
伴ってその地帯が全部陥没した、
そういうときに家を西に移した
という場合には、若干移す経費
が要らばこれは受益者負担とし
て出して、合法的にそういうもの
を認める、これは、現在でもや
っております。ただ私も移転と申
しますのは、とにかく陥没した地
帯をはるかに離れまして、陥没
していない地区に移す、という
ことで、これについては法律的な
運用でも非常にむずかしいとい
うふうに思います。

○滝井委員 そうしますと、三百六十
五番地というのが三百坪ある。そ
の東の端から西の端に移した
ほうがいいという場合、こうい
う同じ番地の中の移動は運用上
よろしいわけですね。

○矢野説明員 おっしゃるとおり、そ
の三百六十五番地全部が陥没
して、それを全部宅地として復
旧する、というときには、合法的
に認められるわけですね。

○滝井委員 復旧するといふのではな
くして、いま東の端にある家屋
を置いておけば、畑その他に影
がさしてよくない、農業経営
上やはりこれは西の端に移した
ほうがいいのだ、しかも現実
にその家は東の端で鉱害を受け
ていて、復旧は西の端のほう
が安定しておつていいからや
ろうという場合です。移転する
場合には、移転する合理的な理
由があるからこそ、農民なり

被害者に得があるからこそやってもらおうというのですからね。だからこれは、国土保全の見地からいっても決して不合理なものではないわけですよ。やはり個人の財産ですから、個人に合理的でなくてはいいかぬ。そういう見地からいくと、これを移してやるべきです。受益者負担のほうは自分が出す。一里も二里も先に移すというなら、これは問題があると思う。私はその場合についても考慮してもらいたいと思うのだが、きょうそこまで言うとなかなかです。きょう申し上げませんが、その同じ番地あるいはそのすぐそばにある。なぜ私がこういうことを言うかという、私のところでそういう例があったのです。畑のまん中に家がある、端のほうに移したいと本人は言うのだが、どうしてもだめだという。あるいは豊州炭鉱の陥没の場合でも、うんと金をかけてコンクリートの土台をつくって、どろを埋めた上に家を建てようというのですから、これは経済的に見たら実に不合理ですよ。ところが会計検査がやかましいとか何とか言っていて、あえてその不合理をやろうとしておる。

土台に莫大な金をかけるなら、どこかへ移してやったらいい。本人が、私は別に宅地を見つめますから、こう言うのですからね。しかも陥没して新しい家に建てかえる場合、坑内に家が埋没してしまつて、家はあとかたも何もなくなつてゐる、今度新しく復旧する、しかもそこに建てるといふのですから、これはあまりにしゃくし定木ではないか。そういう場合には弾力的に、よろしい、どこか宅地を見つけないさい、こういうほうが国土保全になるんじゃないか。また、わざわざ陥没する

可能性のあるところにコンクリートをつんと詰め込んで金をかけてやるよりも、あまり金をかけずに、安全な土台でやっていけるところのほうがいいじゃないか。その家の費用その他は私が持ちます、こういう場合だって、なかなかうんと言わない。それはあまり法律にとらわれてい過ぎやしないか。私は少し臨証法の考え方を修正する必要がありますと思うのですが、あなたのほうはなかなか修正しないのです。私は何回か一軒の家のために福岡に行つて、現地の最前さんとひざ詰め談判をしたことがある。しかし、なかなかこれは困難なんです。こういう場合積極的に変えていく意思はありませんか。それはケース・バイ・ケースでかまわぬですよ。

○中野政府委員 いまの先生御指摘の場合について、法律はきちんと地盤復旧に伴う家屋の復旧に補助金を出すというところになっておりますから、その地盤復旧に伴う限りにおきまして、いま御指摘のようなケースについてはできるだけ弾力的に私としては考えていきたいと思ひます。

○滝井委員 特証法のときは全部、移転でやれたのです。あれはどういう解釈ですか。

○矢野説明員 特証法の場合も一応特別会計が設定されておまして、その中にいわゆる鉅費をかけたてゐる鉅業権者はトン当たりの納付金を出しまして、そして納付金を入れたわけですよ。そして今度は、実際の補助になりまして、農地については当時八〇%でしたか、一類、二類で違ひますけれども、平均して八〇%ぐらいだったと記憶しておりますが、そういうような補

助を出しました。しかし家屋等の被害物件によつては、納付金の入つたものでやることになっておりました。特別会計全体は国庫補助は入りますが、家屋についてはその国庫補助は使えないわけでありまして。そういう点でまさに鉅業権者の負担した金ということに認められた扱い、こういうことであつたと私も考えております。

○滝井委員 たまたま国の金がわずしばかり入つてきたのだから、わずかなでもないけれども入つてきたのだから、そういう理論をいまの段階で——この法律の立法当時は土盛りをやるといふことで、国土保全だからというので大蔵省との話し合いでできたと思うのです。しかしいまもう石炭の機相が変わつてきたのだから、そういう無理な解釈自体が時代おくれになつた。それは十九世紀的な考えです。やはり二十世紀の後半における原子力時代の合理化をやるというときの考え方は、新しい前向きの一歩前進した形でやる必要があるんです。しかも日本は家屋が非常に不足している。しかも、農地もだんだん少なくなりつつある。そういう中で農業経営を合理的にやろう、あるいは住まいを合理的に改造しようというときには、私はやはり変える必要があると思ひます。十数年前にできた法律に、そうしがみつく必要はないと思ひます。それは戦争中の特証法のほうが、もっと合理的な弾力的な運用をしておつたわけですよ。だから地域の住民は、かつておれの家は特証法でよくしてもらつた、ところがその後臨証になつたら今度はどっちにもこつちにも動かさぬ、こんな損なことにはな

いと言つてみんなこぼしてしまふよ。

それは特証法の経験がなければいいけれども、みんな特証法の経験があるのです。だからこれはひとつあなたの方に考へてもらつて、合理的にやる必要があると思ひます。もう二十世紀後半ですよ。二十世紀前半にできた法律はさよならして、後半には新しい構想と創意と工夫で前進してもらいたい。これはあまり詰りませんけれども、そういう点をひとつ鉅業法改正その他のときには論議してもらつてをお願いいたします。弾力的な運用はある程度やれるようなニュアンスの答弁がありますから、ケース・バイ・ケースでそのときそのときでまた御相談します。

残そうと考えるわけですよ。自分の財産を売つたのだから、自分のポケットに何ぼか金を入れたいという気持ちがあることは人情です。人情は否定しませんが、ところがいま言ったように、鉅業権者の負担のほうで家屋なり農地を打ち切らうとするわけですよ。さいせん私は水道の問題を申し上げましたが、水道もそれと同じです。水道を引いたら金が要るから井戸で打ち切らう、もう水が復活したじゃないか、こういうことをばを用いたわけですよ。それと同じで家屋も、もう政府にたよつておつたやつで復旧できるかわからぬぞ、君、こゝろで現金五十万もあつたほうで得じゃないか、こうなるわけですよ。ところが相手方がどうこい強くて、そんな五十万じゃだめだ、私は絶対判を押さぬ、こうなると困るですから、そういうのは、よからう、君だけは百二十万やるからこの辺全部君世話せぬかということになる。君だけは百二十万じゃない、二百万でも三百万でもやる、そのかわりこの付近全部君にまかせるから、君頼むぞということになつてしまふ。これがいわゆる打ち切りについて、だからこゝろで打ち切りについても、なるほど鉅業権者と被害者との対の話かもしれないけれども、政府は交付金というものをきめて、六十日以内に鉅害の申請をさして、しかもその上で金をやるというのですから、やはり一定の方針を出す必要があると思ひます。こゝろあたりの指導が全然行なわれていない。もう通産局は、それぞれ鉅業権者とあとでおやりなさい、こういうことです。従つて、弱肉強食です。資本主義の典型的な悪い面が、この鉅害の処理にあらわれてくるわけですね。

二二三

ら、去年とことしの差額を見ようというふうな、きわめてあいまいもこのことで対々で解決をしいていっているわけです。ところが、有資力の場合はいまいもこの状態でも解決をされていくからいいのですが、無資力になりますと、これはもうまったくだめなんです。同じ国土、農地でありながら、一方、米のなる木は、毎年刈るんだから補償はしてもらわなければならぬ。しかし片一方は、多年にわたって国土の中に突っ立ってあるからこれはだめだ、こういうことになるわけです。それなら一つこのなっているナシの木なりカキの木を切って、かわりに毎年新しく植えてくれ、そうしていままで最盛期のときになっておったやつを補償してもらおう、こういうことになれば稲と同じになってしまふ、こういうへ理屈も成り立つことになる。そこで、一体農林省としてはこの問題をどう処理するように研究してきたかという事です。まず録書でどういうことになるかという、御存じのとおり、ナシとかブドウの小さな根が切れてしまふのです。亀裂が入るのです。それから同時に、下から水分を全部取られてしまふますから、ナシが非常にかたくなるのです。これは、私自分で農園をやっておったから経験があるのですが、一等のナシがたたくて食べぬようなナシになってしまふ。炭鉱がやむと、幾分それは元のようになりますけれども、しかし元のようにはなりませぬ。ナシはならぬのです。こういう目に見えない録害があるのです。ナシを食ってみて初めて、ナシの味が落ちて、かたい、品質の悪いものになっているということがある。しかし、なるには

なるのですから、何を言うか、お前のところはナシがなっておるじゃないかと言われたら、それまでなんです。特に無資力の場合は、どうにもしようがない。こういう場合に対して、同じ国土の上だが、一方は米で毎年刈り取るからいいようなものだが、片方は刈り取らぬから何もなし、こういう差別待遇はひどいじゃないかと言ってきたのだが、農林省は研究します研究しますで、もう三、四年以上になりますよ。僕が代議士に出てから言い出したから八年くらいになるのです。年貢のおさめどきがきておりますから、ひとつ農林省の方針を御説明願いたいと思います。

○大河原説明員 先生御指摘の点は数回にわたって検討を命ぜられたところでございまして、果樹園につきましては、樹園地は本来農地でございまして、これは今後復旧の対象として取り上げるように努力したいと思っております。ただ樹体、果樹の木そのものでございまして、これは樹園地自体が本来の効用が戻りまして、一たび録害を受けた樹体については復旧しないという問題がありまして、現行法上の対象に取り上げることはなかなかむづかしいわけでございまして。したがって、ただいま先生からお話がございまして、ただいま先生からもお話がございまして、農業者の一般の原則に基づきまして、当事者の間の話ということになるわけでございまして。ここで特に先生は無資力の場合の問題にされておるわけでございまして、この場合におきましては、土地の復旧に伴う休耕補償につきましては、きょう午前中いろいろ御指摘なり御議論がございまして、休耕補償の問題として前進的に考えていきたい、そういう点で御了解願いたいと思っております。年々補償的なものは、これは石炭鉱山整理促進交付金の合理的運用その他で考えていかなければならないと思っております。ただここで問題なのは、ただいま先生のお話にもございまして、有資力の場合の補償の基準でございまして、永年作物でございまして果樹につきましては、録害に基づく収穫減なり品質の低下というものを、金銭に、経済的価値に換算するという問題につきまして、なかなかむづかしい問題があるわけでございまして。これは当事者の相対的の話をする場合においては、たとえば録害法上の和解の仲介を行なう場合にも、この問題は解決しておかなければならない問題でございまして、この点につきましては、災害の性格はやや異なるのでございまして、農業災害補償制度等におきまして、果樹を録害の対象にするという問題がただいま起きておるわけでございまして、録害が行なわれておるわけでございまして、その録害対象のもの、果樹そのものの被害も録害の対象にするかどうか、する場合は評価をどうするかというふうな問題が、ただいま農林行政の面では起きておりますし、また本年度の豪雪等の場合に、果樹が非常に被害を受けておる。その場合に、被害農家に對します低利資金、国が利子補給をいたしますが、その場合の融資の限度等におきまして、永年作物は後年度の被害があるの、その面で融資の限度を上げるといふ問題が、ただいま議論になっておるわけでございまして。その場

合にも結局は、そういう永年作物の後年度の被害をどう見るかという問題になるわけでございまして、果樹の場合におきまして、そういう後年度における被害の科学的な算定という点についてただいま検討中でございますので、これらのものについて早急な一つの結論を得て、基準を確立してまいりたいというふうに考えているわけでございまして。

○滝井委員 そうしますと、まず樹園地については録害復旧の対象にするというの、これは具体的に言うと、木のはえておるところの果樹園の録害復旧といえ、たとえば凹凸ができた場合に、へこんでいるところに土を置くというの、これはいまだってできるわけですね。あなたの言う樹園地を録害復旧の対象にするというのは、無資力の場合について現金で金をやる。いわゆる農地の復旧をやる場合には、これは実際に国が金を出して、録害農者から金をとる。無資力の場合には国なり県が金を出して復旧をするのと同じように、今度は樹園地の場合は復旧するわけにいかぬのですから、金をやる以外に方法はないわけですね。樹園地の録害復旧という場合は、現金賠償をしてやるべきだというのが私の主張ですが、その点はいかがですか。

○大河原説明員 これは録害復旧とはやや異なりますが、風水害等の一般災害復旧におきまして、樹体とたなとを除きます樹園地そのものの復旧を現在行なっているわけでございまして。それに準じまして、樹園地そのものの復旧というふうに考えているわけでござい

○滝井委員 一般録害復旧において樹園地の復旧というのがちょっとよくわからないのですが、具体的に言うとどういうことをしてくれようのか。果樹園はさいぜん私が申し上げたように、あるいはあなたも言われておるように、とにかく下を掘るので、脱水現象が起るということですね。それから根が切れるということですね。そのために急激に樹体が弱るということになる。したがって、できる品物の品質が悪くなるということですね。すなわち樹体の寿命が短くなる、できる品物の品質が低下してくるという問題があるわけですね。ちょうど稲の場合でいうと、録害復旧をしても、稲を植えても、前には一〇〇できたものが、六〇か七〇しかできない、だからあとの三〇ないし四〇を暫定補償をしてくれという形があると思うのです。果樹園の場合、掘りなかつたらそのナシの木は二十年の寿命がある。ところが掘ったために十二年の寿命になった。あとの八年というものはこれは下を掘ったために短くなったんだから、その八年分について一挙に現金賠償しましょう。これならちやうど農地の復旧と同じになるわけですね。だから、そういう点をもう少しはつきりしてもらわなければいかぬと思うのです。同じ国土でも、ナシの木が立っておる国土ですからね、ナシの木と土地を切り離すわけにいかぬ、切り離したら果樹園にならぬのだから。米の場合は、刈り取っても来年同じものを植えればできますけれども、樹体の場合、なくなったら苗木という、種木を植えなければならぬ。だから極端な言い方をすれば、そ

の苗木が太るまで補償してくださいということだと言えぬわけでしょう。だから、あなたの言う樹園地を復旧の対象にするというところの具体案は一体何かわからないのです。

○大河原説明員 先生の御質問の趣旨は、私は樹園地そのもの、この土地の復旧、樹園地としての本来の復旧ということは、これは水田その他と同じように取り上げます。ただ樹体、果樹そのものの被害は、これはどうももう回復しない。したがってこの点についてはやはり鉱業法上の相対の問題ではないかというところで申し上げたわけでございます。ただその場合に、土地の復旧工事に伴う休耕補償については、午前中も先生からいろいろ御指摘がございましたが、この点については、積極的な方向で、無資力の場合でござい

ますが、無資力の場合に前進的な方向で検討していくことでござい

ます。

○滝井委員 わかりました。それなら妥協して、ここまでやってもいいでしょう。樹体が非常に、下を掘ったために衰えてくる。したがってちょうど稲に暫定補償を行なわれるように、この暫定補償を何年かやってもいいというわけですね。農民はそれで満足するのです。無資力であった場合に、一文ももらえないのですからね。したがってあなたのほうで、樹体というものを、下を掘った場合にはこの程度の衰えができる、この程度の損失がでる、したがって三年なり五年は、下を掘らなかつたならばとれるであろう生産額の、たとえば減が二割とか三割とかあったならば、その分だけは五年間見るとか、そういう基準を出しても

らって、その分だけを鉱業権者が出す、鉱業権者が出せないならば、農地の復旧に国が引き込むと同じように、その分だけ現金を農民にやる、そういう形になってもらえば一歩前進です。そういう方向で、現金をやるというところで、農林省はいいですか。

○大河原説明員 先生のお話は、無資力の場合、これは交付金の中で片づけるというふうな問題だと思ひます。

○滝井委員 交付金の中で片づかぬのですよ。

○大河原説明員 臨鉱制度に樹園地そのものを載せました場合は、本来やはり樹園地としての効用が回復するまでは、これは一般の田畑と同じように、やはり当然、暫定補償という問題になると思ひます。

○滝井委員 その暫定補償というのは現金ですから、そうなりますかという事です。それをしてくればよろしい。ところが、いまそれが出ないのです。暫定補償も何も出ないから、今後は田に暫定補償をやると同じように、果樹園にも、有資力の場合は暫定補償を当然くれる、無資力についても、果樹園は何ももらえないのです。農地は無資力になった場合は、復旧もしてくれば、暫定補償もくれるのです。同じ農地の場合、果樹園は何ももらえない。復旧してもらえない。木が立っておるから、暫定補償ももらえないのです。だから少くとも暫定補償だけは、無資力になった場合も、有資力の場合もやる。そういうことになったならば、一歩前進だから引き下がります。そういうことです。

○大河原説明員 たてまえといたしましては、当然暫定補償は見筋合ひで

ござい

ますが、先生も御承知かと思ひますが、現在の暫定補償の基準でござい

ますが、これは臨鉱法に基づく省令で定められておりますが、これは一般的な田なり畑なりの通常の利用方法に即しまして、土地本来の効用が戻らない間の努力その他の増高経費とそれから復旧後土壌がなれるまでの減収と

か、そういう土地本来の効用の未回復部分を見ておるわけでございます。したが

が、果樹園の臨鉱復旧をした場合に、果樹園として見るか畑一般として見るかという問題が実は残るわけでございますが、いずれにいたしましても、その土地が本来の効用に戻らないために生ずる減収を見るというこ

とになるわけでございます。その評価の問題については、先ほど当事者間の問題として申上げましたように、相当客観的な基準を要するという問題がござい

ますので、その点もうしばらく研究をさせていただいたというふうなことを考へております。

○滝井委員 あなた方が法律解釈上から土地のほうで排水その他でうまくいっておらぬ、あるいは亀裂が入って

おる、こういうことなら、農地と同じように見るといふなら、それでいいです。むしろあなたのいまの御説明から、なるほどこれは果樹について凹凸ができた、ひとつ土を入れてくれというので少し土を入れてもらった、土を入れてもらったけれども、ちょうどたんに稲を植えてなかなか復旧ができないと同じように、これはまた根が切れたり、それから十分果樹が水分を吸収するだけの力ができていない、土は

入れたけれどもできていないから暫定補償を出さなければならぬ、こういう

理論でもかまわないですよ。暫定補償は今後果樹についてはやる、その基準は検討する、こういうことでわかりました。

次は不毛田、それから社有田。現在たくさん社有田があるわけですね。それから同時に滝井義高なら滝井義高の持っておる不毛田もたくさんあるわけ

です。それで、これが二つになるわけですね。一つは、有資力の場合は、会社が臨鉱で復旧するかもしれませんが、そのまま放置するかもしれません。しかしその会社の持っておる不毛田にして

も、もとはこれは滝井義高、井手以誠なんかが所有者なんです。そしてこれの契約を見ると、炭鉱がやめたら、それをものと滝井義高あるいは井手以誠に返しますという一筆がある。そうすると、これは当然何とかなければならぬという問題が出てくるわけですね。あるいは今度の改正でこれはばく大な金が、農地として復旧するにはかかる。そうすると、これは宅地になるかもしれない。この場合における農林省の処理の仕方、それからこれは同時に、農業委員会の問題になってくるわけ

です。それで会社で簡単にそういって、これは農業委員会が解放せいで、た

くさんの雑種地を持つておる。それで雑種地は取り上げられるから、これをどういうようにしておるかという

と、みんなグラウンドと申して、これは会社のグラウンドだということ

で、ポタをずっと置いておる。そして戦争中にイモやらなんかわれわれが行ってつくっておったところに、みんなポタを捨てております。そして平坦

地にして、これはグラウンドだ、炭鉱

の社宅、炭住を建てることだったというところがある。これは農民がもと

とおれのたんぼだから解放してくれということ

がございますれば、これもやはり臨鉱復旧の対象にすることは可能であるというふうに考えるわけでございます。これが第一点でございます。

それから第二点は、杜有田一般の問題についての先生の御質問だと思いますが、御承知のとおり、現在福岡県で、われわれの調査によりますと、杜有田と申しますか、これは非常に境目がむずかしいのでございまして、先生は難地とおっしゃいましたけれども、水が出てため池的なものになっておるものと、そうでないものと、いろいろあるものでございまして、三百町歩余りのものがあるというふうに承知しております。これにつきましては、農地改革当時約一千百町歩の杜有田があったわけですが、そのうち約八百町歩を解放した。その残りはどうして残ったかと申しますと、炭鉱付近で陥没のおそれがあるというものでございまして、要するに収獲不安定地でございまして、解放して農家に渡しましては、その上でりっぱな自作農ができぬ。したがって、これはもう買収除外するのだということと、あとは保安用地その他で近く転用相当だ、ほかの目的に使うのだということがはっきりしているものについて、買収の除外をしたわけではございまして、その考え方は現在の農地法にも引き継がれておりまして、炭鉱や鉱山の付近の陥没のおそれのある農地と、それから近く転用相当のある農地、転用相当の場合においては、知事が指定しております。それから陥没のおそれのある農地につきましては、農業委員会が指定しておりますが、それについては、現在やはり所有制限の例外になっております。した

がって、その事情のかわらないものにつきましては、農地法上も解放という問題は起こらないわけでございまして、ただ終閉山等があった場合、それに伴って保安用地でなくなるというふうなことで、知事がこれはもう近く転用相当という事態が消えた、あるいは終閉山によつて鉱害が安定したというふうな場合には、これは何と申しますか、その陥没のおそれがなくなったというふうな問題があると思いますが、それにつきましては、やはり所有制限の問題が起るということになると思

います。
○滝井委員 今のところは大事なところですから、ちょっとお静かに願いたいのです。われわれのふるさとがつぶれるかつかぬかという問題ですが、簡単にいぬかぬですよ。今のことは、もうちょっとあとで、具体的な例で、それが起るから農地局に相談に行きます。

次は盗掘、侵掘の問題です。合理化事業団が買い上げをしておるところに盗掘、侵掘があるし、そうでないところにも、さいぜん私はわれわれのお寺の問題を出しましたけれども、盗掘、侵掘の問題があるわけですね。ところが、これはもう鉱業権者と関係なく民法上の問題だということで、鉱害の処理をしてくだないわけですね。そのために住民は非常に困っておるわけですね。ところが、住民にしてみれば、これはだれが盗掘したかわからぬわけですね。いつの間にかどこからかモグラのように来て下を掘って、突然家がぼこぼこ沈んでしまう。私自身がそういう目にあったのです。ぼかたふろ場が陥没して、ふろがたけなくなった。一体だ

れが掘ったかという、いや、先生の下は昭和二十六年に掘ったのですよといふことが出てきた。こういうふうに、深いところを掘るのであるからわからないのです。ところが盗掘、侵掘は民事関係で、鉱害にならない、臨鉱法の対象にならない。それじゃ通産局は一切何をしておたかということになる。こういう問題については、明らかにこれは臨鉱法でやってもならぬと、かなわぬわけですよ。はなはだしいのになると、鉱業権者とそれから侵掘した人が、鉱害の復旧をのがれるために、こっそり話し合つてやるわけですよ。そうならたらこれはもう無政府ですけれども、そういうことが行なわれるわけですね。これはもう、その上に家屋なり田地、田畑を持つておる善良なる住民は、全く知らない間にやられてしまう。通産局にいつてもこれは侵掘です、われわれは知らなかつた、こうなつてしまふ。それなら通産局がいつて、それを取り締まってくれというても、取り締まりに行くとだれもいない。坑口には杭木を打ちつけて入れぬようにしている。ところが夜中になると、その杭木はずして掘ってしまう。それでは夜中も行って監督して下さいと言つても、いや、われわれは夜中まで行って監督はできません、命があぶない、通産局はこう言うのですよ。ところが住民がいつてやるわけにはいかぬですから、警察も、これは通産局にいつて下さい、こう言う。だからこういふふう

かにしてもらわぬとかなわぬ。こんなものはざらですよ。特にこうしてどんどん山がつぶれて、大手もつぶれていつて、そして浅いところに石炭が残る。またちょっと石炭の景気が冬場に

安く売れない。こういう問題が一つ出てきた。そうすると、労働者はこれは住んでいける。それからもとこの炭住の所有権は鉱業権者にある。鉱業権者は無資力になつてしまつておる。そうして国税庁がこれを差し押えておるから、鉱業権者は動かすことができない。ところがここに一つ抜けるところがある。どういふ抜けるところがあるかという、この差し押えている炭住に対して、鉱業権者が家賃をとりにくる。これは所有権は鉱業権者にあるから、家賃をとることは可能です。これを一体どう防止するかということでは無資力になつておつて、鉱害その他は全部国にやつてもらつておる。炭住は国税庁が押えておるけれども、その炭住の家賃をとりにくる、こういう場合が起つてきた。これを一体どうするか。炭住に住んでおる人は、全部生活保護者なんです。家賃はだれが払うかという、市が払う。したがつてこの鉱業権者は、市に家賃の取り立てにはいれない。その住んでおる生活保護者のところについて、お前これに判を押せ、こういうわけですね。私は家賃を払いたいけれども払えませんが、だからひとつ市に払うようにお願いいたしますというのを一筆書いて、判を押して市に持つていく。そうすると、生活保護者だから、市が家賃を払わざるを得ない。そこで三十万とか五十万の金が出てきていく。しかもニール・スクラップでは炭住を国税庁が押えてい

る。政府が労働者に安く事業団と同じように払い下げればよいが、国税庁はそれをやらない。きようは時間がありませんで、いづれ国税庁は次会にや

○廣瀬(正)政府委員 ただいま御指摘の問題につきましては、鉱業法を改正いたしましたので明確に救済したいと思つておりますが、鉱業法も今度の国会にぜひとも改正案を出したいと思つて、ただいま作業を進めております。それまでのところは、現行法で弾力的な運用によつてできる限り善処してまいりたい、かように考えております。

○滝井委員 ぜひひとつそうやっていただきたい。それから炭住です。筑豊の炭住というものは、国税庁が差し押えをしております。そうしますと今度は、そこにいま住まいを持つておる労働者が、その炭住を買いいたいと思うわけですね。御存じの通り、いまニール・スクラップでは炭住は買わなくなつた。旧方式では炭住も一緒に買い上げおつた。合理化事業団が炭住を買い上げれば、合理化事業団と労働者の間で安く売買ができるわけですね。ところが国税庁がこの炭住を押えたからには、これは評価委員が評価をしてやるので、炭住を

ります。その前に、高くてその炭住を労働者が買ったといたします。その炭住の人は全部鉱害をほうってしまつておる。そこでこの炭住の鉱害復旧ができるかどうかということです。それから同時に、この炭住には水道があるが、この水道はさいせん言うように、もう鉱害地でない、炭鉱の用地だといふので、全部鉱業権者が切つてしまふ、電気も水道も切つてしまふ、こういう問題が起つてくるわけですが、合理化ばかりは一生懸命にやるけれども、住民の生活の住まいと水の問題を炭住の中において解決しなければならぬという問題が出てくると、解決の方法がない。私たちは、いまそこで詰めてきて、この家賃をどうするかといふので、家賃を払わないようにしているが、暴力団みたいなものが入ると、生活保護者はみんな力が弱くから判を押してしまふ。市は無理やりには取られない。国の金を取られるのではない。生活保護者の金は、八割は市が出し、二割を国が出す。ここに水道の問題、鉱害復旧の問題が出てくる。炭住の鉱害復旧をするかどうか。合理化事業団が旧方式で買ひ上げるときは、炭住については鉱害復旧はいたしませんという一筆をとる。ところが国税庁が押えてほうつてある炭住は取り手が無い。労働者が買つと、鉱害復旧の対象になる可能性が出てくる。筑豊はもう至るところ炭住があるのであるから、そしてその炭住のまわりは、全部鉱害復旧するのである。そして無資力だったら、今度は水道がつくわけですが、ところが炭住だけは炭鉱のものであるからつかない、こういう問題が出てくるわけですが、そうすると、これにつけようとする

れば、受益者負担で炭住の生活保護者が金を出さなければならぬ。そうするとその分は市が金を出さなければならぬ。国は金を出さぬ、こういうことになる。こういう複雑な問題があるので、炭住の鉱害復旧はできるのでしようね。

○中野政府委員 いま御指摘のように、非常に複雑な問題で、簡単にこの場でどうやうたらしいという結論は、いま鉱害課長とも相談してみたのですが、ございませぬけれども、よく現地の事情も調べさせまして、何らかの解決策を知恵をしぼつて研究したいと思ひます。

○滝井委員 実は、最近は大手の炭鉱では全部希望退職、いわゆる退職の募集をやるわけですね。そうしますと、この労働者はすぐに東京、大阪に行かないのですよ。全部炭住に残つてしまふ。したがって、この炭住に残つてしまふ労働者から家賃を取るか取らぬかというところは、大問題ですよ。だから大手の炭鉱で希望退職をした方は、いま炭住全部家賃を払つておりません。ところが、これが、いま言つたような問題が起つてくると、家賃の問題が必ず出てくる。大手だつて病院を閉鎖し、厚生施設の水道等を市に移管したり、あるいはこま切りに小さな水道にするといふことになると、炭住だつて電気料から家賃から取らなければならぬことになつてしまふ、こういう問題が起つてくるわけですが、閉山炭鉱にはすぐに起つてくる問題で、いまだそれが表面化しないだけで、十分御検討になつていただきたい。

それから無資力になつたならば、原則的にやはり炭住にも水道を引いてやらなければいかぬと思う。そうしないとその地区だけは水がない、こういう問題が起つてくる。そうすると、その負担の区分の問題が起つてくるわけですが、われわれのところは無理にお願いして、共同桧だけを引いた。しかしその分だけ市の負担がふえた、こういう問題があるわけですが、皆さんまだたくさんあるのですが、皆さんお集まりですから、最後に一点だけ。臨鉱法の四十八条で、急速に鉱害の復旧をすることが特に必要と認める場合には、地域の指定をしますね。それから、それはたぶん三分の二以上の賛成が何かを得てやりますね。この臨鉱法では、御存じのとおり、年度に入る前に鉱害の復旧計画を立てる。この鉱害の復旧計画と特に必要と認めて三分の二の皆さんが要求をして復旧する場合との復旧計画との関係ですが、年度の途中でこれをに入れてくれるかどうか、年度の途中で入れるとすれば、その予算措置というものは一体どうなるのか、こういう問題です。

○矢野説明員 ただいまのところ年度の途中で、そういう問題がございませぬ、当然に私どもとしてはこれを指定するといふことで考えております。そこでそれに伴つての予算措置についてでございますが、予算の弾力的な運用でカバーできれば、もちろんそれで済みますが、どんなふうな場合かといふことになれば、そういう場合には予算問題も考えなければならぬといふことも出てくるだらうと思ひます。

○滝井委員 そうすると、年度の途中で三分の二以上申し出て、特にこれは急速に復旧することが必要だといふ場合には、同時に四十八条二項五号の「復旧工事に着手すべき地区として選定しない」といふのは、どういう場合に選定しないのですか。

○矢野説明員 それは多くの場合、無資力鉱害の地区がこれに当たるものと考えております。有資力でございませぬ、ある程度の負担がございませぬから、特に急速という必要性ももちろんないわけでありませぬ。したがって、無資力鉱害の地区といふことが指定をする際には優先する、こういうふうに見ていただければけっこうかと思ひます。ですから、無資力鉱害でないものについてはこの指定がなくなるというところが、逆にあり得るわけでありませぬ。

○上林山委員長 補充質問が井手委員からあるようでありますから、できるだけ簡潔にお願いします。

○井手委員 鉱害は非常に切実な問題でございませぬので、簡単に二点だけ伺ひたいと思います。

その一つは、ボタ山の処置でございませぬ。閉山する炭鉱のボタ山の予防措置が鉱害として取り扱ひができるかどうかといふ問題です。例から申し上げたいかと思ひますが、実は三十八年度の閉山炭鉱として予定されておる唐津炭鉱、このボタ山が、昭和二十八年のあの二十八年災にボタくずれがありまして、道路と河川を埋め、一部落

の水道をだめにしてしまひました。そういう実績がありますし、十日ほど前の雨にもボタくずれがあつて、被害が起つております。そこで炭鉱のほうでは、排水溝や若干の防災工事はやつておりますが、地元民としてはこれは非常に困る、何とか根本的な対策を講じてもらわなければならぬといふ悲痛な訴えを受けました。これは手防工事になるわけですが、危険に瀕しておるそのボタ山の鉱害防止について、これが鉱害として取り扱ひができるかどうか、鉱害処理その他未払い賃金などの非常に多額の場合にはなかなかむずかしい点もあるけれども、会社で補償できる余裕がある場合は、当然に防災工事の完全なものを置いて置かなければならぬ、もしそれが不完全であつた場合に、非常に犠牲を受けた場合には、その責任はだれが負うかといふ問題が起つてまいりますから、その点、それを含めてひとつ御回答がいただきたいと思ひます。私は、単に鉱山保安監督局がこの程度ならばよろしいといふことでは済まされる問題ではないと思ひます。これが一つです。

それからもう一つは、実は筑豊や佐賀、長崎の中小炭鉱、零細炭鉱の閉山処理を見ますと、事業団が調査したときは支払い義務はゼロであつた。ところが交付金を交付する段になりまして、いつの間にかやら退職金や未払い賃金が一千万にも二千万円にもなつて、すでにそれが払われたといふ事実を私どもは知つておるのでございませぬ。いろいろございませぬけれども、その裏話はいたしません。意外にとんでもない金額になつて支払われておる。しかもその金額が労働者に支払われる場合に、

ういうことでですね。復旧計画の変更もなし得る。当然なし得ると思ひますが、問題は裏づけがなければ何にもならないですからね。

もう一つは、復旧工事に着手すべき地区に選定しない場合といふのは、一体どんな場合ですか。三分の二の申し出があつて、急速に復旧することが必要だといひながら、同時に四十八条二項五号の「復旧工事に着手すべき地区として選定しない」といふのは、どういう場合に選定しないのですか。

○矢野説明員 それは多くの場合、無資力鉱害の地区がこれに当たるものと考えております。有資力でございませぬ、ある程度の負担がございませぬから、特に急速という必要性ももちろんないわけでありませぬ。したがって、無資力鉱害の地区といふことが指定をする際には優先する、こういうふうに見ていただければけっこうかと思ひます。ですから、無資力鉱害でないものについてはこの指定がなくなるというところが、逆にあり得るわけでありませぬ。

○上林山委員長 補充質問が井手委員からあるようでありますから、できるだけ簡潔にお願いします。

○井手委員 鉱害は非常に切実な問題でございませぬので、簡単に二点だけ伺ひたいと思います。

その一つは、ボタ山の処置でございませぬ。閉山する炭鉱のボタ山の予防措置が鉱害として取り扱ひができるかどうかといふ問題です。例から申し上げたいかと思ひますが、実は三十八年度の閉山炭鉱として予定されておる唐津炭鉱、このボタ山が、昭和二十八年のあの二十八年災にボタくずれがありまして、道路と河川を埋め、一部落

今まで払っておった賃金は、実は借り入れ金で支払っておったのだから、これは取り戻しますよと云って、たとえ一万円を支払う場合には九千円を天引きして渡すという事実があらわにあらに起こっておりまして、考えてみれば、これは閉山という葬式の香典、どろぼうにもひとしいと私は言いたいのです。そうなるまいかと、一方の鉱害のはうが完全に処理ができません。いま申し上げた事業団の買い上げの交付金の交付の問題については、それはあなた方に注意を申し上げておきますから、注意として受け取ってもらいたいと思っておりますけれども、その場合に借金支払いや退職金が膨大になったために、鉱害の支払いが非常に不足した場合にどういふ始末をつけていたのか、それは簡単に、無権者と認めていただけたらどうかという点をお伺いしたいのであります。以上二点です。

○矢野説明員 前段の御質問に對しましては、具体的な事例を私存じませんけれども、先生のおっしゃる通りに、現実にはそれは鉱害認定に当然なるのだという事になれば、いまのケースにつきまして、いわゆる現在の臨鉱法の中に、主務大臣は特別の事情があると認める場合におきましてそういうケースを見る事が可能でございます。したがって、そういう点の処置をいたします。

それから第二点につきまして、いわゆる支払い賃金があつたことによって非常に鉱害を圧迫してしまつたというお話でございますが、賃金につきましては、現実には労働基準監督署の認定のもとに計算をしておりますので、確かに

いろいろな事前調査ではない点で具体的に出てくるケースはあるようでございます。しかしそれによつて鉱害が非常に圧迫されるという事は、そのワケが減るわけでございますが、おっしゃるとおり、あとその鉱業権者の財産状況によりまして、これはもうそのほかに債務が多くて鉱害の処理ができないというふうな状況ならば、これは無資力鉱害として、復旧については無資力鉱害の取り扱いをいたします。こういうことです。

○多賀谷委員 関連して、先般質問をしておりました鉱害の供託金の取り戻しについて、立法趣旨と違つておられるんじゃないか、供託金はいわゆる当該鉱区の鉱業権における鉱害の復旧が完了したときに初めて支払われるべきものが、逐次支払われておつて、米びつがからになったときに気がついて困るじゃないかという質問をしたのであります。これは法制局と十分打ち合つて答弁するということでしたが、どういふ結果であるか、お聞かせ願ひたい。

○中野政府委員 多賀谷先生の先般の委員会での御質問に関連をいたしました、これは鉱業法の第九十九条の問題でございますが、条文によりますと、当該鉱区又は租鉱区に関する損害を賠償したとき供託金が取り戻せる、こういう規定になっております。この解釈につきまして、内閣法制局と打ち合つておりました。多賀谷先生のお説のとおりでございます。その鉱区または租鉱区の損害を全部賠償したときと解釈すべきであるという法制局の見解でございます。ただ現在、鉱害の全部の賠償を完了しないときでも、供託金の取り戻しを認めておりますが、こ

れは法律の規定にもありますように、この取り戻しは通産局長の承認にかからしめておるわけでありまして、その関係で通産局長は被害者の保護に欠けの承認を行なつておるわけでありまして、御注意もありませんが、今後の問題でございますが、終閉山の閉山炭鉱につきまして、現在運用されております供託金の取り戻しの結果、罹災者の保護に欠けるおそれのあるような場合には、一部取り戻しの承認を行なうように、慎重な運用をはかりたいというふうに考えております。

○多賀谷委員 その供託制度がいよいよ積み立て金制度になりますと、一時鉱業法が停止されるわけですね。ですから積み立て金の運用についても、純然たる供託金と同じ趣旨でやれとは私は言いませんけれども、これはやはり逐次積み立て金を返しておつたのでは、終山時における鉱害の処理に私は十分な対策ができない、こういう状態になると思う。これはひとつ十分留意していただきたい。

もう一点は、最近の閉山における整理交付金、これを申請する場合に御存じのように、あなたの方で法律に基づいて損害を請求するように公示をいたします。ところがこの鉱害の申し出を、鉱業権者のほうからはきつうわけですね。そうして鉱害の申し出を行なうところは復旧をおくらず、こう言つておる、こういう事実がある。せっかく法律をつくつて、先ほどから滝井委員もおっしゃつておりましたけれども、その鉱害の復旧に万遺憾なきを期すためにある制度が逆用されておる、こういう事実があるわけですね。それは鉱業

権者としては、なるべく鉱害の申し出が少なくて、できれば整理交付金を現金でもらいたい、それを運転資金にしたいという気持ちはあるでしょう。しかし現実には鉱害があるのに黙つておいて、それは一体いつ直してくれのですか。こういう事実が相当多い。しかも大手の炭鉱にもそういう事実がある、こういうことを聞いておるわけですが、これを一体どういふように行行政指導されるつもりであるか、御説明願ひたい。

○矢野説明員 いまのような事例につきましては、私も非常に遺憾に思つております。現実には先ほど申し上げましたように、大手なんかにつきましては、石炭協会なんかを通じて、鉱害処理をいわば適正にやるような指導をしております。今後そういう事実があれば、われわれも具体的にそこによく注意をするという形で進みたいと思つております。

○上林山委員長 他に質疑の通告もありませんので、これにて両案に対する質疑は終了いたしました。

○上林山委員長 これより両案を一括して討論に入るのでありますが、別に討論の通告もありませんので、直ちに採決に入ります。

内閣提出、石炭鉱害賠償担保等臨時措置法案及び臨時石炭鉱害復旧法の一部を改正する法律案を一括して採決いたします。

両案に賛成の諸君の起立を求めます。

○上林山委員長 ただいま議決いたしました両法案のうち、臨時石炭鉱害復旧法の一部を改正する法律案に對して、始開伊平君外二名から附帯決議を付すべしとの動議が提出されております。この際提出者に趣旨説明を求めます。始開伊平君。

○始開伊平君 私は自由民主党、日本社会党並びに民主社会党を代表いたします。ただいま可決せられました臨時石炭鉱害復旧法の一部を改正する法律案に對して附帯決議を付する動議を提出いたします。

最初に案文を朗讀いたします。

臨時石炭鉱害復旧法の一部を改正する法律案に對する附帯決議 (案)

石炭鉱業合理化の進展に伴う終閉山炭鉱の統出並びに鉱害問題特に無資力鉱害の激増等の事態により、地域住民の不安が増大している実情にかんがみ、政府は、この際民生安定の見地から、鉱害処理の抜本的対策を確立するよう早急に結論を出すとともに、次の諸点について検討を加え、必要な措置を講ずべきである。

一、第二会社に移行する場合には、第一会社はその鉱害を確認し、その復旧計画を樹立するよう指導すること。

二、終閉山後のかんがい排水施設の維持管理については、臨時石炭鉱害復旧法の規定による維持管理の方法に準じて適切な措置を講ずること。

三、終閉山後の上水道等を地元市町村に引き継ぐにあつては、市町

村の過重負担とならないよう適切な措置を講ずること。

特にあらためて御説明を申し上げる必要もないかと思いますが、鉱害の復旧あるいは鉱害の賠償につきましては、本来鉱山業者、鉱業権者にその責任が属しておりますが、そういうことでは累増する鉱害を復旧いたしましたとして、急迫せる現地の要請を満たすことはできませんので、先年臨時石炭鉱害復旧法というものを制定いたしました。そして、鉱害復旧事業団を設ける鉱業権者の負担のほかに、国あるいは地方公共団体もそれぞれ相当の負担をいたしました。累増いたしております鉱害を総合的計画的に復旧することを今日進めておるのでございます。ところが、最近の石炭業界の実情から申しますと、その鉱害は終閉山炭鉱の続出に伴うものが多く、したがってまた、無資力鉱害が激増するような情勢にございますので、この際政府は国土の保全あるいは民生の安定というふうな見地から、鉱害処理の根本的な問題につきましてさらに検討を加えて、抜本的な対策を確立するように早急に結論を出してもらいたいということが、この決議案の主眼でございます。項目は三つ並べてございますが、この三つの項目はこれまたきわめて重要な内容を含んでおりますので、これまた、これまた慎重に検討をせられまして、至急に必要措置を講じていただきたい。個々の項目につきましては特に御説明を申し上げることはないと存じますが、できる限りすみやかに必要な措置を講じていただきたいと考えておる次第でございます。

これをもって説明を終わります。何とぞ満場の御賛成をもって御可決あらんことをお願い申し上げます。
○上林山委員長 これにて趣旨説明は終わりました。

これより本動議を採決いたします。本動議に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○上林山委員長 起立総員。よって、本案に附帯決議を付するに決しました。ただいまの附帯決議に關しまして、この際政府の所見を求めます。通商産業大臣福田一君。

○福田国務大臣 ただいま臨時石炭鉱害復旧法の一部を改正する法律案に關しまして附帯決議がございましたが、この法律の御審議の過程を通じても、鉱害処理につきましてはその解決にいろいろと困難な問題もございまして、政府としてもその対策に腐心するところでございますが、今後この附帯決議の趣旨を尊重いたしまして、鉱害処理対策の充実に努める所存でございます。よろしくお願いいたします。

（拍手）

○上林山委員長 ただいま議決いたしました両法案の委員会報告書の作成につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○上林山委員長 御異議なしと認めます。よって、さように決しました。

次会は明後二十三日午前十時より開会することとし、本日はこれにて散会いたします。

午後四時二十六分散会

〔参照〕

石炭鉱害賠償担保等臨時措置法案（内閣提出第九四号）に關する報告書

臨時石炭鉱害復旧法の一部を改正する法律案（内閣提出第一二〇号）に關する報告書

〔別冊附録に掲載〕